宜野湾市子ども未来応援計画

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、
将来に向かって夢や希望を持って成長していける地域社会の実現をめざす

平成３１年３月
宜野湾市

はじめに

近年、我が国において、核家族化や地域社会の変容、価値観の多様化がみられ、子ども達が身近な社会の中で多様な経験をする機会が失われてきているとともに、経済的な困窮・非困窮にかかわらず社会的に孤立している世帯も多くなってきていると言われております。

そのような中、国においては『子どもの貧困対策の推進に関する法律』及び『子供の貧困対策に関する大綱』を定め、また、沖縄県においては、平成 27 年度に相対的貧困率 29.9%という推計結果を発表、『沖縄県子どもの貧困対策計画』を策定し、全県的に子どもの貧困対策を推進しているところであります。

本市におきましても、第四次総合計画に「子ども成長支援プロジェクト」を重点プロジェクトとして掲げ、各種子育てや教育に関する施策を推進しております。そしてこの度、子ども達の将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、未来に向かって健やかに成長することのできる宜野湾市を目指して、本計画を策定いたしました。

子育て環境の整備および教育をはじめとした人材育成は、これからの沖縄振興においても大変重要であります。そして、今後本計画を推進することにより、教育と福祉、また、行政と地域・企業など、多分野間での連携を進め、子ども達にとって明るい未来予想図が描ける地域社会を実現してまいります。市民の皆様におかれましても、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、子ども調査アンケートやワークショップ、パブリック・コメントにご協力いただきました市民の皆様、子ども支援団体ヒアリングにご協力いただきました支援者の皆様、アンケート調査へのご助言および結果に対するご考察をいただきました名桜大学非常勤講師の山内優子様、宜野湾市地域福祉計画懇話会並びに子ども支援対策計画策定専門委員会の皆様に対し、心からの感謝とお礼を申し上げます。

平成 31 年３月

宜野湾市長　松川　正則

ー　目　　次　ー

序．計画の枠組み …… 1
１．策定の背景・目的 …… 1
２．計画の位置づけ …… 3
３．計画期間 …… 3
４．子どもを取り巻く本市の現状 …… 4
（１）本市における各種基礎データ …… 4
（２）宜野湾市子ども未来応援計画策定に係るアンケート調査結果の概要 …… 8
（３）課題の整理 …… 46

Ⅰ．総　論 …… 49
１．理念・目標 …… 49
（１）基本理念 …… 49
（２）基本目標 …… 49
２．施策体系 …… 52
３．本市の子ども支援の考え方 …… 57

Ⅱ．各　論 …… 59
基本目標１．子どもや若者達への支援 …… 59
（１）幼少期からの基本的生活習慣の確立と健全な心身の育成 …… 59
（２）確かな学力と豊かな創造性の育成支援 …… 66
（３）支援を要する青少年のための取り組み …… 71
基本目標２．保護者への支援 …… 74
（１）子育ての不安・負担感の軽減に向けた支援 …… 74
（２）保護者の生活基盤を支えるための支援 …… 77
（３）ひとり親家庭への支援 …… 84
基本目標３．推進体制の構築 …… 86
（１）取り組みを継続するための基盤の充実 …… 86

Ⅲ．計画の推進に向けて ･･･ 91
１．目標指標の設定 ･･･ 91
２．計画の推進に向けて ･･･ 92

参考資料編 ･･･ 93
１．「社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会」で実施する関連事業について ･････････ 93
２．策定の経緯 ･･･ 95
３．策定の体制 ･･･ 96

おことわり

本計画につきましては、当初『宜野湾市子ども支援対策計画』という仮称で策定が進められていたため、策定専門委員会の名称や子ども調査アンケートの趣旨説明等で計画名を『宜野湾市子ども支援対策計画』とした記載がございます。

計画の策定過程において、計画名称の変更に関する提案がなされたことにより、より親しみの持てる名称とすべく、『宜野湾市子ども未来応援計画』と決定いたしました。

かかる事情より２つの計画名称が混在しておりますが、ご了承くださいますようお願いいたします。

序．計画の枠組み

１．策定の背景・目的

＜子どもの貧困を取り巻く我が国の動向・取り組みの状況等＞

貧困等の問題を抱える家庭では、保護者が多忙で子どもと関わる時間が少なく、親子間を含めた地域の中での人間関係の希薄さがみられる中で周囲からも孤立しており、子どもの学力や自己肯定感にも悪い影響を与えている実態が懸念されています。

我が国における相対的貧困率※は OECD 加盟国の中でも低位となっており、厚生労働省の「平成 28 年国民生活基礎調査」によれば、全国の子どもの７人に１人が全国の平均的な所得の半分の所得を下回る“相対的貧困”の状況にあります。また、子どものいる現役世代についてみると、大人が二人以上の家庭では相対的貧困率が 10.7%であるのに対して、ひとり親の世帯（子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯）においては 50.8%と２人に１人が相対的貧困の状況にあります。

※相対的貧困率：所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていないものの割合。

こうした状況を踏まえ、国においては、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策推進法）を平成 26 年１月に施行しています。同法は子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としており、国及び地方公共団体の責務をはじめ、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項等を定めています。

また、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」による計４回の意見聴取により、平成 26 年６月に「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」が内閣府特命担当大臣に提出され、その後、意見調整の上、同年８月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。同大綱においては、“第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する”等といった 10 の基本的方針の他、子どもの貧困に関する 25 の指標、指標の改善に向けた「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」等の６つの重点施策が示されています。

＜沖縄県の取り組み等＞

上述した潮流を踏まえ、沖縄県においては市町村データを用いて独自に本県の相対的貧困率の算出を試みており、平成 27 年 11 月、相対的貧困率 29.9%という推計結果を発表しています。同時に、子どもの基本的な暮らしや子どもが現在置かれている状況等を把握するための調査を実施し、「沖縄子ども調査結果」（平成28年3月）として取りまとめています。さらに、平成 28 年３月には、これらの調査結果を踏まえた上で、子どもの貧困対策として総合的・全県的に取り組むべき基本方向を定めた「沖縄県子どもの貧困対策計画」の策定を行っています。

沖縄の子どもを取り巻く厳しい状況を踏まえ、内閣府においては平成 28 年度から平

成 33 年度までを子どもの貧困対策の集中期間と位置づけて緊急的に措置を講じることとしており、平成 28 年度より『沖縄子供の貧困緊急対策事業』として予算の交付を行っています。こうした支援を受け、沖縄県では県内各界の関係機関等で構成する「沖縄子どもの未来県民会議」を設立し、多岐にわたる課題の解決に向けた議論や社会全体の推進運動への発展を企図しています。同県民会議の議論を踏まえ、「子どもに寄り添う給付型奨学金事業」を平成 28 年度よりスタートするとともに、子どもに支援を届ける取り組みへの助成として「子ども未来ジョイントプロジェクト助成事業」を創設するなど、具体的な支援方策の実施に取り組んでいます。加えて、平成 29 年３月には２度目の調査となる「沖縄子どもの貧困実態調査事業・報告書」の取りまとめを行うなど、継続的な調査実施を図っています。

＜宜野湾市の取り組み等＞

宜野湾市では、「第四次宜野湾市総合計画」において、重点プロジェクトの一つに「子ども成長支援プロジェクト」を掲げ、「子どもの育ちの保障と充実」や「地域と連携した教育活動」等の取り組みを推進しています。また、「第三次宜野湾市地域福祉計画」（平成28年3月）において、“子どもの貧困対策”と“生活困窮者支援”の二つを重点施策として位置づけるとともに、「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月）や「第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」（平成30年3月）等を策定するなど、子どもの健全育成や困難を抱えた家庭への支援に向けた各種計画を策定しています。

また、上述した沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金を活用した「子どもの貧困対策支援員の配置」や「子どもの居場所の運営支援」をはじめ、高校進学を目指す生活困窮世帯の中学生を対象とした「学習支援事業」、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親の高等学校卒業認定試験対策講座受講支援を行う「宜野湾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」、民間賃貸物件を活用した住宅支援を行いながら総合的自立支援を行う「宜野湾市ひとり親家庭生活支援事業」など、貧困の連鎖を断ち切り、子どもの貧困を解消していくための各種具体的・実践的な取り組みを展開しています。

さらに、子どもの貧困対策をめぐり、行政と地域と企業等とが連携する仕組みとして、平成28年度に「宜野湾市子どもの貧困対策支援協議会」を設置し、市の実情に応じた貧困対策のあり方の検討に取り組んでいます。

＜宜野湾市子ども未来応援計画策定の目的＞

子どもの貧困対策が大きな課題となる中、全国的にそうした課題に向き合う人々及び自治体が増えてきています。今を生きる子ども達の未来を育んでいくためにも、官民総力を挙げ、待った無しで取り組んでいく必要があると言えます。

本計画は、経済的困窮等を抱える子どもとその家庭の“生きづらさ”に寄り添い、子どもの健やかな育ちを支援するため、本市における子どもやその家庭の状況を把握するとともに、子どもの貧困対策をはじめとした各種支援制度等の動向や地域の人的資源等の把握・活用方策の検討等を通し、全ての子ども・子育て家庭に対する支援に総力を挙げて取り組んでいくため、『宜野湾市子ども未来応援計画』として策定するものです。

２．計画の位置づけ

本計画は国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」や、沖縄県の「沖縄県子どもの貧困対策計画」などを踏まえつつ、宜野湾市の『第四次宜野湾市総合計画（基本構想・前期基本計画）』や『第三次宜野湾市地域福祉計画』等、各種関連計画と整合性を図りながら定めるものです。

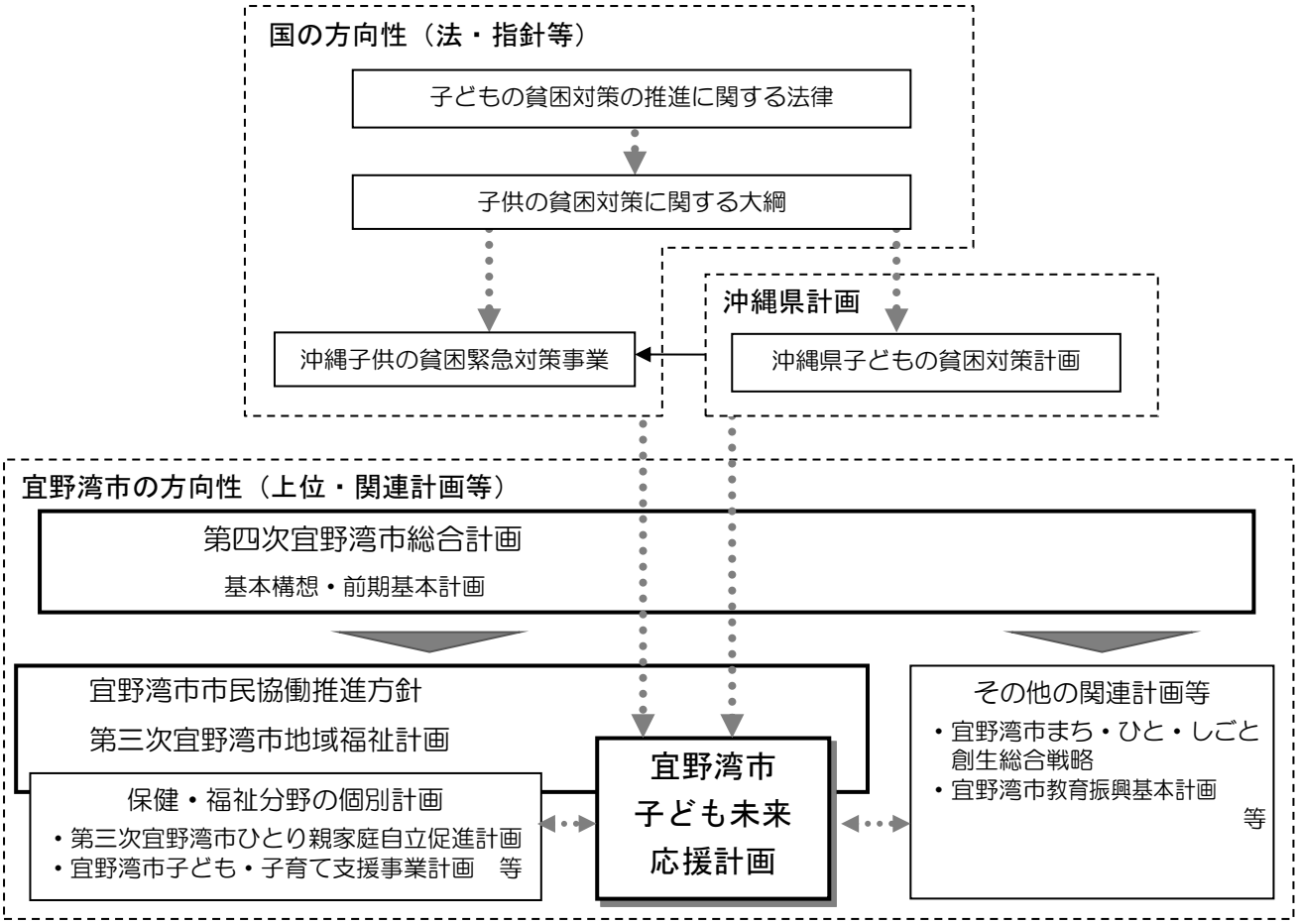

３．計画期間

計画期間は平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）の５年間を計画期間とします。なお、毎年度進捗確認を行っていくとともに、社会情勢の変化等により計画の内容を修正していく必要が生じた場合には適切に対応していくものとします。

４．子どもを取り巻く本市の現状

（１）本市における各種基礎データ

①一人当たり市町村民所得の推移

・宜野湾市の一人当たり所得は微増傾向にありますが、全国の 2/3 程度で、県平均より低くなっています。

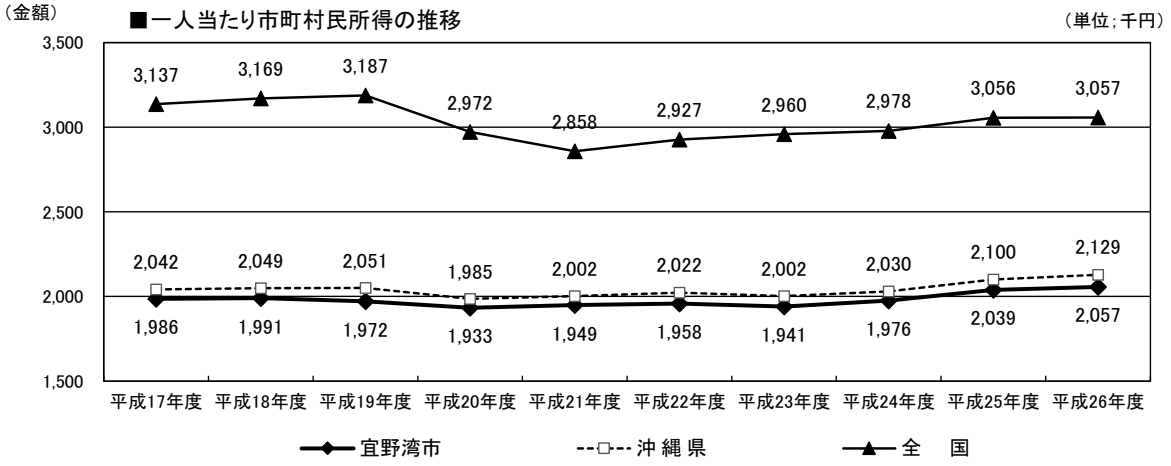

資料：沖縄県市町村民所得、県民経済計算

②ひとり親世帯数の推移

・平成２年度以降、宜野湾市の母子世帯は増加から横ばい、父子世帯は減少傾向にあります。

■ひとり親世帯数の推移

世帯	年	宜野湾市	沖縄県	全国
母子世帯	平成2年	893	11,402	551,977
	平成7年	853	11,995	529,631
	平成12年	991	13,545	625,904
	平成17年	1,115	14,931	749,048
	平成22年	954	14,137	755,972
	平成27年	994	14,439	754,724
父子世帯	平成2年	138	1,783	101,705
	平成7年	119	1,863	88,081
	平成12年	124	1,866	87,373
	平成17年	113	1,911	92,285
	平成22年	105	1,770	88,689
	平成27年	90	1,738	84,003

資料：国勢調査

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	893	853	991	1,115	954	994
父子世帯	138	119	124	113	105	90

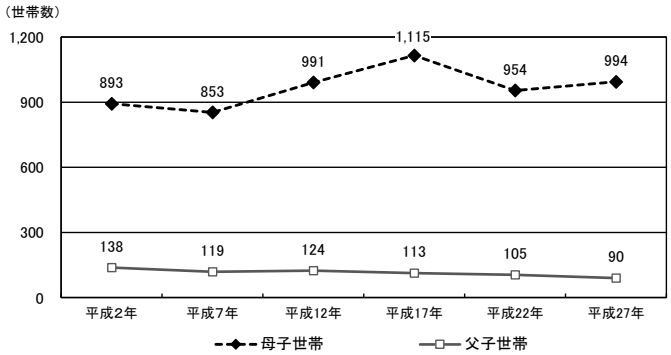

③児童扶養手当受給者の推移

・児童扶養手当受給対象者は平成 25 年度をピークに微減傾向にあります。なお、未婚の母子世帯数は増加傾向にあり、受給者に占める割合も増加しています。

■児童扶養手当受給者の推移　　各年度末現在

	児童扶養手当受給対象者					
	合計	対象児童との続柄別				
		母	未婚の母子世帯数 受給者に占める割合	父	未婚の父子世帯数 受給者に占める割合	養育者
平成19年度	1,368	1,352	127(9.3%)	―	―	16
平成20年度	1,436	1,419	139(9.7%)	―	―	17
平成21年度	1,439	1,420	149(10.4%)	―	―	19
平成22年度	1,584	1,440	151(9.5%)	123	不明	21
平成23年度	1,673	1,498	167(10.0%)	152	不明	23
平成24年度	1,723	1,526	178(11.7%)	160	―	37
平成25年度	1,728	1,522	182(12.0%)	170	1(0.1%)	36
平成26年度	1,681	1,494	188(12.6%)	159	1(0.1%)	28
平成27年度	1,657	1,481	185(12.5%)	151	1(0.1%)	25
平成28年度	1,633	1,474	191(13.0%)	141	1(0.1%)	18
平成29年度	1,622	1,459	193(12.9%)	135	1(0.1%)	28

資料:児童家庭課

④生徒の進路状況

・宜野湾市の中学校卒業後の進路をみると、平成 29 年３月卒業の生徒の高等学校進学率は 95.3%で、県平均と比べて 1.6 ポイント低くなっています。卒業者 1,036 人のうち、進学・就職していない者は 38 人で、近年増加傾向にあります。

・高等学校卒業後の進路状況については、大学等進学率は 39.5%で、沖縄県平均と同程度となっています。

■ 中学校卒業後の進路状況

区分 / 年度		卒業者総数	高等学校等進学者	専修学校等進・入学者	公共職業能力開発施設等入学者	就職者	左記以外の者	高等学校等進学率(%)	卒業者に占める就職者の割合(%)
宜野湾市	平成25年3月卒	1,002	955	8	5	7	27	95.3	0.7
	平成26年3月卒	1,033	992	9	3	13	16	96.0	1.3
	平成27年3月卒	1,011	968	8	―	18	17	95.7	1.8
	平成28年3月卒	991	944	6	―	11	30	95.3	1.1
	平成29年3月卒	1,036	987	9	2	―	38	95.3	―
沖縄県(平成29年3月卒)		16,920	16,392	54	12	89	363	96.9	0.6

資料:学校基本調査

■ 高等学校卒業後の進路状況

区分 / 年度		卒業者総数	大学等進学者	専修学校(専門課程)進学者	専修学校(一般課程)等入学者	公共職業能力開発施設等入学者	就職者	一時的な仕事に就いた者	左記以外の者	大学等進学率(%)	卒業者に占める就職者の割合(%)
宜野湾市	平成25年3月卒	795	322	206	3	19	91	―	154	40.5	12.1
	平成26年3月卒	842	347	214	3	23	115	22	118	41.2	13.8
	平成27年3月卒	835	369	244	8	15	87	1	111	44.2	10.4
	平成28年3月卒	823	350	251	4	13	92	―	113	42.5	11.3
	平成29年3月卒	851	336	221	2	13	113	―	166	39.5	13.3
沖縄県(平成29年3月卒)		14,607	5,774	3,658	327	232	2,437	128	2,046	39.5	16.8

資料:学校基本調査

⑤平成 29 年度全国学力・学習状況調査　平均正答率及び県平均・全国平均との差の推移

・平成 29 年度の全国学力・学習状況調査より宜野湾市平均と県平均・全国平均との差をみると、平成 24 年から平成 29 年にかけて小学６年生では大きな差はなく、県平均・全国平均を上回っている年も見受けられました。しかしながら、中学３年生では県平均・全国平均を下回っている状況が続いており、特に全国平均との差が大きい状況にあります。

■平成29年度全国学力・学習状況調査　平均正答率（小学6年生）

		国語A	国語B	算数A	算数B	平均
小学６年生	**宜野湾市平均**	**73.0**	**57.0**	**80.0**	**47.0**	**64.3**
	県平均	73.0	57.0	81.0	46.0	64.3
	全国平均	74.8	57.5	78.6	45.9	64.2
	県平均との差	0.0	0.0	−1.0	1.0	0.0
	全国平均との差	−1.8	−0.5	1.4	1.1	0.1

■平成29年度全国学力・学習状況調査　平均正答率（中学3年生）

		国語A	国語B	数学A	数学B	平均
中学３年生	宜野湾市平均	72.0	67.0	56.0	42.0	59.3
	県平均	72.0	67.0	58.0	42.0	59.8
	全国平均	77.4	72.2	64.6	48.1	65.6
	県平均との差	0.0	0.0	−2.0	0.0	−0.5
	全国平均との差	−5.4	−5.2	−8.6	−6.1	−6.3

■県平均・全国平均との差の推移

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
小学校	県平均との差	2.1	0.4	−0.4	−0.7	0.9	0.0
	全国平均との差	−3.3	−3.6	−0.5	−0.3	2.0	0.1
中学校	県平均との差	−0.7	−1.5	−1.0	−0.5	0.0	−0.5
	全国平均との差	−9.7	−10.1	−8.1	−7.3	−5.7	−6.3

⑥小学校・中学校の不登校児童生徒数

・宜野湾市の小・中学校の不登校児童生徒数は平成 20 年度から大きく増加しています。小学校の不登校児童生徒数の最大は平成 28 年度の 62 人で、中学校の不登校児童生徒数の最大は平成 27 年度の 164 人となっています。

■小学校・中学校の不登校児童生徒数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
宜野湾市内小学校の不登校児童生徒数	20	13	18	14	15	28	18	39	62	57
宜野湾市内中学校の不登校児童生徒数	87	56	61	79	77	116	144	164	133	131

⑦要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率

・宜野湾市の要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数はそれぞれ増加傾向で、就学援助率も増加傾向にあります。特に準要保護児童生徒の就学援助率については平成28年度から29年度にかけて大きく増加しています。近年、県をあげて就学援助の周知を行っていることや、本市の認定基準値を見直し対象者の拡充に取り組んだことから、利用が増えたものと推察できます。

■要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率

			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
宜野湾市	要保護及び準要保護児童生徒数	要保護児童生徒数 (a)	111	147	180	174	180	158	165	183	168	190
		準要保護児童生徒数 (b)	1,571	1,620	1,673	1,759	1,804	1,755	1,798	1,810	1,853	2,271
		要保護・準要保護児童生徒数 合計 (c)=(a)+(b)	1,682	1,767	1,853	1,933	1,984	1,913	1,963	1,993	2,021	2,461
	公立小中学校児童生徒数 (d)		9,316	9,378	9,267	9,259	9,193	9,183	9,187	9,231	9,292	9,307
	就学援助率	要保護児童生徒 (a)/(d)	1.2%	1.6%	1.9%	1.9%	2.0%	1.7%	1.8%	2.0%	1.8%	2.0%
		準要保護児童生徒 (b)/(d)	16.9%	17.3%	18.1%	19.0%	19.6%	19.1%	19.6%	19.6%	19.9%	24.4%
		要保護・準要保護児童生徒 合計 (c)/(d)	18.1%	18.9%	20.0%	20.9%	21.6%	20.8%	21.4%	21.6%	21.7%	26.4%
沖縄県	就学援助率	要保護児童生徒 (a)/(d)	2,251	2,302	2,409	2,494	2,456	2,463	2,356	2,243	――	――
		準要保護児童生徒 (b)/(d)	20,409	20,493	22,797	24,391	25,599	26,103	26,842	27,296	――	――
		要保護・準要保護児童生徒 合計 (c)/(d)	22,660	22,795	25,206	26,885	28,055	28,566	29,198	29,539	――	――
全国	就学援助率	要保護児童生徒 (a)/(d)	131,033	136,648	147,755	152,060	152,947	148,497	143,351	136,798	――	――
		準要保護児童生徒 (b)/(d)	1,305,128	1,351,465	1,403,328	1,415,771	1,399,076	1,366,018	1,352,134	1,329,336	――	――
		要保護・準要保護児童生徒 合計 (c)/(d)	1,436,161	1,488,113	1,551,083	1,567,831	1,552,023	1,514,515	1,495,485	1,466,134	――	――

※沖縄県・全国のH28年度、H29年度データは公表されていないため未掲載（H30．11．19現在）

⑧宜野湾市内で実施している子どもの居場所

・宜野湾市内の子どもの居場所は、市・沖縄県が実施・運営費補助等しているもので８団体あり、地域（自治会、子ども会や有志）やＮＰＯ法人、ボランティア団体等が中心となり居場所を提供している居場所や、障害者地域活動支援センターで実施している居場所があります。

・地域の子ども達に安全・安心な居場所を提供し、学習支援や食事の提供、キャリア形成支援活動等、地域の実情に合わせた支援を行っています。

■宜野湾市内で実施している子どもの居場所

	名　称	実施場所	開所日	備　考
1	我如古区自治会こどもの居場所『ゆ～でぃき家～』	我如古１－36－12	水曜日・土曜日 14:00～18:00	
2	普天間３区自治会こどもの居場所	普天間２－10－１	火曜日・木曜日 14:00～18:00	
3	宇地泊区自治会こどもの居場所『宇ちゅうの風』	宇地泊242	金曜日 16:00～18:00	
4	NPO法人沖縄上等プロジェクト『普天間やまがっこう』	新城１－32－５　３階	月曜日～金曜日	
5	野嵩一区子ども会『のいちご食堂』	野嵩２－２－21	毎月第３土曜日	子ども食堂を実施。
6	『はぴわん』	普天間１－３－５（障害者地域活動支援センターはぴわん）	月曜日～金曜日 7:00～8:00	普天間小校区の子どもへ朝ご飯の提供。
7	普天間居場所づくりプロジェクト『そいそいハウス』	新城１－６－２	定休日；火曜日 14:00～18:00	
8	『地域むすびクラブ』	大謝名５－23－１（大謝名団地自治会事務所）	月曜日 7：30～8：30	子どもをはじめとした地域住民への朝食支援。

（２）宜野湾市子ども未来応援計画策定に係るアンケート調査結果の概要

１）調査実施の状況

【調査の目的】

宜野湾市に住む子どもを取り巻く社会や経済の状況が、子どもの成長や夢や希望、日々の生活などにどのように影響しているかを調べ、これからの子どもや子育て環境への対策を検討していくことを目的とし、アンケート調査（子ども調査）を実施しました。

【調査の対象及び実施方法】

沖縄県が実施した「沖縄子ども調査」に準じ、市内在住の未就学児から高校生までの保護者及び児童生徒に対してアンケート調査を実施しています。各調査の対象及び調査実施方法は以下の通りとなっています。

①未就学児童（１歳児・５歳児）の保護者：郵送による配布・回収

②小学１年生の保護者：学校を通して配布・回収

③小学５年生の児童及び保護者：学校を通して配布・回収

※各学級内で子ども票・保護者票をセットで配布。子ども票については、担任の協力のもと、教室で回答。保護者票については児童が持ち帰り、保護者が記入。それぞれのアンケートについては、調査票記入後に回答者自身で返信用封筒に密封。学校を通して回収を行った。

④中学２年生の生徒及び保護者：学校を通して配布・回収

※配布・回収方法は上記③と同様。

⑤高校２年生の生徒及び保護者：学校を通して配布・回収

※市内に立地する県立高等学校（宜野湾高等学校、普天間高等学校、中部商業高等学校）の協力のもと、宜野湾市在住の生徒とその保護者を対象に実施。

※各学級内で子ども票・保護者票をセットで配布。子ども票・保護者票を生徒が持ち帰り、それぞれが記入。それぞれのアンケートについては、調査票記入後に回答者自身で返信用封筒に密封。学校を通して回収を行った。

【配布・回収の状況】

■調査票の回収状況

調査対象			配付件数（件）	有効回答数（件）	有効回答票率（%）	マッチング数（件）	マッチング率（%）
保護者のみ調査	未就学児	1歳児	2,322	518	44.7	－	－
		5歳児		519			
	小学1年生	保護者	1,093	821	75.1	－	－
マッチングによる調査	小学5年生	保護者	1,060	890	84.0	882	93.3
		子ども	1,060	945	89.2		
	中学2年生	保護者	944	696	73.7	675	88.0
		子ども	944	767	81.3		
	高校2年生	保護者	541	361	66.7	356	94.9
		子ども	541	375	69.3		
	小5・中2・高2合計	保護者	2,545	1,947	76.5	1,913	91.7
		子ども	2,545	2,087	82.0		
総計		保護者	5,960	3,805	63.8	－	－
		子ども	2,545	2,087	82.0		

有効回答数1,037の内、困窮・非困窮に分類できる回答数986

有効回答数821の内、困窮・非困窮に分類できる回答数746

マッチング数882の内、困窮・非困窮に分類できる回答数812

マッチング数675の内、困窮・非困窮に分類できる回答数626

マッチング数356の内、困窮・非困窮に分類できる回答数333

※「マッチング数」とは、「保護者の調査票」と「子どもの調査票」について、同一世帯の情報として集計が可能となった数をいい、「マッチング率」とは、子どもの有効回答数を母数として、マッチング数を除した割合をいう。

■有効回答数の内、困窮・非困窮に分類できる回答数

調査対象		実数	割合
未就学児	困窮	177	18.0%
	非困窮	809	82.0%
	合計	986	100.0%
小学1年生	困窮	159	21.3%
	非困窮	587	78.7%
	合計	746	100.0%

■マッチング数の内、困窮・非困窮に分類できる回答数

調査対象		実数	割合
小学5年生	困窮	210	25.9%
	非困窮	602	74.1%
	合計	812	100.0%
中学2年生	困窮	172	27.5%
	非困窮	454	72.5%
	合計	626	100.0%
高校2年生	困窮	95	28.5%
	非困窮	238	71.5%
	合計	333	100.0%

※困窮・非困窮の計算について

本調査では、沖縄子ども調査同様に、児童手当など社会保障給付金を含んだ世帯全体の年間の可処分所得（いわゆる「手取り額」）を聞いている。その額を基に世帯人数で調整した額（等価可処分所得）を算出し、122 万円未満の世帯を困窮層とした。

（122 万円は厚生労働省「平成 25 年国民生活基礎調査」において推計された相対的貧困基準（いわゆる「貧困ライン」））

なお、本調査で導き出した困窮層の割合については、あくまでアンケート結果より算出したものであり、「相対的貧困率」とは異なるものである。

※高校生調査（高校２年生の生徒及び保護者調査）について

高校生調査については、宜野湾市に立地する県立の高等学校（３校）に協力を仰ぎ、それぞれの高等学校に在籍している本市在住の生徒及びその保護者に調査を行ったものとなっている。市外の公立高等学校や私立高等学校は調査対象となっていないことに留意して読み解く必要がある。

２）小学１年生・小学５年生・中学２年生調査結果の概要

①勉強について

〇授業の理解　<小5児童：問4、中2生徒：問4>

学校の授業について、『わからない』（「1．いつもわからない」＋「2．ときどきわからない」）とする回答割合をみると、小学生（42.9%）に比べて中学生（65.2%）では『わからない』という回答が 22.3 ポイント高くなっています。

また、小学生・中学生ともに「いつもわからない」という回答も少なからずみられ、学校の授業についていくことができない児童生徒が一定程度いる状況にあります。

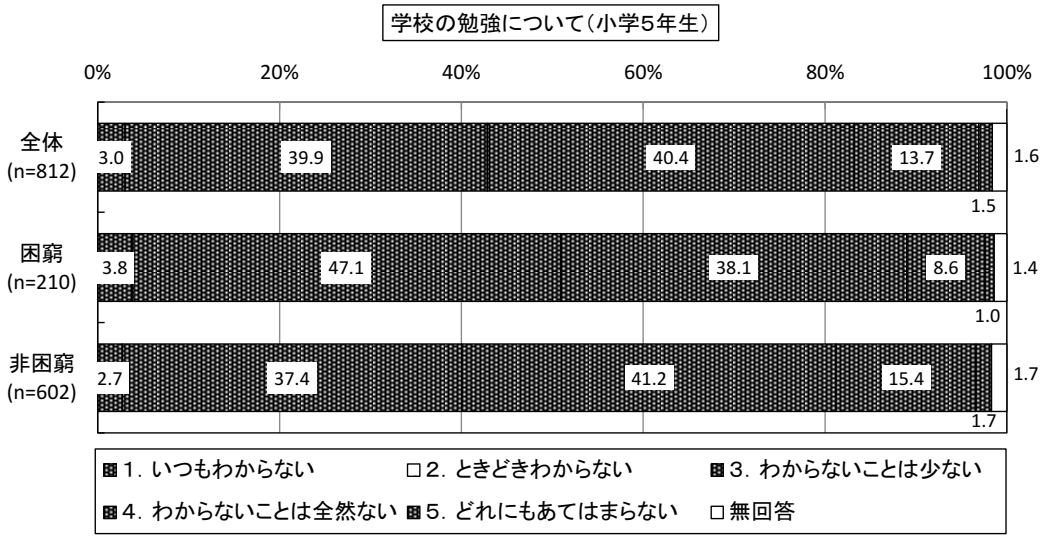

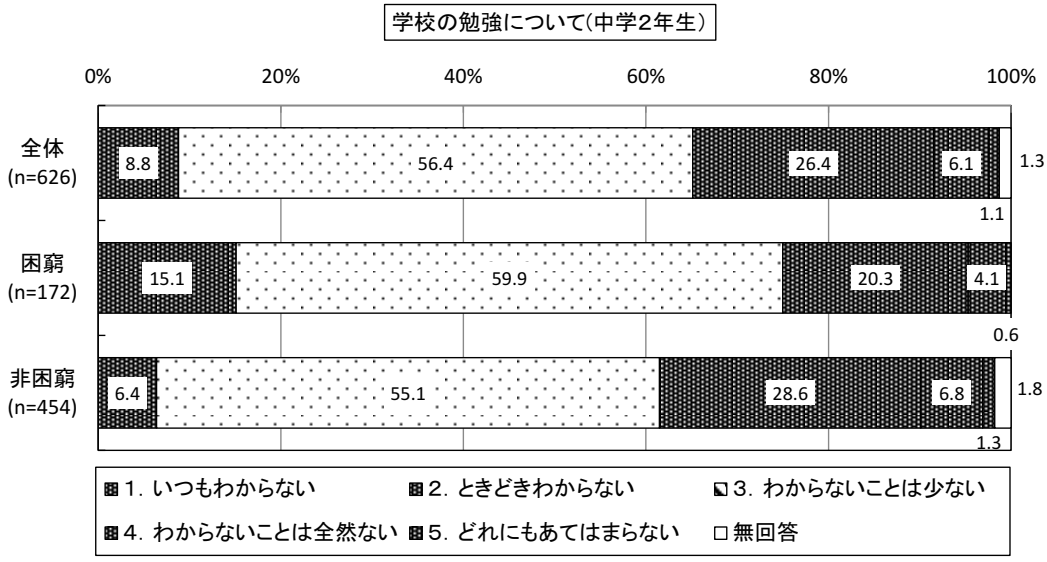

○進学意識の理想　<小５児童：問８、中２生徒：問８、小５保護者：問10、中２保護者：問10>

進学意識について、経済状況別に児童・生徒本人と保護者の比較を行いました。保護者は、小５保護者・中２保護者ともに所得に関わらず大学進学意識が高いことがわかります。児童生徒についてみると、小学５年生・中学２年生ともに保護者に比べて大学進学まで希望する割合が低い傾向にあります。また、非困窮世帯に比べ、困窮世帯の児童生徒では大学進学まで希望する割合が低い傾向にあり、特に小学５年生で経済状況による差が顕著な状況となっています。

なお、学校の授業について『わからない』と回答した小学５年生について、進学意識を経済状況別にみたところ、“授業についていくことができていない非困窮世帯の児童”の場合は大学まで希望している児童が約６割（59.8%）であるのに対し、“授業についていくことができていない困窮世帯の児童”の場合は４割弱（35.5%）となっています。経済的な要因に加えて授業がわからない状況にあることで、高度な教育を望まない気持ちが早い段階で芽生えてしまっていることがうかがえます。

進学の意識（小5児童・保護者×経済状況（困窮　n＝210、非困窮　n＝602）

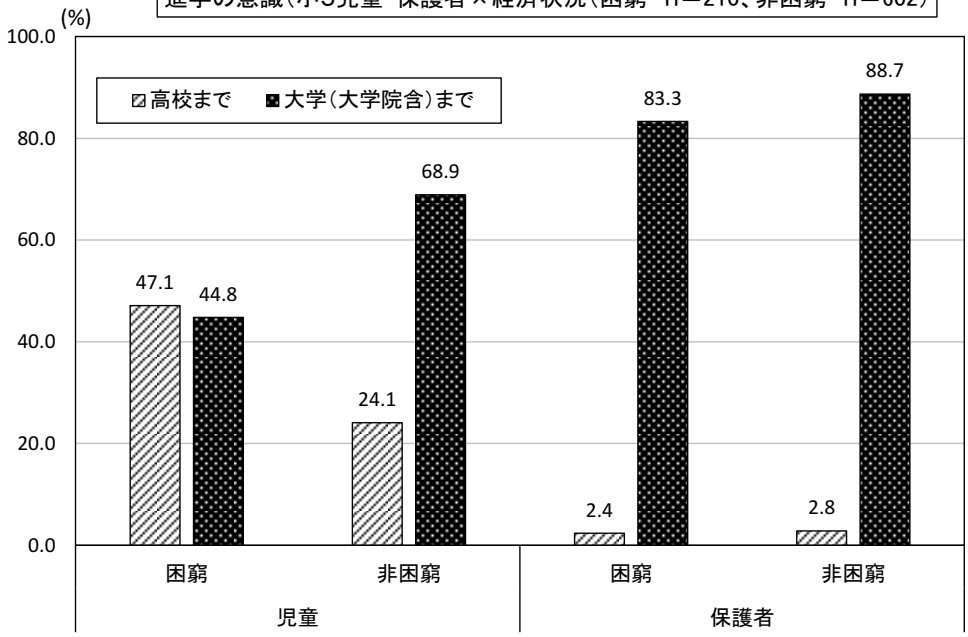

進学の意識(中2生徒・保護者×経済状況(困窮　n＝172、非困窮n＝454)

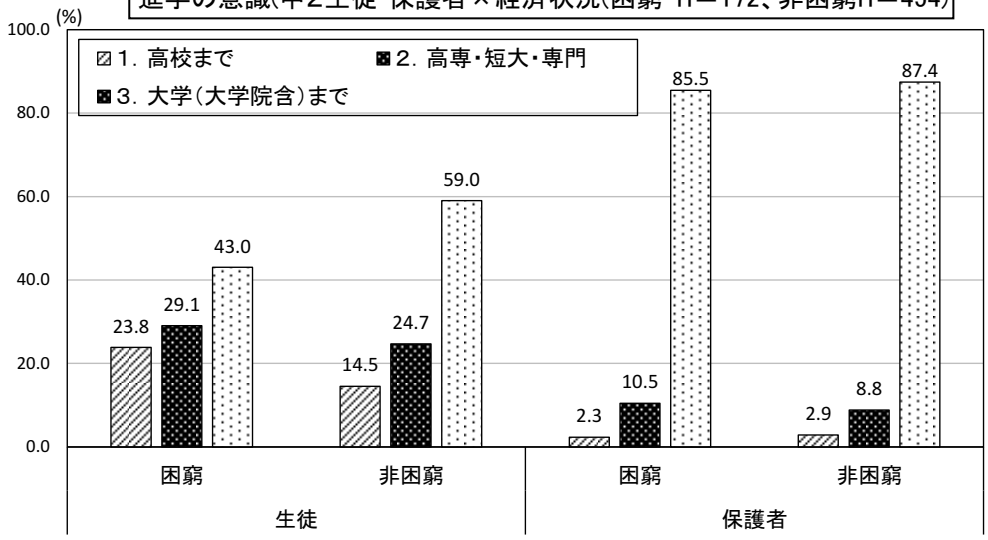

学校の授業がわからない×進学意識（小学5年生）

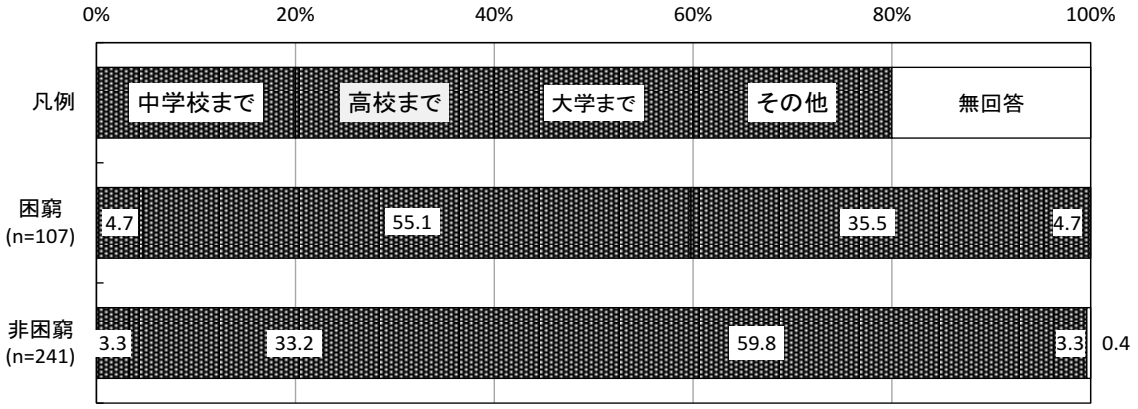

学校の授業がわからない×進学意識（中学2年生）

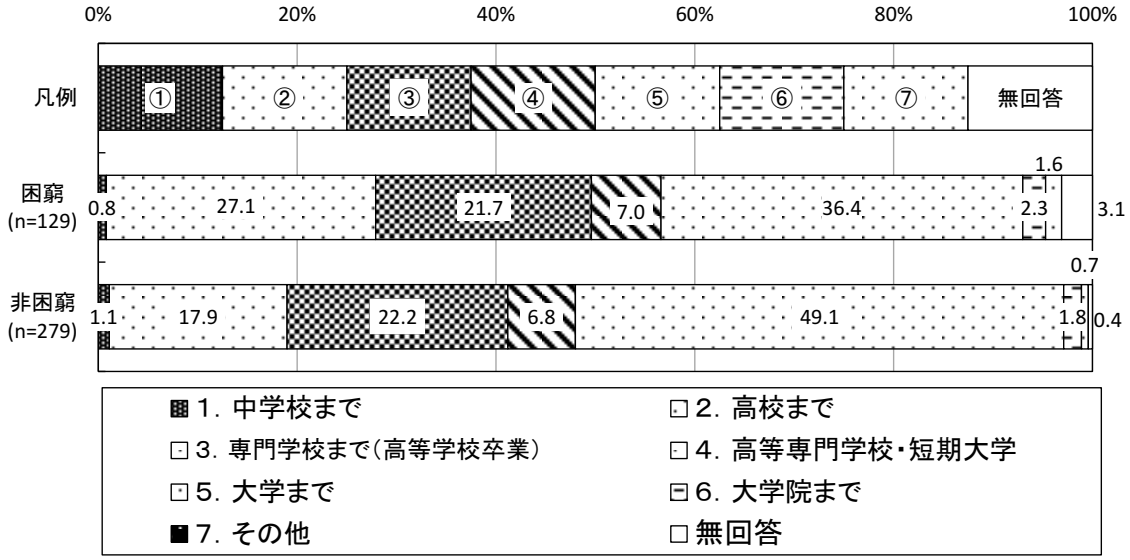

○進学意識の理想と現実的な意向、そう考える理由　<中2生徒：問8、問8-1、問8-2>

中学２年生の進学意識について、理想と現実的な意向を比較したところ、現実的な意向は、「大学まで」が 13.4 ポイント低くなっており、「高校まで」が 14.7 ポイント高くなっています。

現実的な意向について経済状況別にみると、非困窮世帯に比べて困窮世帯では「大学まで」とする割合が 17.5 ポイント低く、逆に「中学校まで」や「高校まで」が若干高い傾向にあります。

また、そう考える理由を尋ねたところ、「それが自分の希望だから」や「希望する職業につくために必要だと思うから」など、将来を見据えた積極的な回答割合が高い一方、「自分の学力から考えて」や「普通、その学校まで行くと思うから」といった回答も多い状況にあります。

なお、ごく僅かではありますが、「家庭に経済的な余裕がないから」という理由で進学を諦めている状況も見受けられます。

理想的には将来どの学校まで行きたいか（中学2年生）

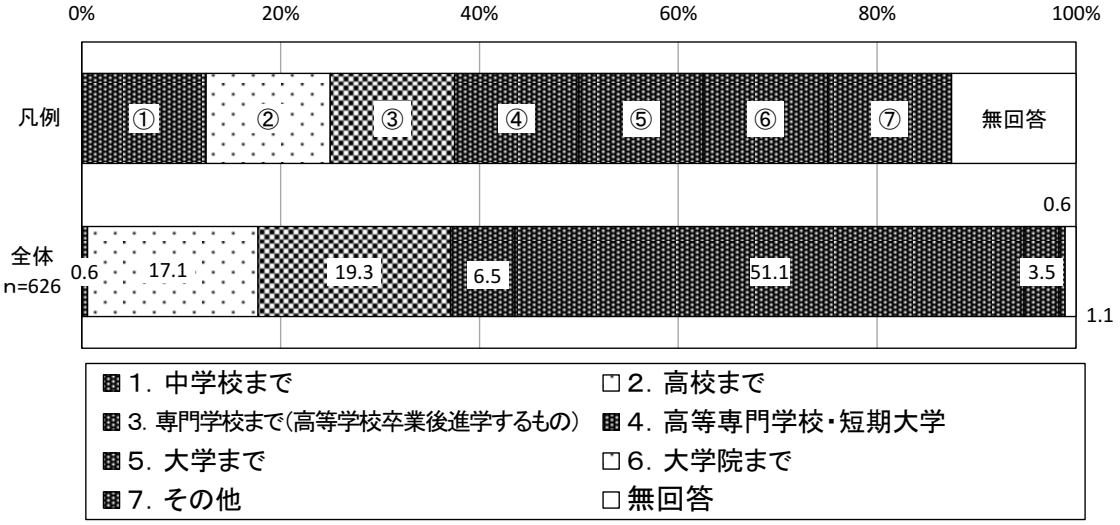

現実的には将来どの学校まで行きたいか（中学2年生）

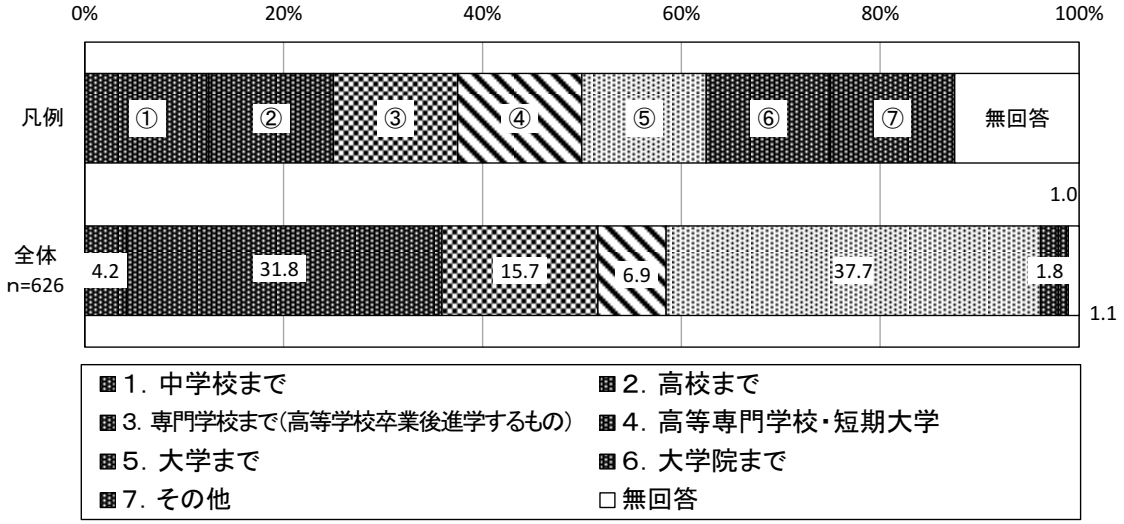

現実的には将来どの学校まで行きたいか×経済状況

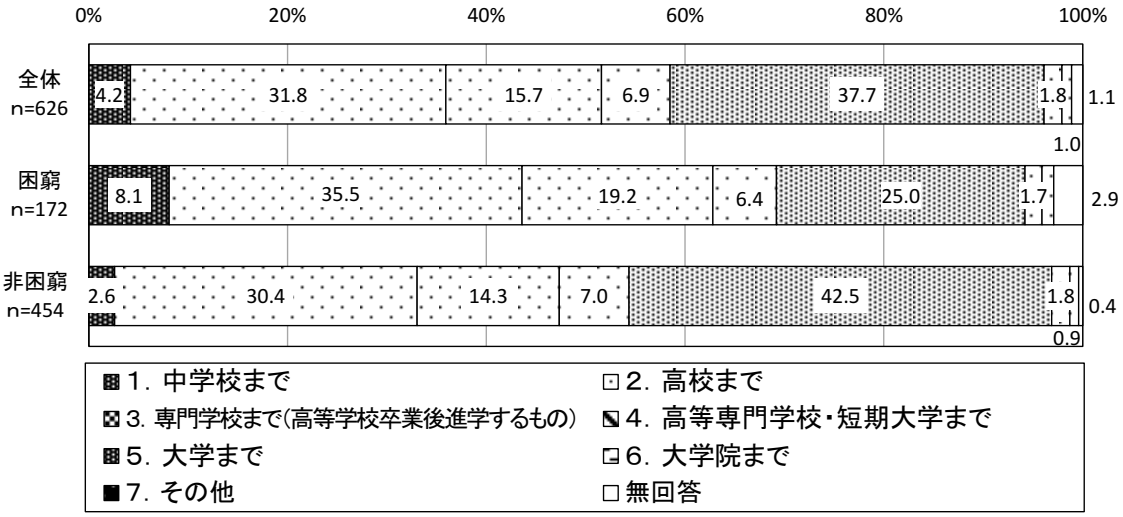

そう考える理由

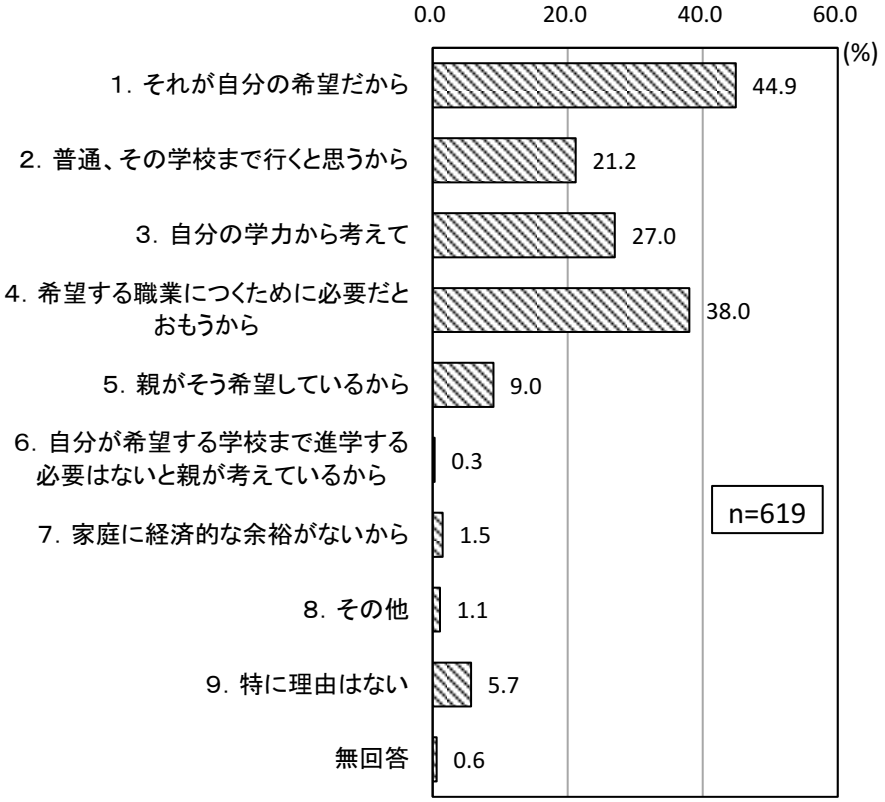

②子どもの自己肯定感

○子どもの自己肯定感（小学５年生）　<小5児童：問13>

小学５年生の自己肯定感について各項目の回答をみると、『そう思う』（「1．とてもそう思う」＋「2．どちらかといえばそう思う」）については、「ウ．自分は家族に大事にされている」（88.5%）や「カ．自分の将来が楽しみだ」（84.8%）、「ア．がんばれば、むくわれる」（82.5%）といった項目で特に多くなっています。

全ての項目で肯定的な回答が多い状況にありますが、一方で、「イ．自分は価値のある人間だと思う」、「エ．不安に感じることはない」、「オ．孤独を感じることはない」の３項目については、『そうは思わない』（「1．あまりそう思わない」＋「4．そう思わない」）という否定的な回答が目立っています。

子どもの自己肯定感（小学５年生）

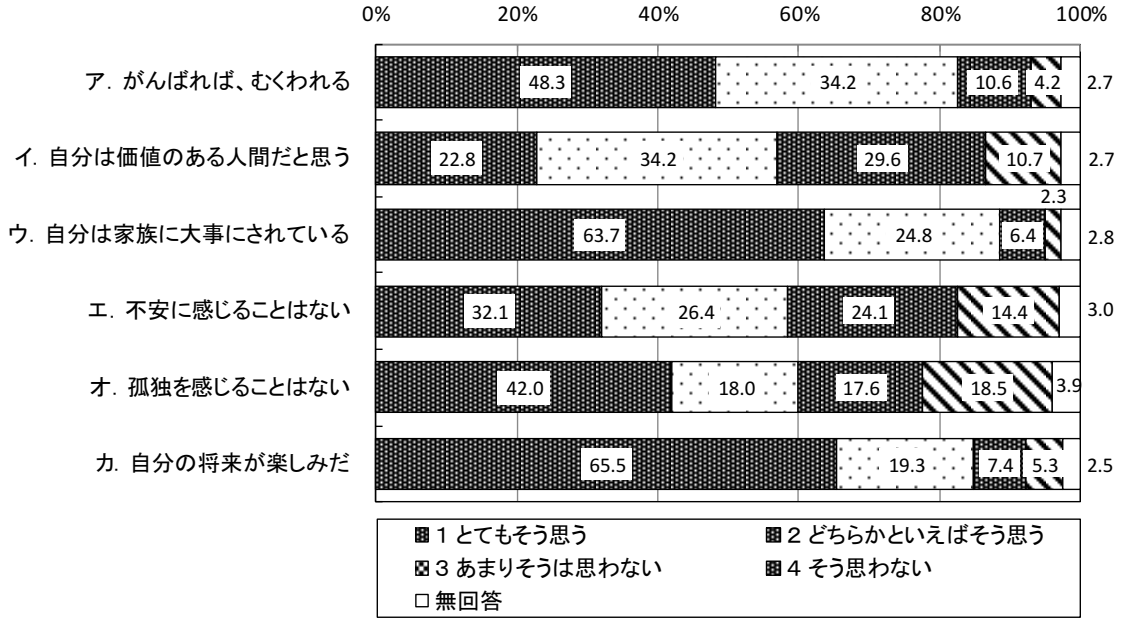

ア．がんばれば、むくわれる×性別

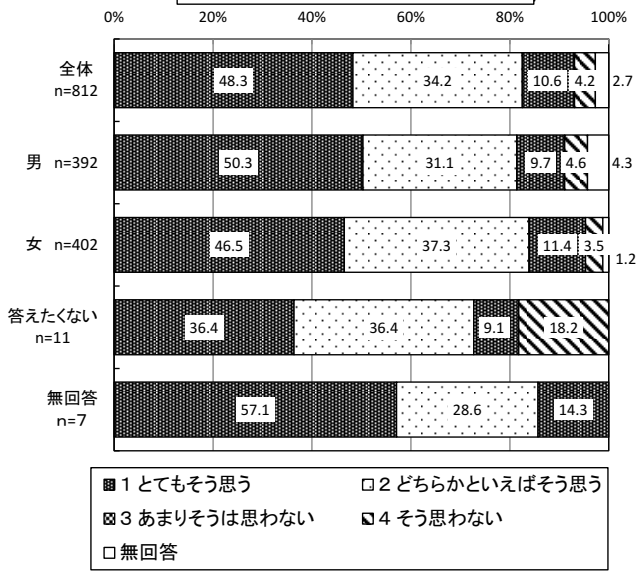

イ．自分は価値のある人間だと思う×性別

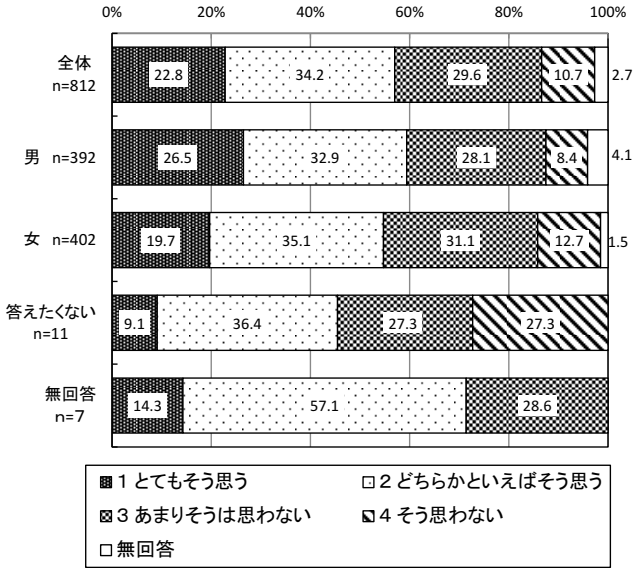

ウ．自分は家族に大事にされている×性別

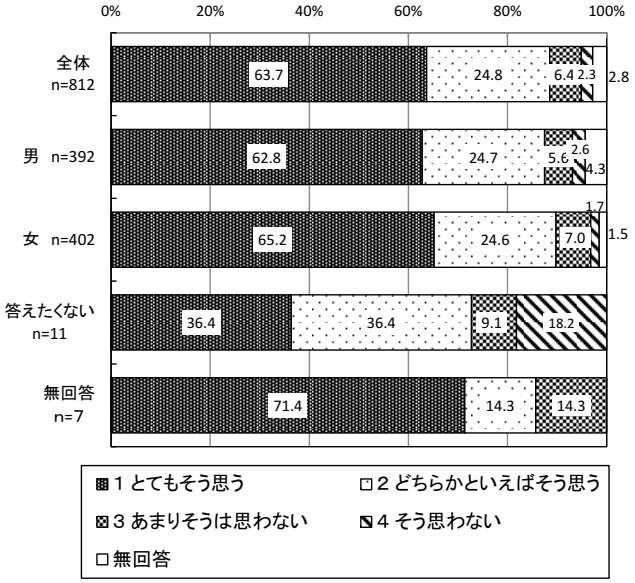

エ．不安に感じることはない×性別

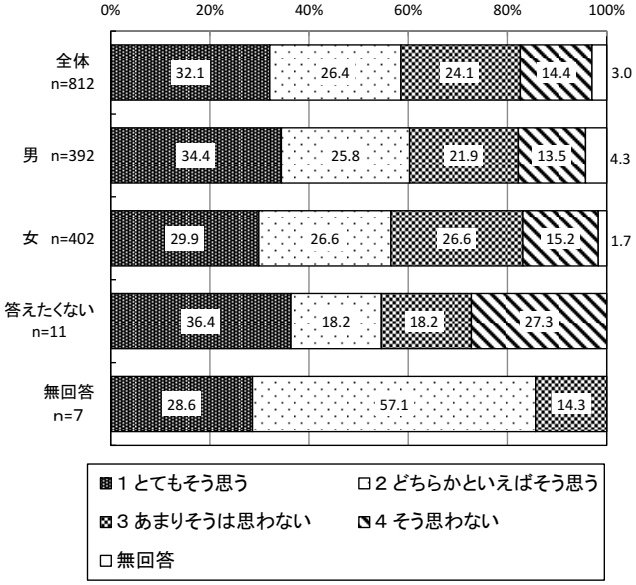

オ．孤独を感じることはない×性別

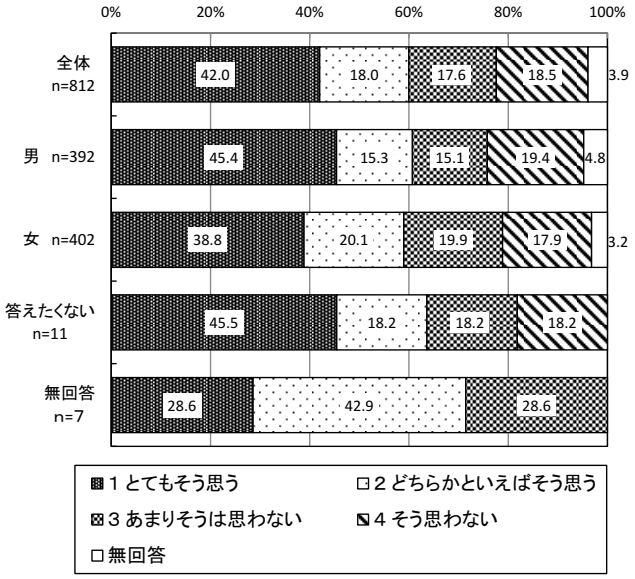

カ．自分の将来が楽しみだ×性別

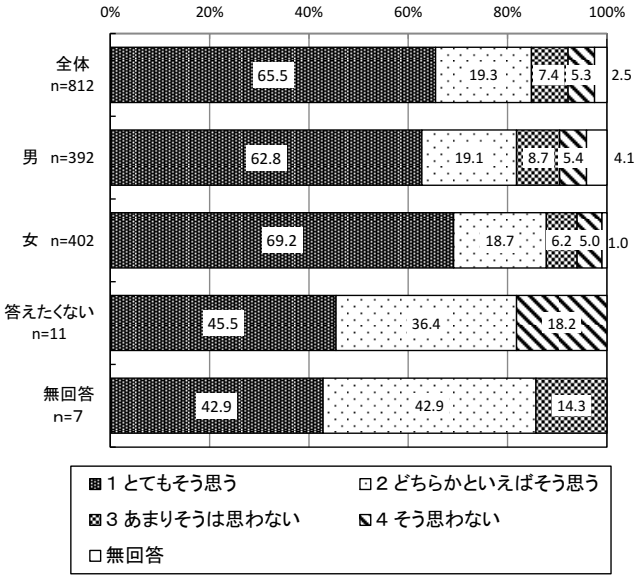

○子どもの自己肯定感「そうは思わない」とした子どもの割合（小学５年生）

<小5児童：問13>

『そうは思わない』という回答について、経済状況による比較をみると、いくつかの項目で経済状況による若干の差がみられました。特に、「自分は価値のある人間だと思う」という質問については、困窮世帯において『そうは思わない』とする否定的な回答が目立つ状況にあり、非困窮世帯を 3.5 ポイント上回っています。

なお、県調査では、全ての質問において困窮世帯で“否定的な回答”が突出して高い状況にあるなど、経済状況が自己肯定感に与える影響が顕著な状況もみられましたが、本市調査では経済状況による差は県調査ほど大きくない状況にあると言えます。

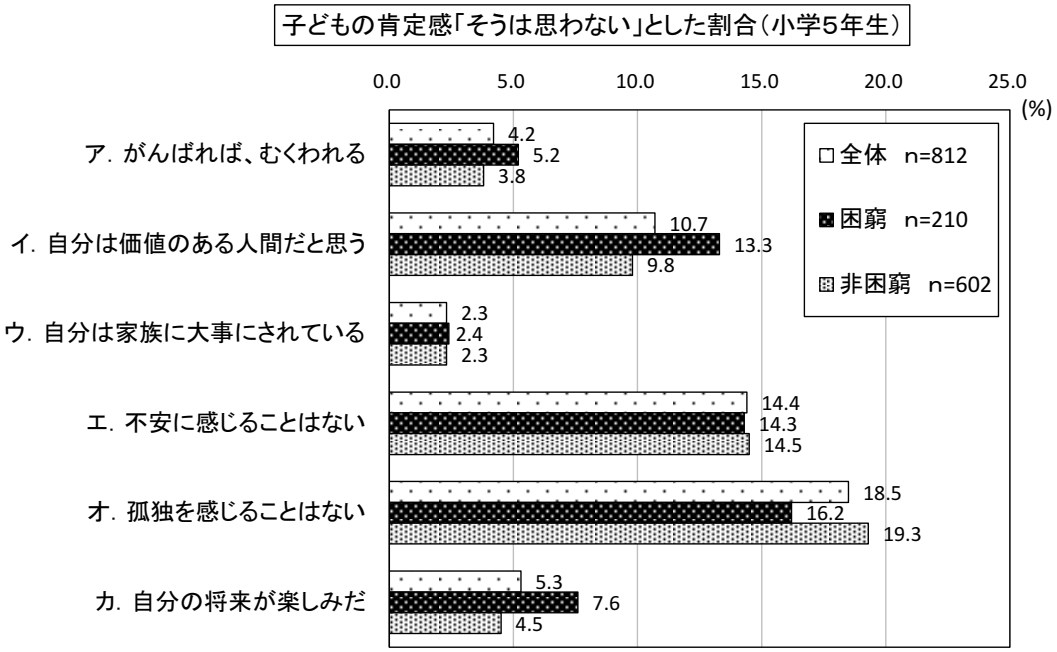

■参考：平成 27 年度沖縄県子ども調査結果概要

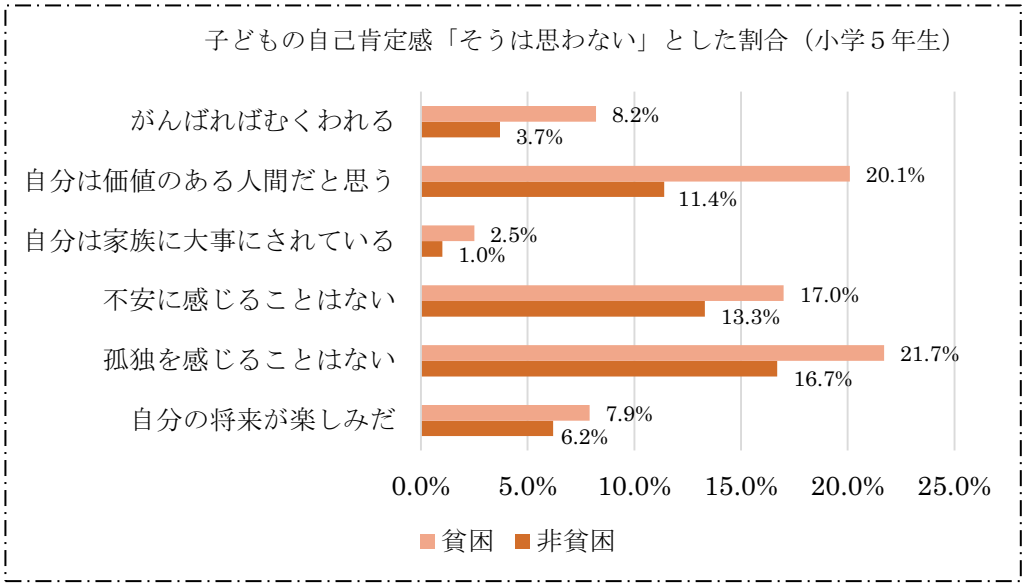

○子どもの自己肯定感（中学２年生）　<中2生徒：問13>

中学２年生の自己肯定感について各項目の回答をみると、全ての項目で『そう思う』という肯定的な回答の方が多い状況にあるものの、小学校５年生に比べて肯定的な回答が少なくなっています。

性別による比較をみたところ、男子は「イ．自分は価値のある人間だと思う」、「オ．孤独を感じることはない」と思う割合が高く、女子は「ウ．自分は家族に大事にされている」と思う割合が高い傾向にあります。

子どもの自己肯定感（中学２年生）

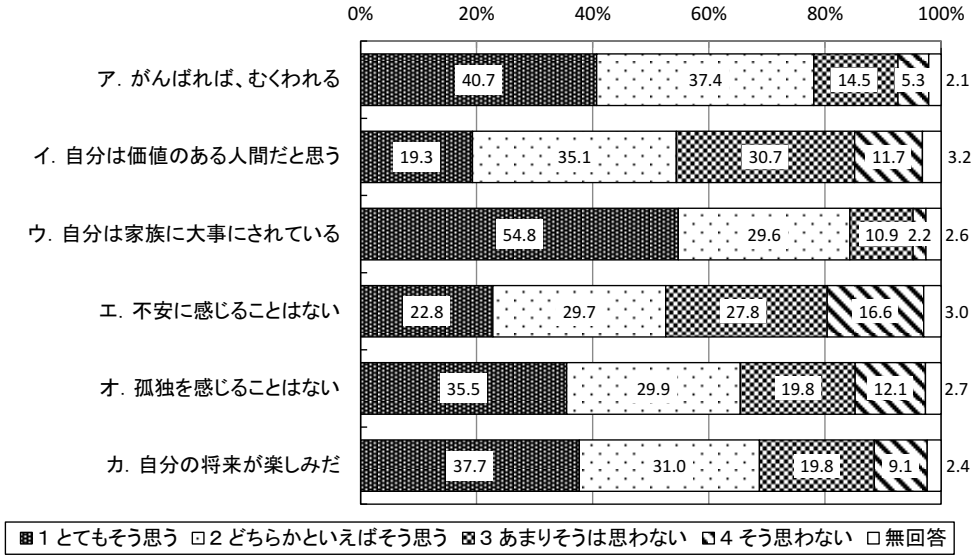

ア．がんばれば、むくわれる×性別

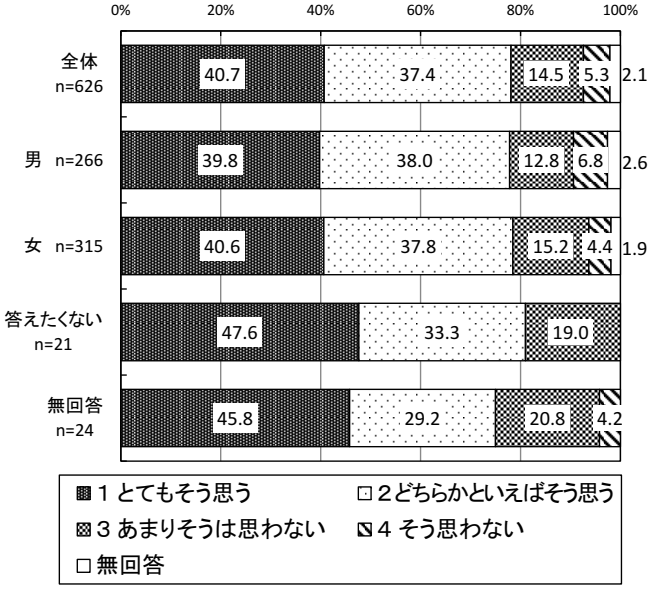

イ．自分は価値のある人間だと思う×性別

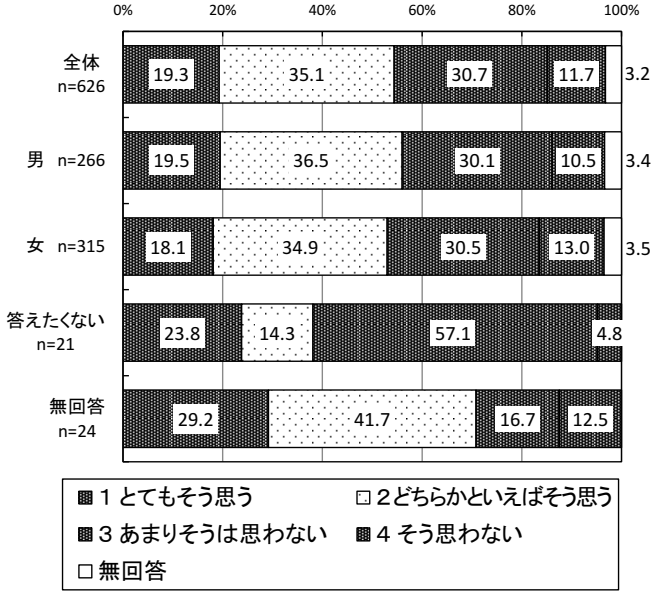

ウ．自分は家族に大事にされている×性別

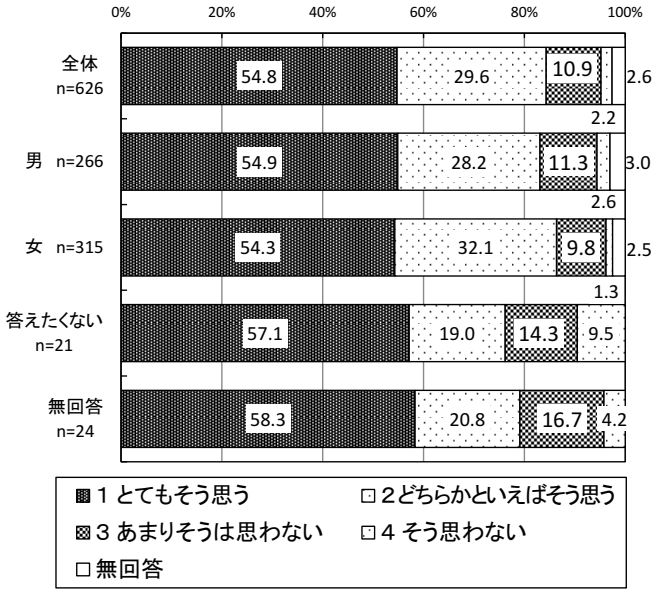

エ．不安に感じることはない×性別

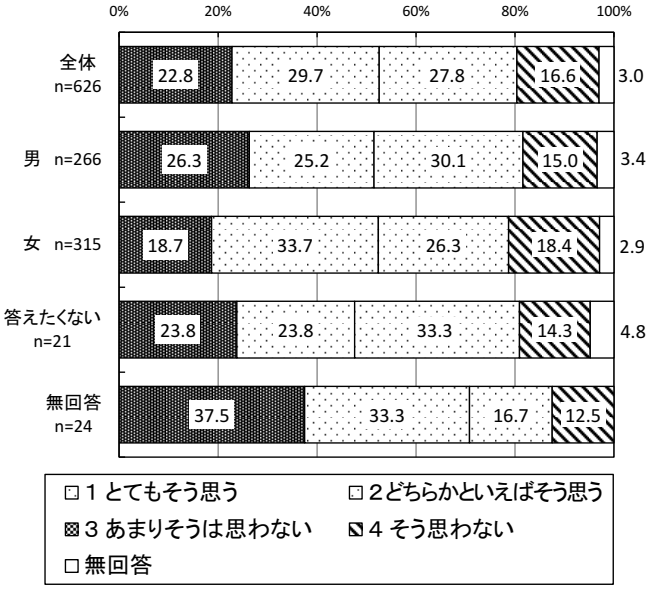

オ．孤独を感じることはない×性別

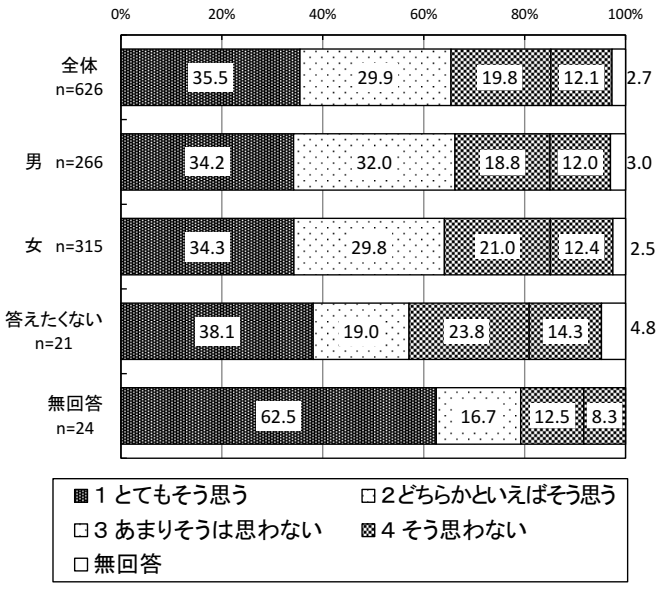

カ．自分の将来が楽しみだ×性別

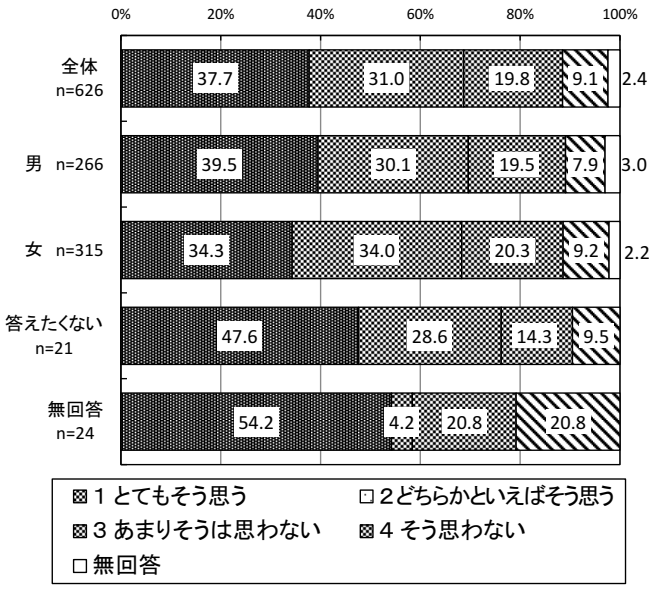

○子どもの自己肯定感「そうは思わない」とした子どもの割合（中学２年生）

<中２生徒：問13>

経済状況による比較をみると、大きな差はみられないものの、困窮世帯の方が『そうは思わない』という否定的な回答が全ての項目で上回っており、経済状況が自己肯定感に少なからず影響していることがうかがえます。

なお、小学５年生と同様、本市調査では経済状況による差は県調査ほど大きくない状況にあると言えます。

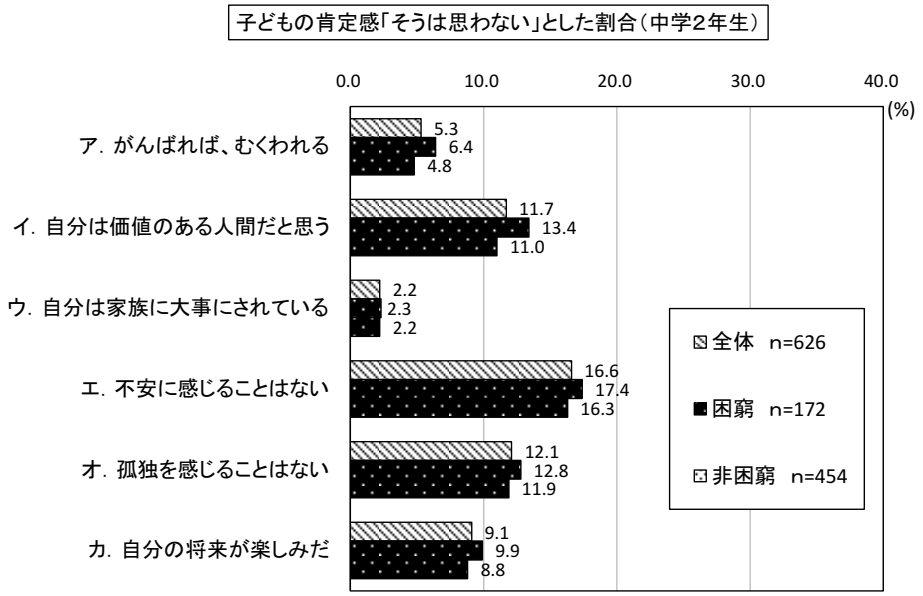

■参考：平成 27 年度沖縄県子ども調査結果概要

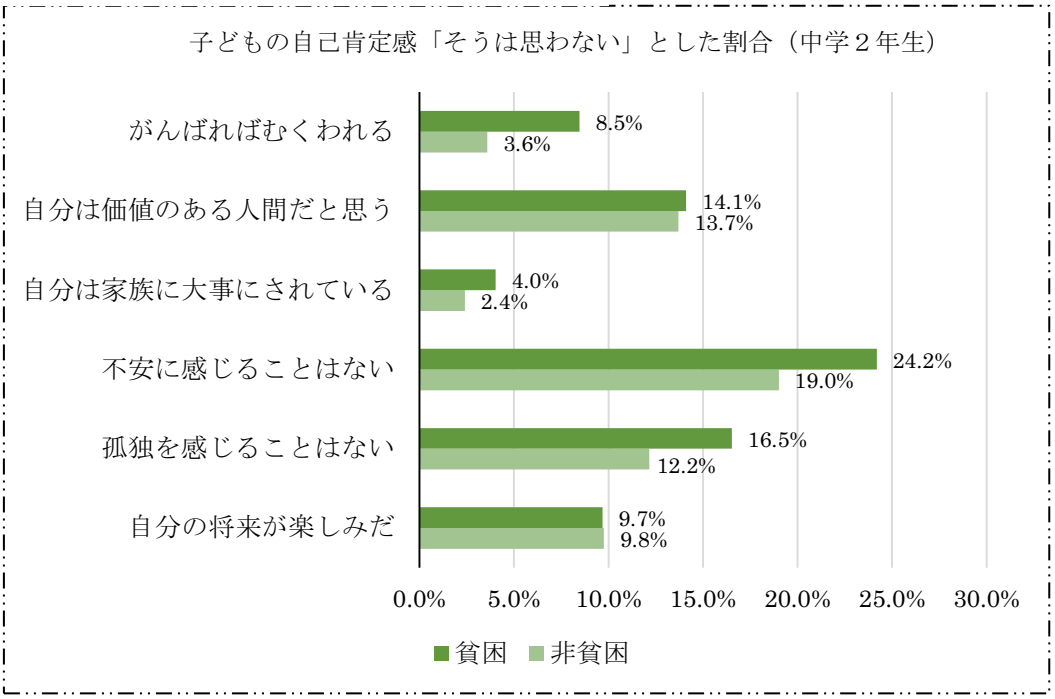

③虫歯の状況

○虫歯の本数について　<小５児童：問16、中２生徒：問16、小５保護者：問33、中２保護者：問33>

児童生徒に虫歯の本数を尋ねたところ、小学５年生では、「虫歯はまったくない（０本）または、すべて治療済み」が６割弱（57.0%）で多いものの、『虫歯がある』（「2．1～2本」＋「3．3～4本」＋「4．5本以上」）と回答した割合が約３割（29.5%）みられます。

中学２年生では、「１．虫歯はまったくない（０本）または、すべて治療済み」が６割弱（57.3%）で多いものの、『虫歯がある』と回答した割合が３割強（31.7%）みられます。なお、無回答の割合が約１割（9.3%）と、他の設問に比べて多くなっており、自分の歯の状況を認識していない、あるいは答えたくないという気持ちが表れたものと推察されます。

小学５年生・中学２年生ともに、割合は少ないものの、５本以上の虫歯がある生徒が若干名みられます。

また、経済状況別でみると、小学５年生・中学２年生ともに非困窮世帯と比べて困窮世帯では「虫歯はまったくない（０本）または、すべて治療済み」の割合がそれぞれ低くなっています。

なお、児童生徒の保護者に対し、お子さんの虫歯の本数について尋ねたところ、無回答を除いて見た場合、児童生徒の回答とさほど大きな乖離はなく、多くの保護者が子どもの虫歯の本数を概ね把握できていることがうかがえます。

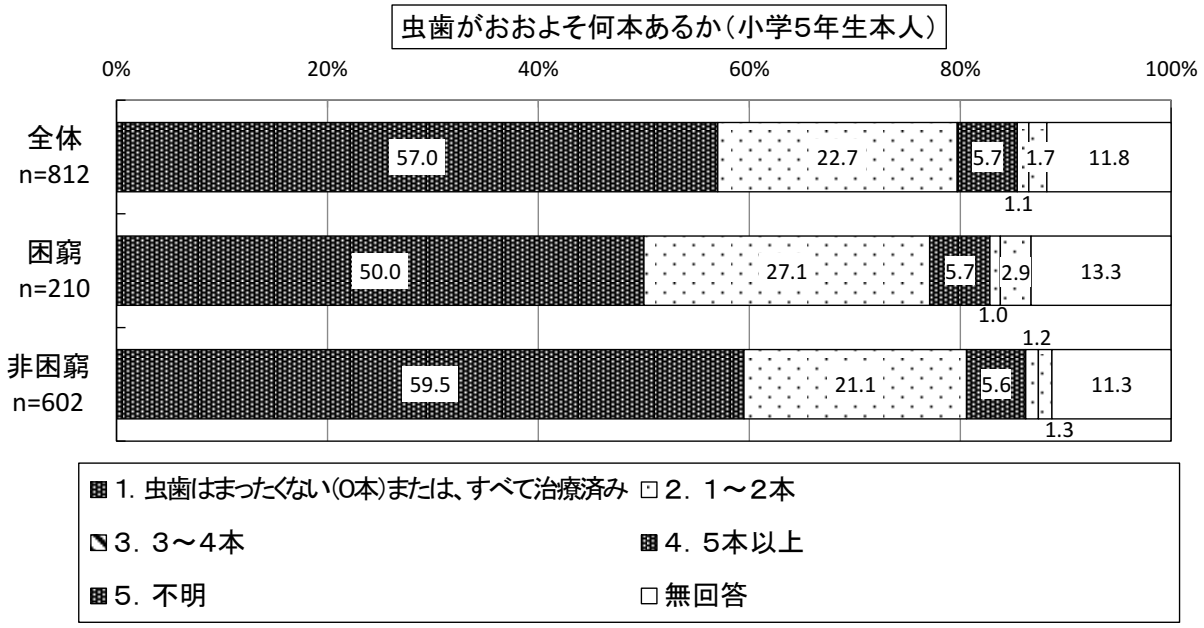

虫歯がおおよそ何本あるか（小学5年生の保護者）

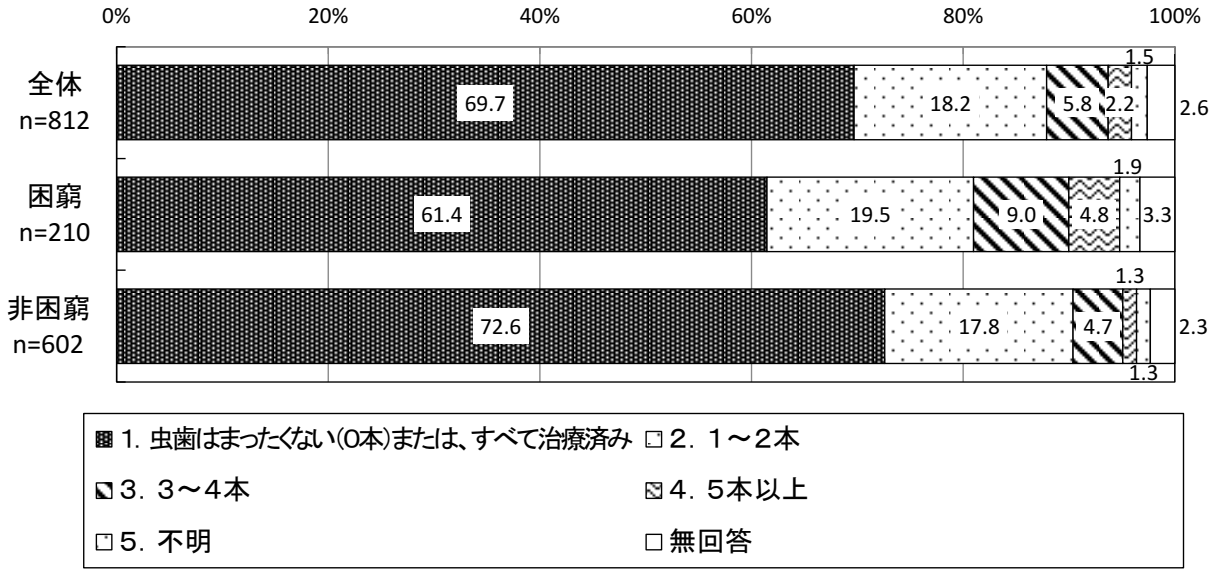

虫歯がおおよそ何本あるか（中学2年生本人）

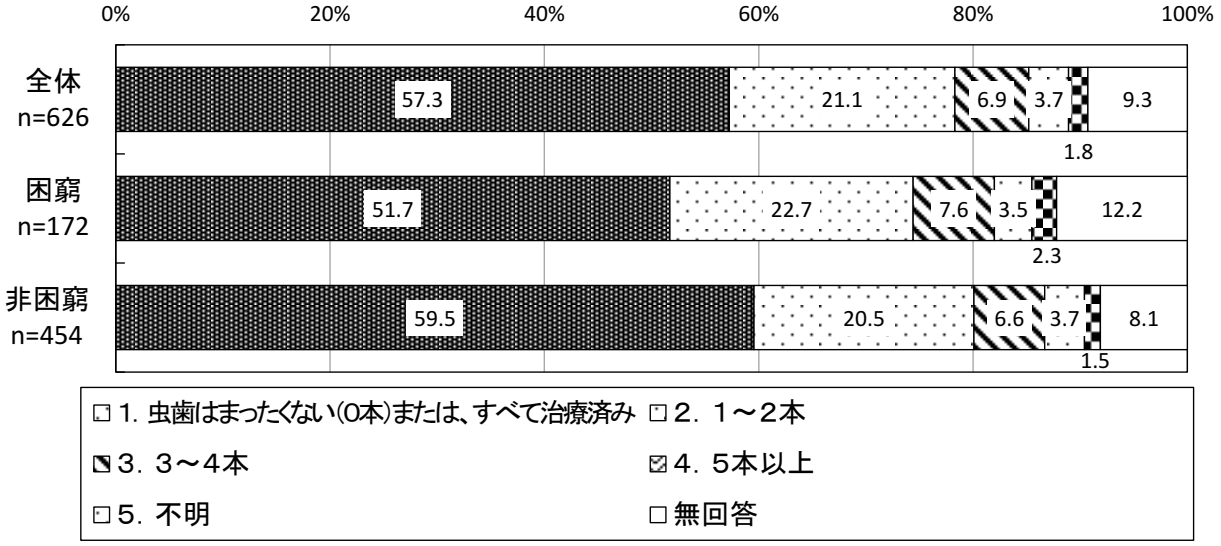

虫歯がおおよそ何本あるか（中学2年生保護者）

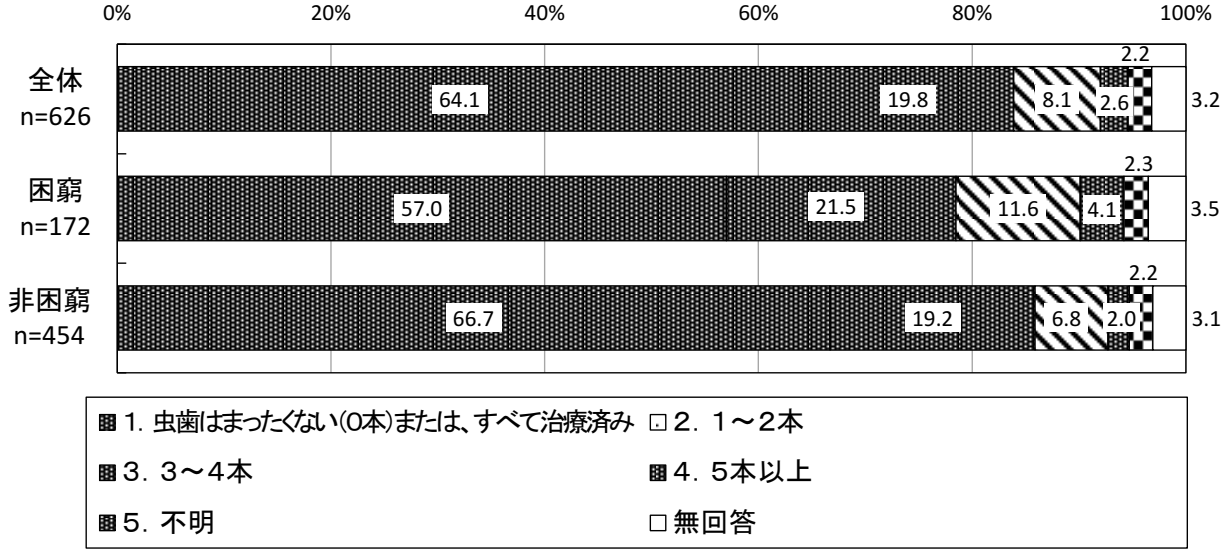

○虫歯の治療状況について　<小5保護者：問33-1、中2保護者：問33-1>

お子さんに虫歯があると回答した保護者に対し、虫歯治療の状況を尋ねたところ、「治療していない」が多い状況にあり、小学５年生で４割強、中学２年生で約６割となっています。また、児童生徒ともに「歯医者に通っていたが、治療が終わる前に行かなくなってしまった」とする回答が２割程度みられます。虫歯があることがわかっていても、大半がそのままにしている状況にあります。

なお、経済状況別にみると、困窮世帯において「歯医者に通っていたが、治療が終わる前に行かなくなってしまった」とする割合が高い状況にあり、小学５年生では 11.2 ポイント、中学２年生では 6.8 ポイント高くなっています。

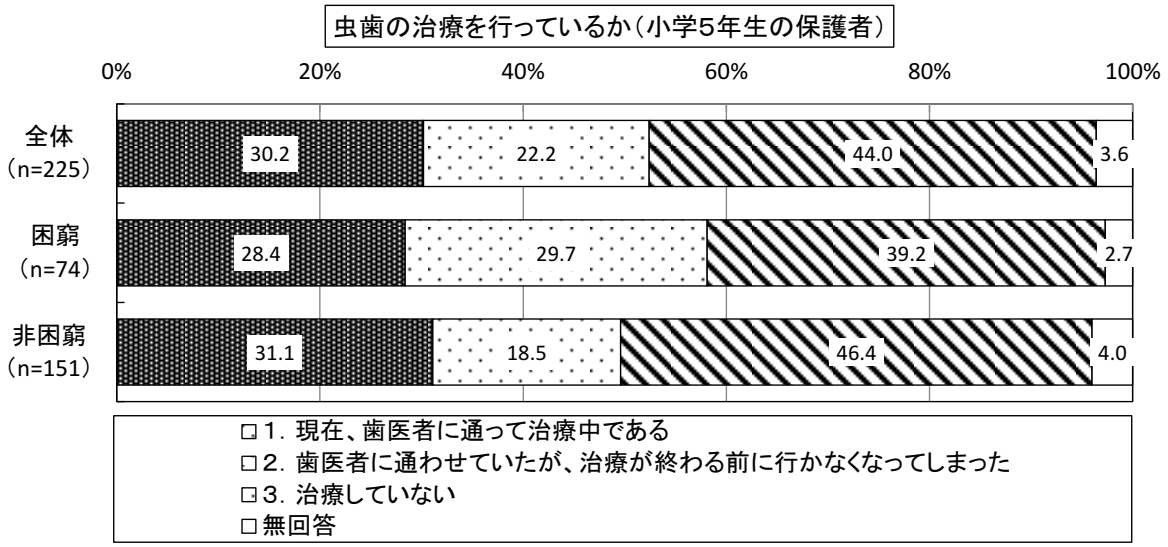

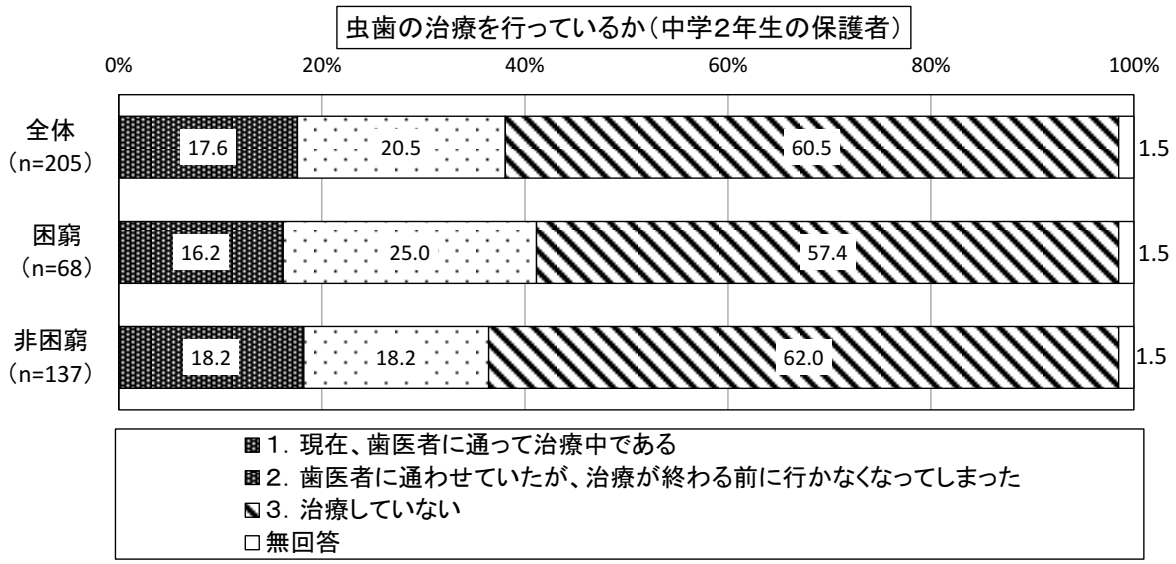

○虫歯の治療をしていない・止めてしまった理由状況

＜小５保護者：問 33-１(2)、中２保護者：問 33-１(2)＞

治療していない･治療を止めてしまったと回答した方に理由を尋ねたところ、小学校５年生・中学校２年生ともに「今は行っていないが、今後治療予定（再開予定）」が最も高く、次いで「治療にいく時間がない」、「経済的に困難」と続いている。また、小学校５年生・中学校２年生ともに「特に理由はない」が少なからずみられ、“保護者の無関心”が懸念される状況にあります。

経済状況別にみると、中学２年生の困窮世帯において「経済的に困難」という回答割合が非困窮世帯の３倍近くになっています。また、小学校５年生・中学校２年生ともに困窮世帯において「特に理由はない」の割合が若干高くなっています。

治療していない･治療を止めてしまった理由（小学5年生の保護者）

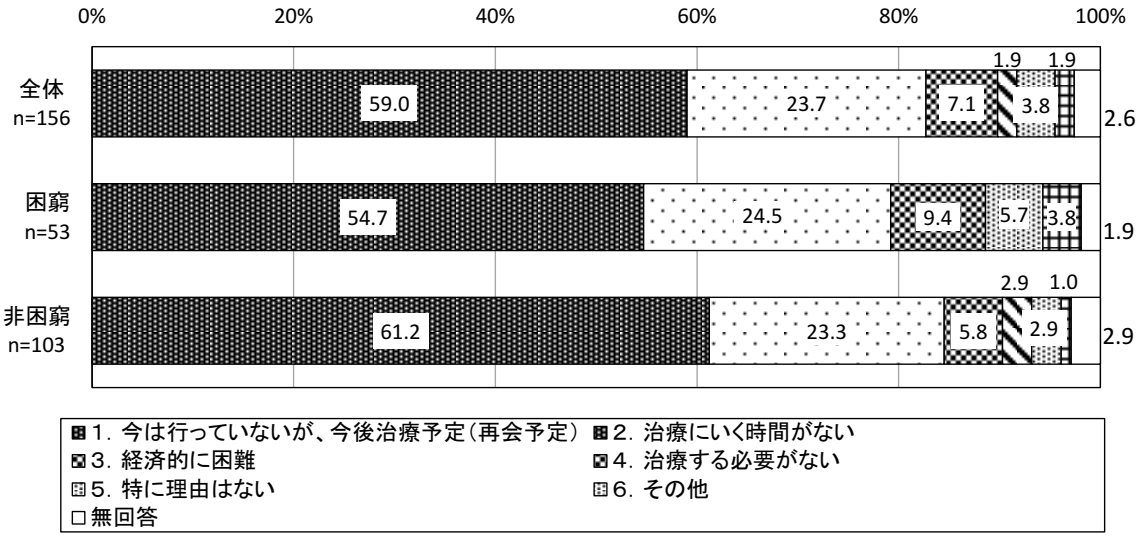

治療していない･治療を止めてしまった理由（中学2年生の保護者）

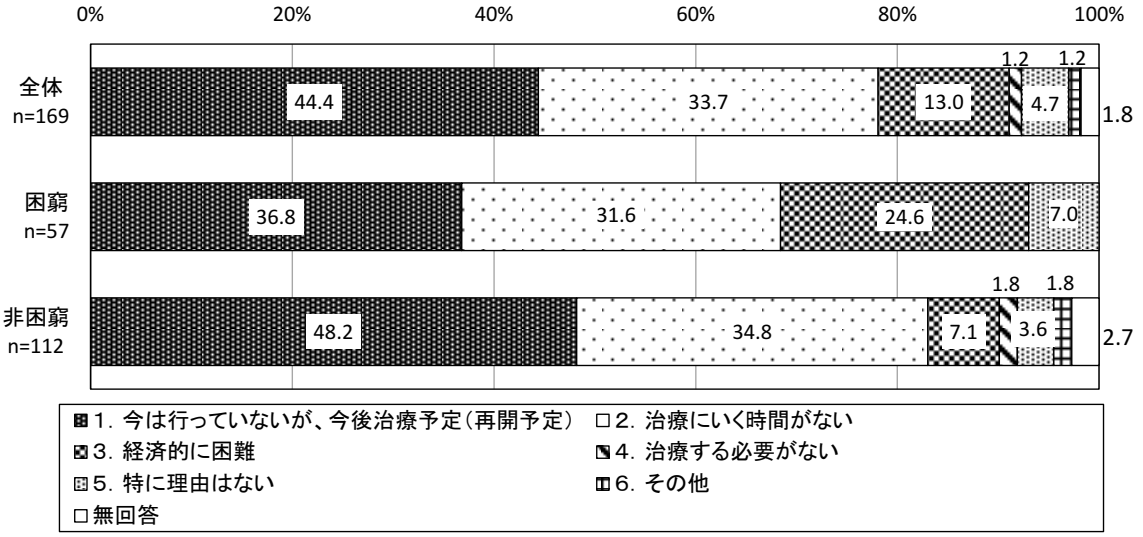

④子どもの進学に関する意識

〇大学までの教育を受けさせたい保護者の割合（保護者）

<小5保護者：問10、中2保護者：問10>

「大学までの教育（22 歳くらい）」に対する意識について経済状況別にみると、「受けさせたい」とした回答が困窮世帯と非困窮世帯で２倍近くの開きがあり、困窮世帯では「経済的に受けさせられない」とした回答が４～５割程度みられます。

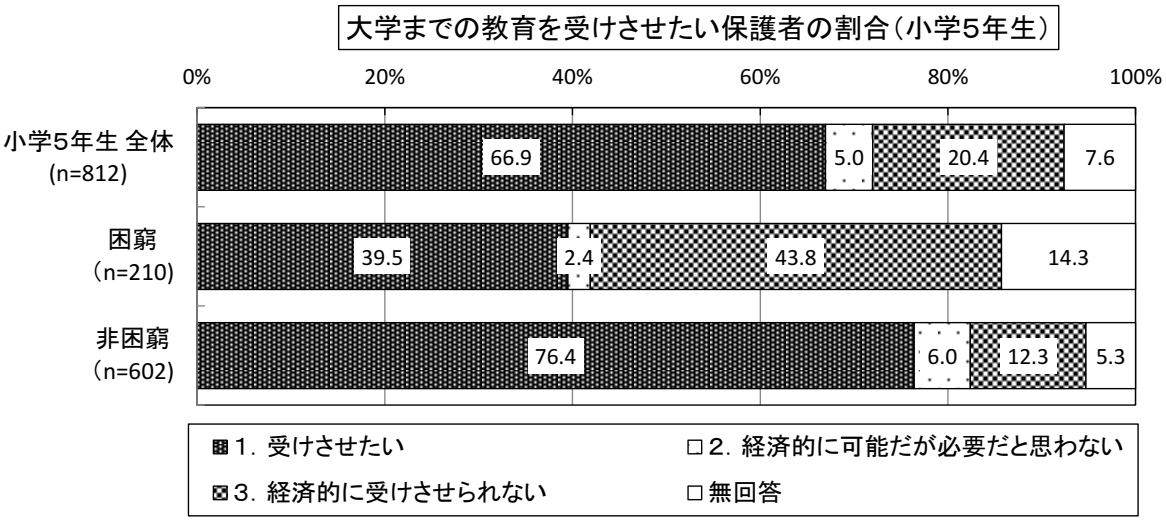

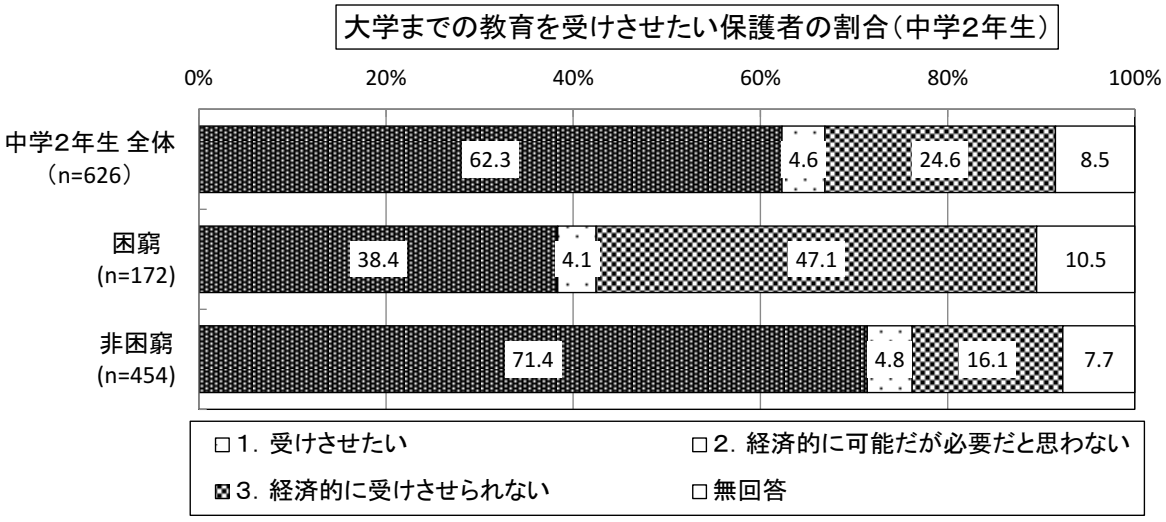

⑤家計と子どもへの支出

〇子どもへの支出（保護者）　<小5保護者：問18、中2保護者：問18>

毎月おこづかいを渡すなど10の項目について、子どもに金品や体験機会等を与えているかを尋ねたところ、項目によって回答割合に違いがみられました。与えているという回答が多い項目は、「お誕生日のお祝いをする」、「医者に行く（医療機関での健診を含む）」、「子どもの学校行事などへ親が参加する」などとなっています。

一方で、経済的にできないという回答が多い項目は、「１年に１回くらい家族旅行に行く」、「学習塾に通わせる」、「習い事に通わせる」、「毎月おこづかいを渡す」などとなっています。これらの項目については困窮世帯と非困窮世帯の差も大きく、経済状況により体験機会等での格差が生じている状況がうかがえます。特に、中学２年生という思春期の子どもに対して「毎年新しい洋服・靴を買う」ことができない方が１割程度いることも見逃せない状況といえます。

子どもへの支出（小学5年生の保護者）

	小学5年生			
		していない		
	している	必要だと思わない	経済的にできない	無回答
A.　毎月おこづかいを渡す	25.4	59.2	12.9	2.5
B.　毎年新しい洋服・靴を買う	86.8	6.2	6.0	1.0
C.　習い事（音楽・スポーツ・習字等）に通わせる	66.4	10.8	18.7	4.1
D.　学習塾に通わせる	34.0	33.4	28.6	4.1
E.　お誕生日のお祝いをする	97.4	0.5	1.2	0.9
F.　1年に1回くらい家族旅行に行く	33.3	5.7	58.3	2.8
G.　クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる	94.0	1.1	4.1	0.9
H.　医者に行く（医療機関での健診を含む）	96.8	1.4	0.6	1.2
I.　歯医者に行く（歯科医での健診を含む）	93.0	2.0	3.3	1.7
J.　子どもの学校行事などへ親が参加する	95.9	1.4	1.4	1.4

子どもへの支出（中学２年生の保護者）

	中学2年生			
		していない		
	している	必要だと思わない	経済的にできない	無回答
A.　毎月おこづかいを渡す	38.7	41.5	17.1	2.7
B.　毎年新しい洋服・靴を買う	78.6	8.9	11.0	1.4
C.　習い事（音楽・スポーツ・習字等）に通わせる	43.3	23.5	26.4	6.9
D.　学習塾に通わせる	44.1	20.4	31.0	4.5
E.　お誕生日のお祝いをする	94.4	1.4	3.7	0.5
F.　1年に1回くらい家族旅行に行く	25.6	8.5	62.0	4.0
G.　クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる	87.1	3.2	9.3	0.5
H.　医者に行く（医療機関での健診を含む）	93.5	2.2	3.4	1.0
I.　歯医者に行く（歯科医での健診を含む）	89.3	3.0	5.9	1.8
J.　子どもの学校行事などへ親が参加する	90.4	4.0	3.5	2.1

○子どもへの支出：経済的にできないこと（保護者）　<小５保護者：問18、中２保護者：問18>

「経済的にできない」割合は、経済状況によって異なっており、困窮世帯では多くなっています。特に困窮世帯では、「習い事」や「学習塾」についてどの学年も４～５割程度、「１年に１回くらい家族旅行に行く」は７～８割程度が経済的にできないとしており、非困窮世帯との差も大きい状況にあります。

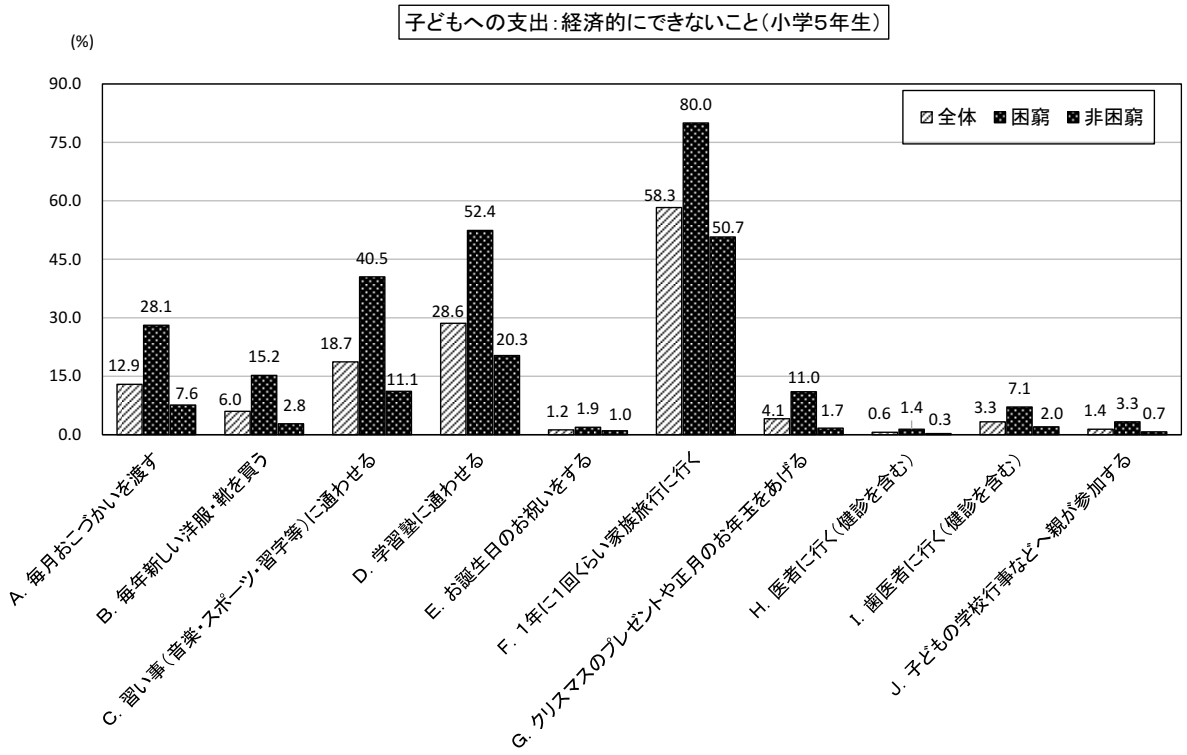

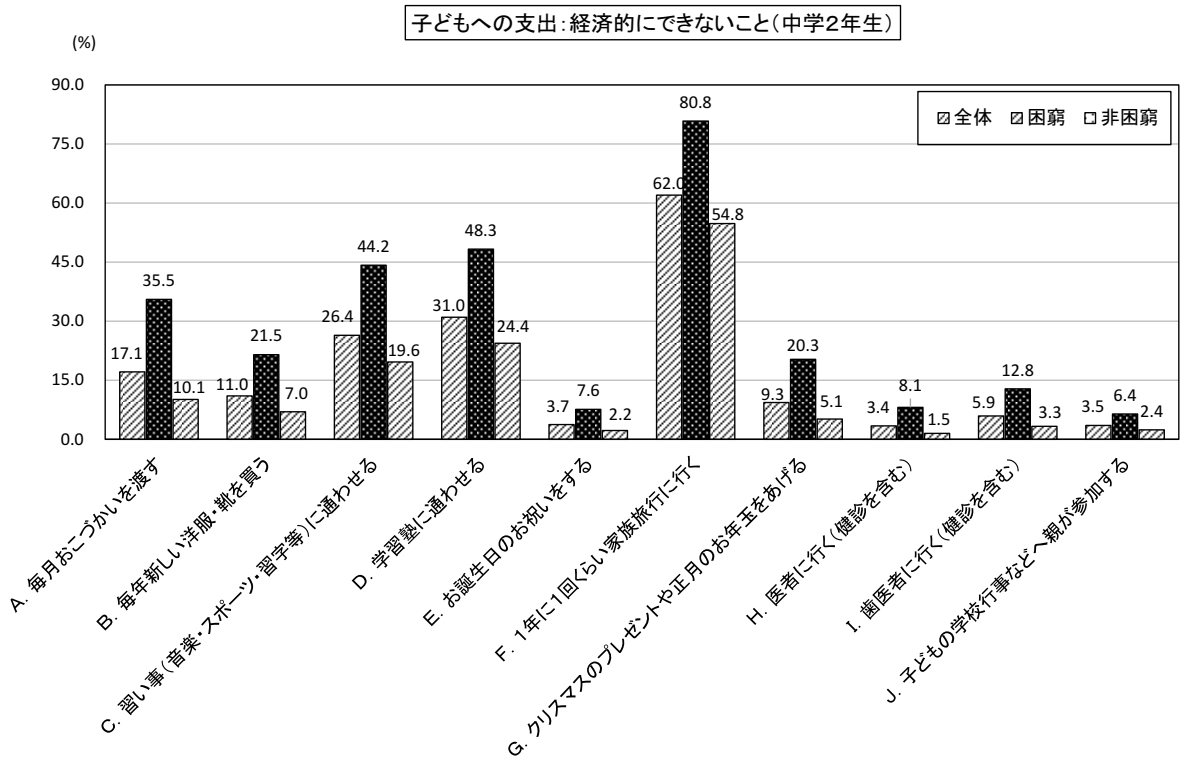

⑥困窮経験

〇食料や衣料を買えなかった経験（保護者）　<小5保護者：問22、中2保護者：問22>

生活上の困窮に関し、過去１年間に経済的な理由で家族が必要とする食料や衣料（嗜好品は含まない）が買えなかった経験を尋ねたところ、“食料が買えなかった経験”が『あった』という回答は２～３割程度、“衣料が買えなかった経験”が『あった』については３～４割程度となっています。

経済状況別にみると、困窮世帯では“食料が買えなかった経験”、“衣料が買えなかった経験”ともに割合が高くなっています。特に、生活・生存の基礎である衣食を買えなかった経験がどの学年でも半数以上であるなど、困窮世帯の生活がかなり厳しい状況であることがうかがえます。

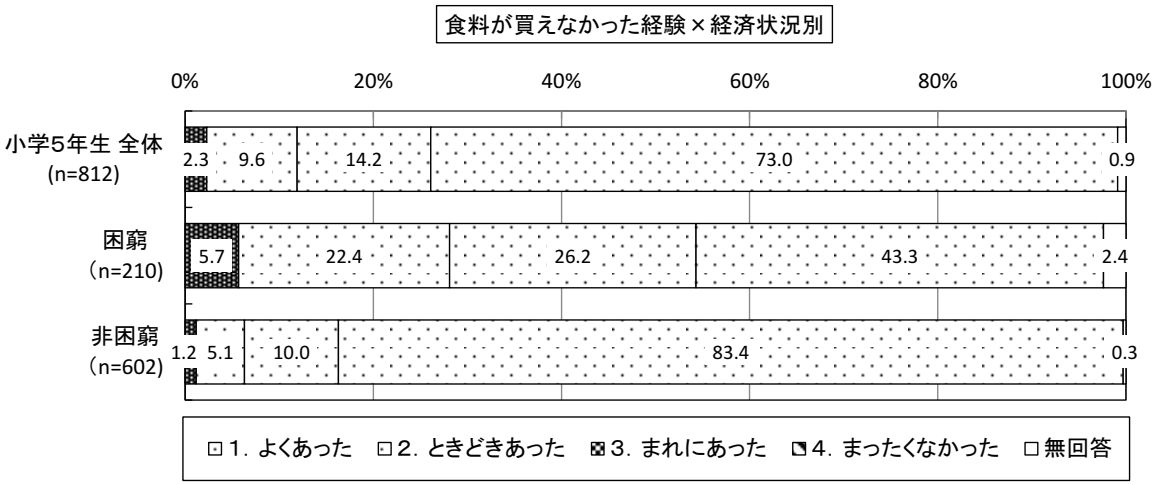

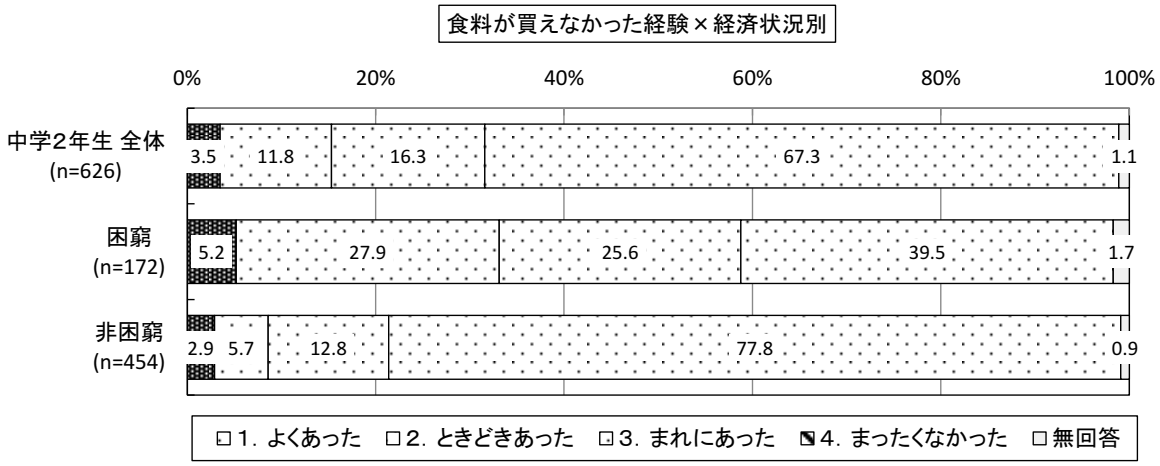

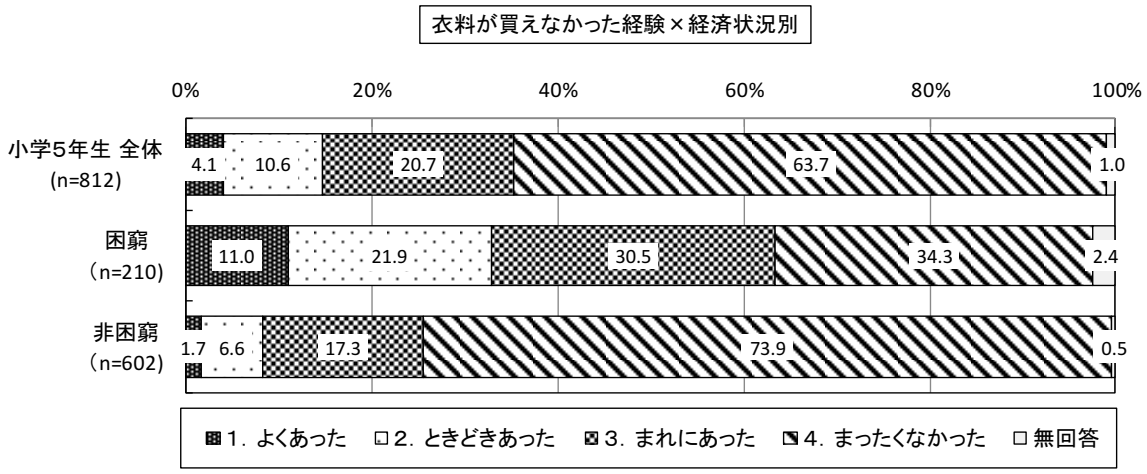

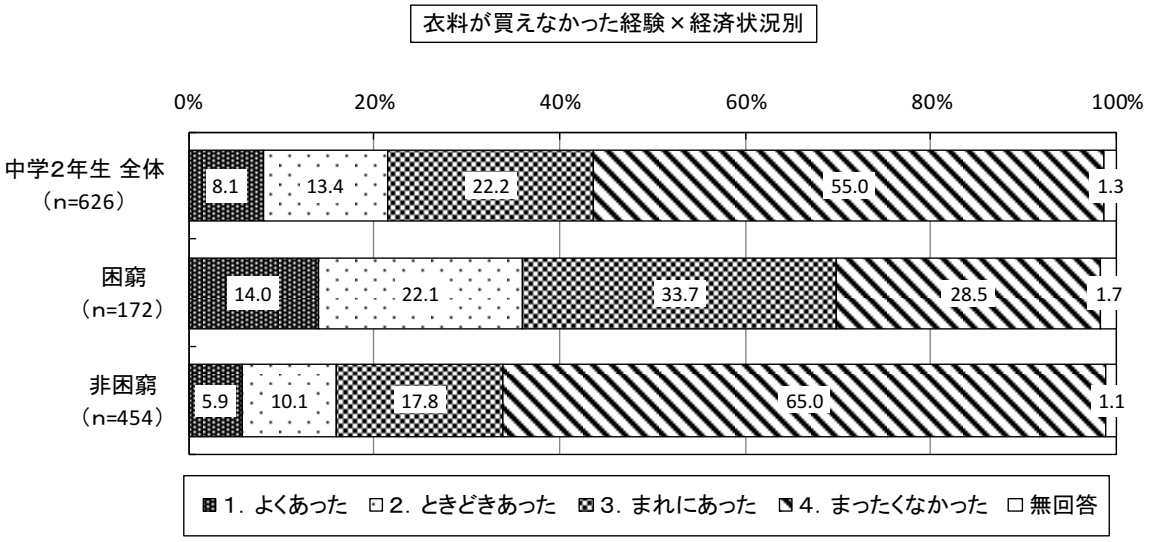

○食料や衣料を買えなかった経験：家族類型別（保護者）

＜小５保護者：問22、中２保護者：問22＞

食料や衣料が買えなかった経験を家族類型別にみると、ひとり親家庭で『あった』という回答の割合が高く、両親世帯に比べて厳しい状況にあります。

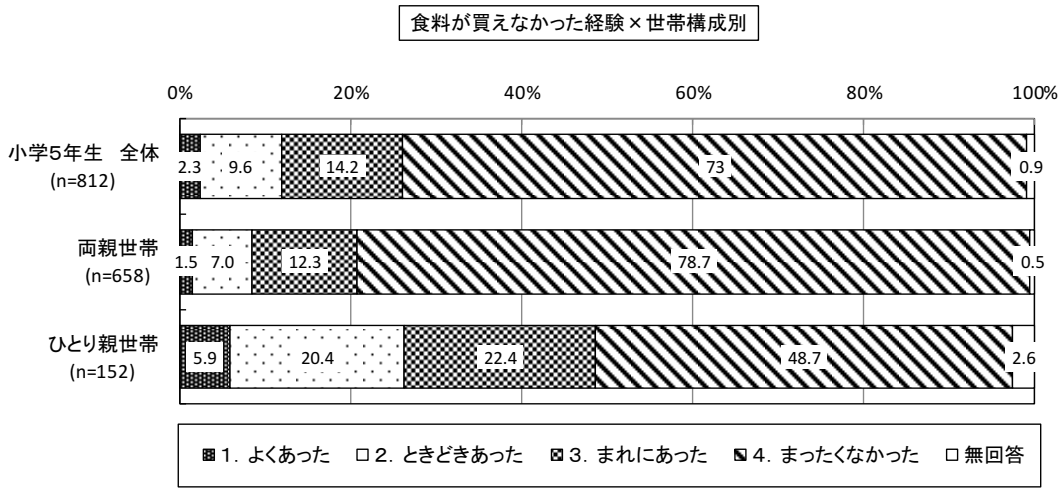

食料が買えなかった経験×世帯構成別

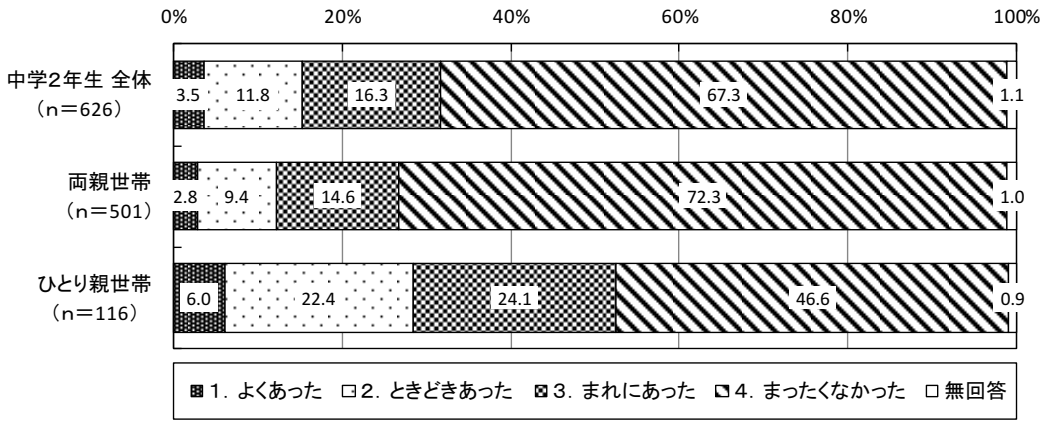

衣料が買えなかった経験×世帯構成別

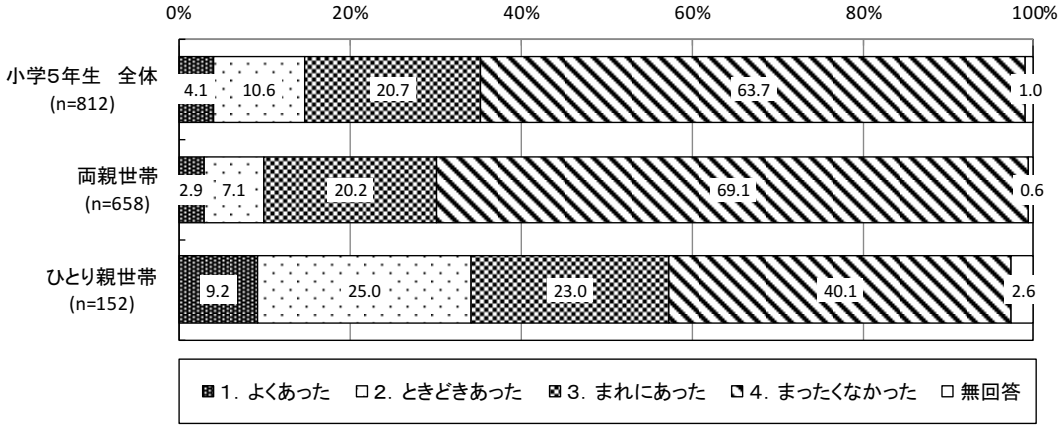

衣料が買えなかった経験×世帯構成別

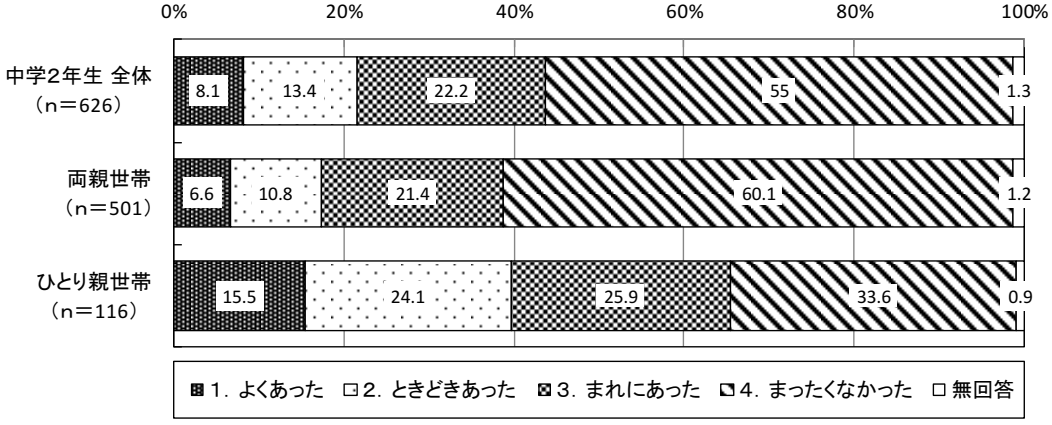

⑦放課後の子どもの居場所について

○所得階層別・放課後の居場所（保護者）　<小１保護者：問45×問12>

世帯収入階層別に自宅と学童保育施設（放課後児童クラブ）の利用率をみると、年収 300 万円未満世帯では自宅の利用率よりも放課後児童クラブの利用率が僅かに上回っている程度ですが、年収が高くなるほど放課後児童クラブの利用率が高くなる傾向にあり、年収 900 万円以上になると自宅に比べて放課後児童クラブの利用率が倍以上となります。両親がフルタイム・共働きの世帯が増加することが要因と推察されます。

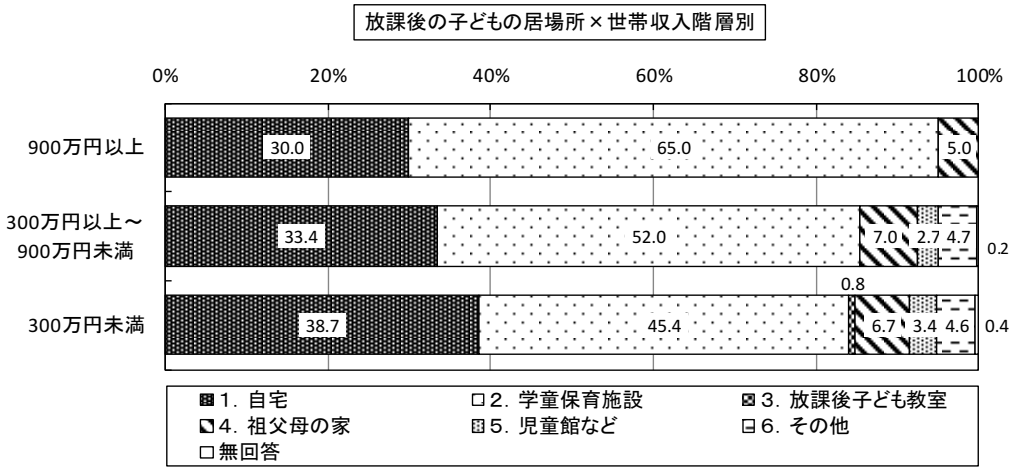

○所得階層別・放課後児童クラブの利用割合（保護者）　<小１保護者：問45×問12>

小学１年生の家庭における世帯所得分布と放課後児童クラブ利用状況の分布を比較すると、400 万円未満世帯までは、所得分布に比べて放課後児童クラブの利用率が低い傾向にあり、400 万円以上の世帯年収では、放課後児童クラブの利用率が所得分布よりも高くなる傾向が見受けられます。

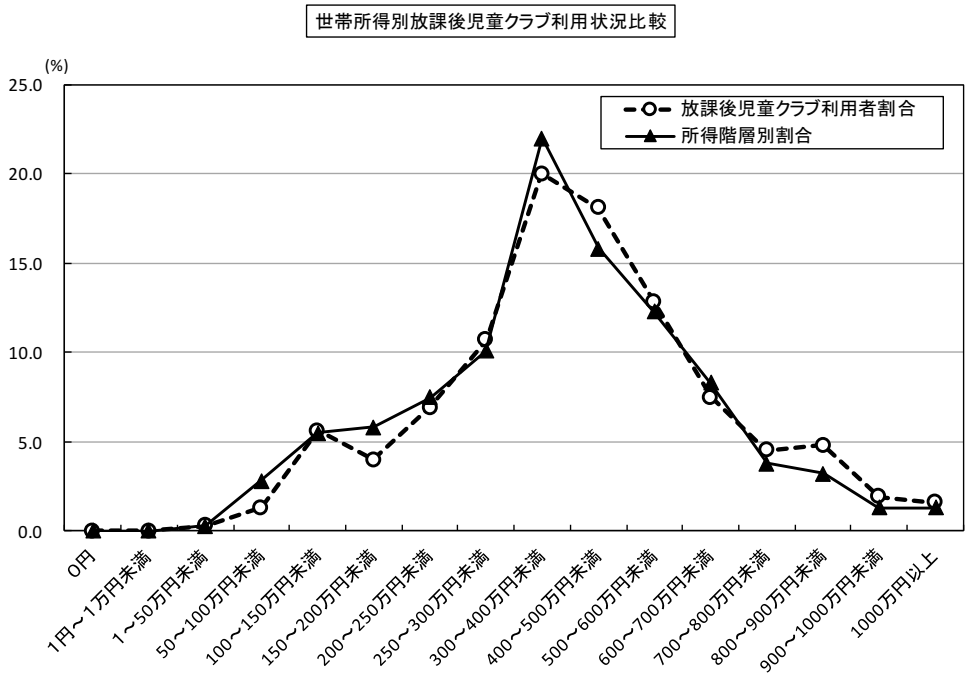

○放課後児童クラブを何時まで利用したいか（保護者）　<小１保護者：問13>

放課後児童クラブを利用している方もしくは利用予定のある小学校１年生の保護者に対し、放課後児童クラブを何時まで利用したいかを尋ねたところ、「19 時まで」が６割弱で最も多く、以下「18 時まで」、「20 時まで」と続いています。なお、ごく僅かではありますが、「21 時まで」や「22 時まで」とする回答も見受けられました。

放課後児童クラブ（学童保育）の利用時間×経済状況別

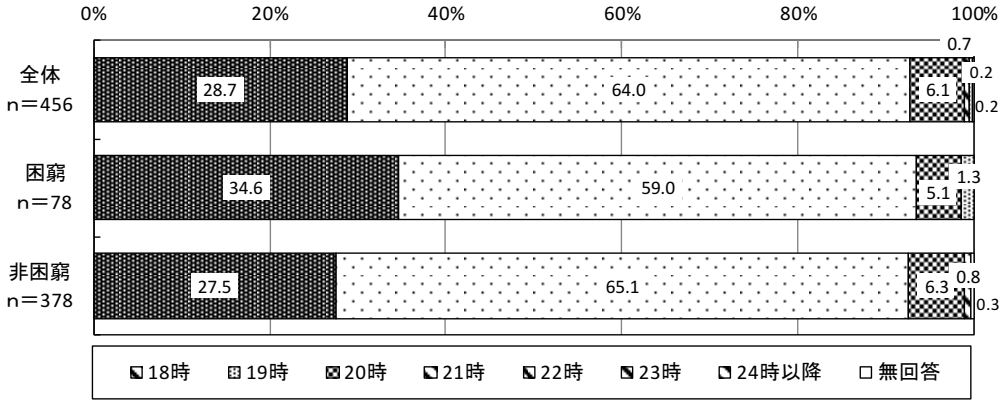

○放課後児童クラブを利用していない理由（保護者）　<小１保護者：問12-2>

放課後児童クラブを利用していない小学校１年生の保護者に対し、放課後児童クラブを利用していない理由を尋ねたところ、「必要ないため」が５割弱で最も多く、次いで「料金が高いため」となっています。

経済状況別にみると、困窮世帯では「料金が高いため」の割合が高い傾向が見受けられます。

学童保育施設を利用していない理由×経済状況別

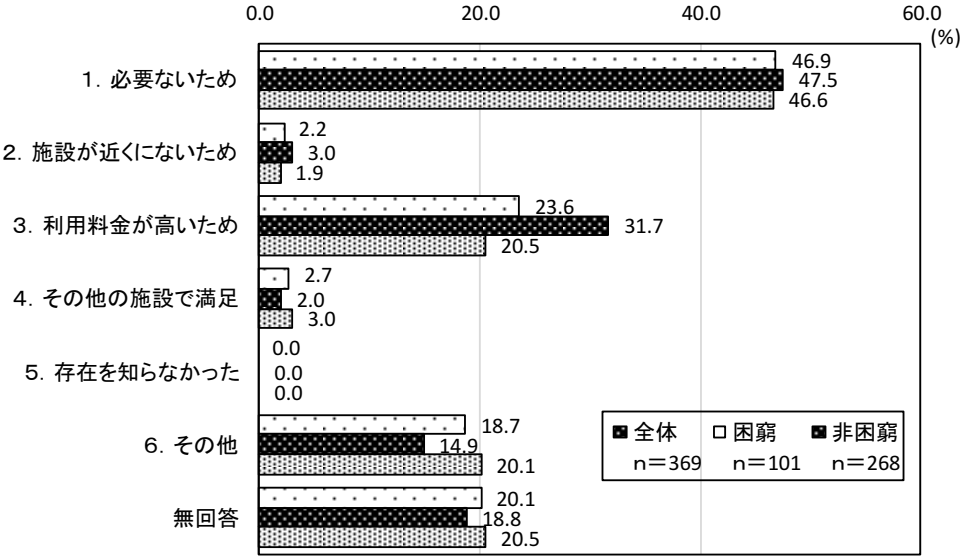

⑧自分の名前を書けるかどうか

〇入学時にひらがなで名前が書けたか・７月時点ではどうか（保護者）　<小1保護者：問6>

小学校就学時に自分の名前がひらがなで書けたかどうかを尋ねたところ、９割弱が「ひとりで正しく書けた」としていますが、「ひとりで正しく書けなかった」も１割強みられました。

世帯の経済状況別にみると、困窮世帯では「ひとりで正しく書けなかった」という割合が非困窮世帯に比べて 9.4 ポイント高い状況にあります。

７月現在の状況を尋ねたところ、９割強が「ひとりで正しく書けた」としており「ひとりで正しく書けなかった」については 2.8%とごく僅かな状況にあります。

なお、この調査項目では、発達面での状況等を考慮していないことに留意が必要です。

入学時、ひらがなで名前が書けたか×経済状況別

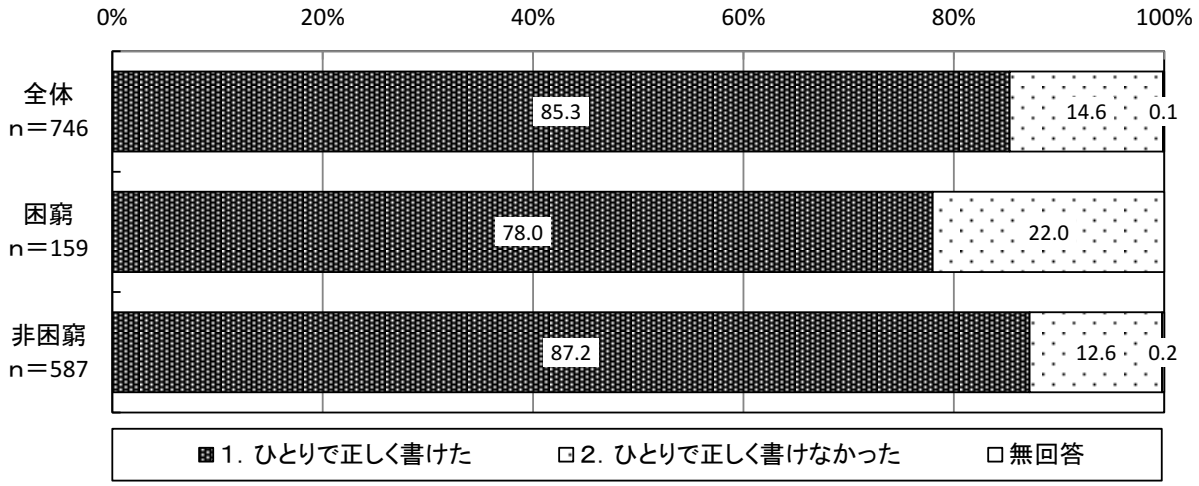

現在、ひらがなで名前が書けるか×経済状況別

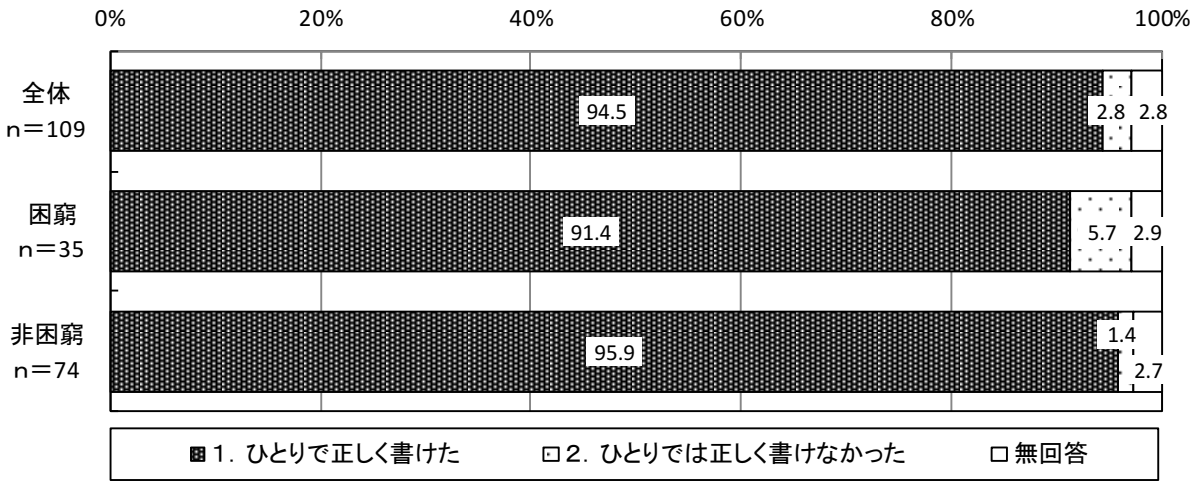

３）高校２年生調査結果の概要

①通学手段について

○登下校時の交通手段（保護者）　<高２保護者：問９⑴・⑵>

お子さんの登校時の交通手段について保護者に尋ねたところ、「家族による送迎」が５割弱と最も高く、次いで「バス（乗り換えなし）」や「徒歩」が続いています。

経済状況別にみると、「家族による送迎」については非困窮世帯の方が困窮世帯より割合が若干高くなっています。さらに、世帯構成別にみると、困窮・ひとり親世帯では「家族による送迎」が他の世帯構成より低くなっています。その他の項目では、経済状況による差はさほどみられませんでした。

帰宅時の交通手段について、「バス（乗り換えなし）」が５割弱と最も高く、次いで「徒歩」、「家族による送迎」となっています。

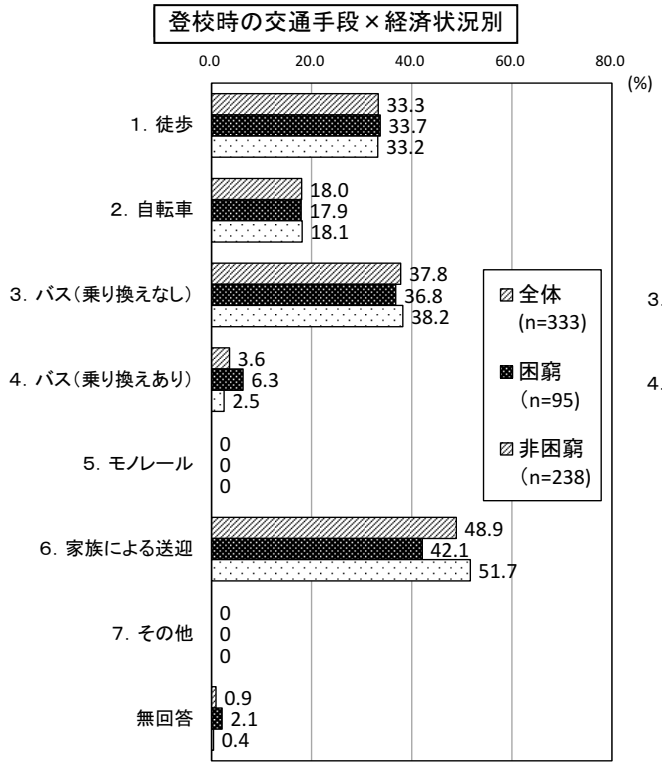

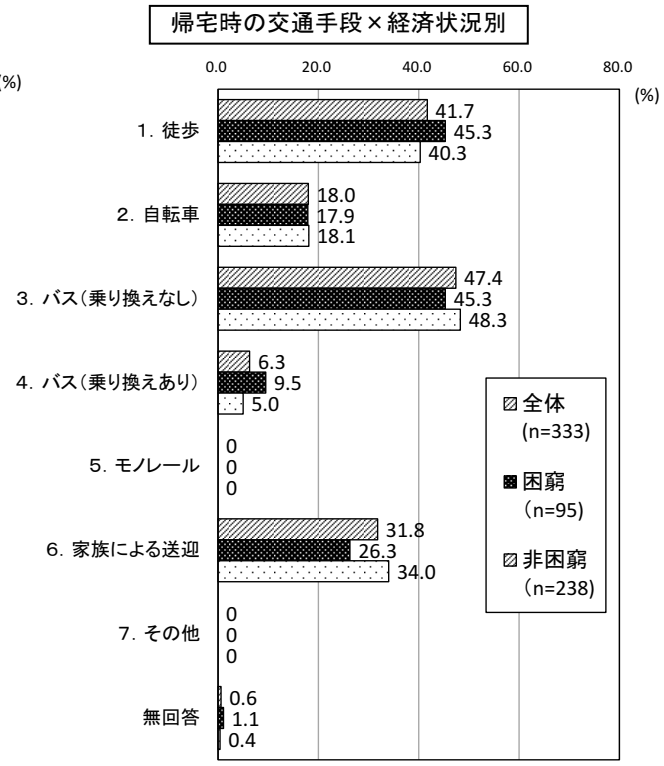

○家族送迎の理由（保護者）　<高2保護者：問9⑷>

登校時または帰宅時に、家族による送迎をしている方にその一番の理由を尋ねると、「交通費削減」が４割弱と最も高く、以下、「通勤のついで」、「防犯・安全」、「学校が遠い」、「公共交通機関がない」と続いています。

経済状況別にみると、困窮世帯では非困窮世帯に比べて「交通費削減」が 10.6 ポイント高く（困窮：44.2%、非困窮：33.6%）、非困窮世帯では「通勤のついで」が 14.3 ポイント高くなっています（困窮：20.9%、非困窮：35.2%）。

登下校時、家族による送迎をしている理由×経済状況別

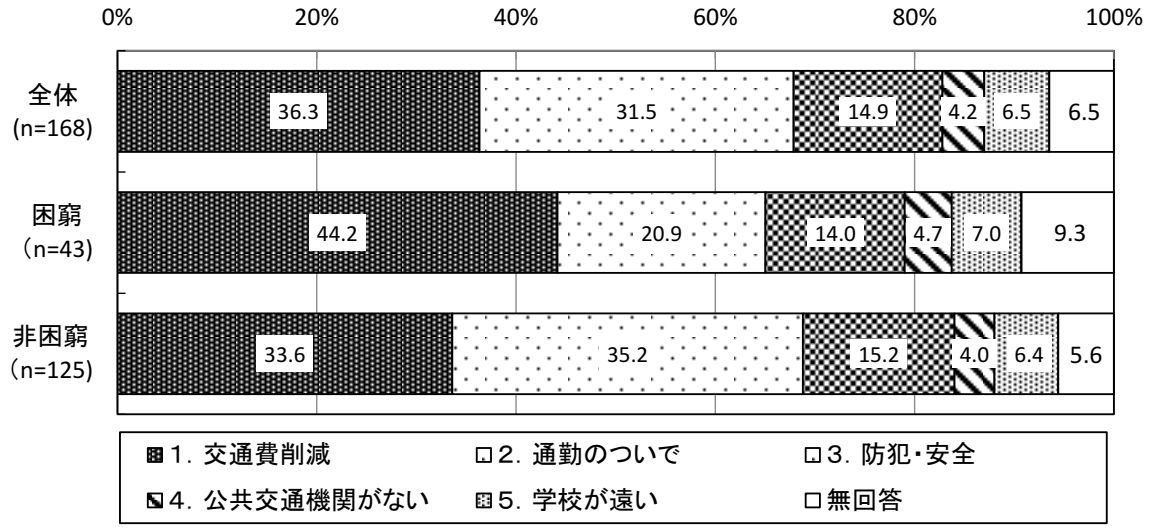

○学割定期券の利用（保護者）　<高2保護者：問9⑶>

バス利用者に学割定期券の利用状況を尋ねたところ、「２．利用していない」が７割、「利用している」が３割弱となっています。

学割定期券の利用状況×経済状況別

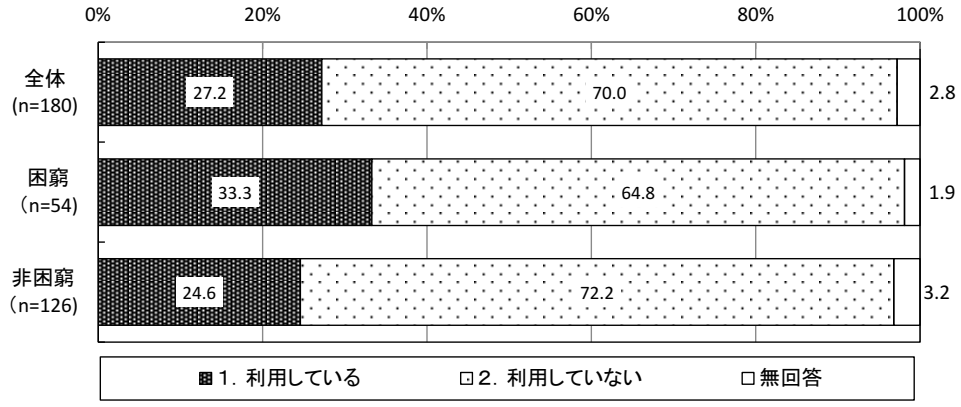

○学割を利用していない理由（保護者）　<高2保護者：問9(3)-1>

バス利用者のうち学割定期券を利用していない方にその理由を尋ねると、「定期券を購入するほどバスを利用しないため」が３割強と最も高く、次いで「以前の制度（回数券）に比べて利便性が悪いため」、「往復で異なる経路を利用していて利用できない」と続いています。

経済状況別にみると、非困窮世帯に比べて、困窮世帯では「定期券を購入する経済的ゆとりがないため」（困窮：28.6%、非困窮：3.3%）及び「定期券の購入場所が近くにないため」（困窮：14.3%、非困窮：5.5%）の割合が高くなっています。

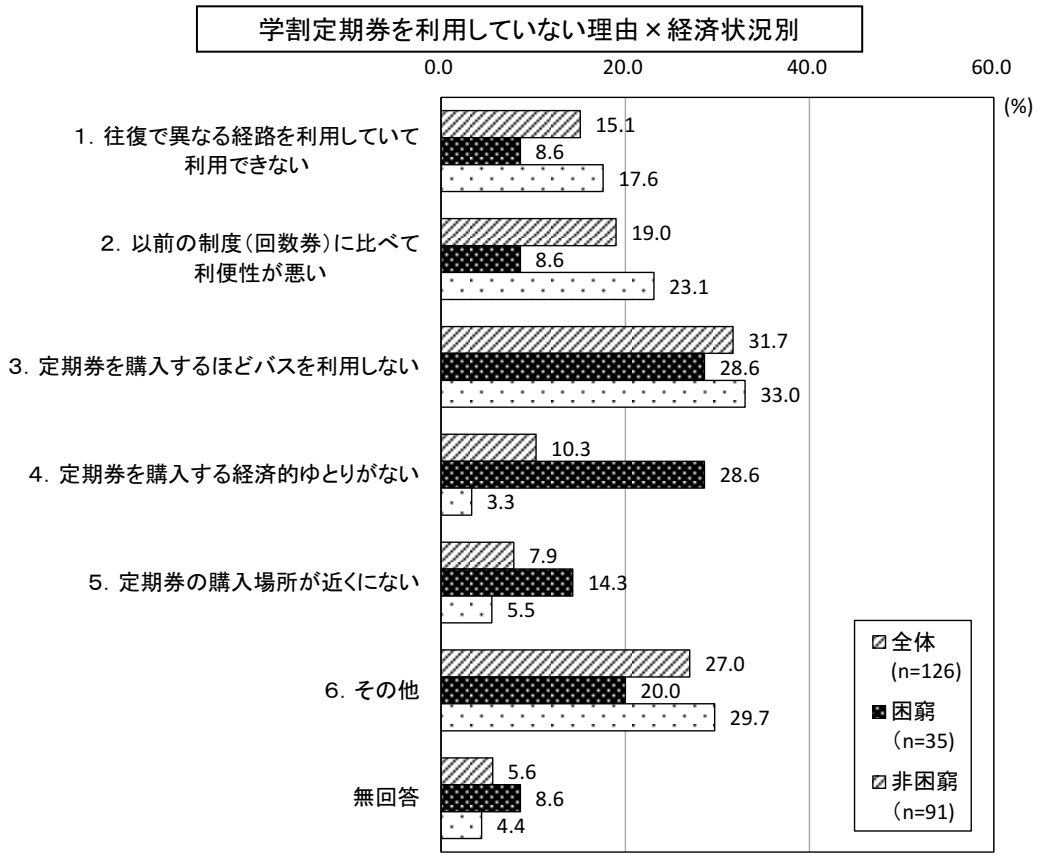

○通学交通費の負担は、高校進学の選択材料となっていたか（保護者）

＜高２保護者：問９⑹＞

通学交通費の負担が高校進学の際の選択材料となったか尋ねると、『重視した』（「1．非常に重視した」＋「2．やや重視した」）が５割強（54.9%）と半数以上を占め、『気にしなかった』（「3．あまり気にしなかった」＋「4．まったく気にしなかった」）は４割強（42.3%）となっています。

経済状況別・世帯構成別に「非常に重視した」割合をみると、非困窮・ふたり親世帯の１割強に対し、困窮・ふたり親世帯が２割強、困窮・ひとり親世帯が約２割と高い状況がみられました。

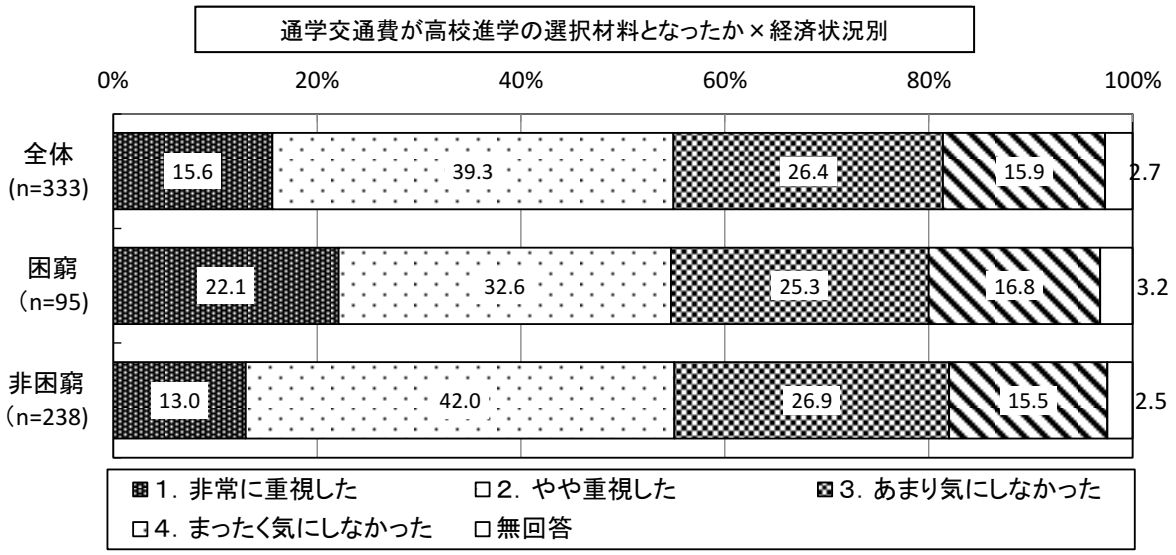

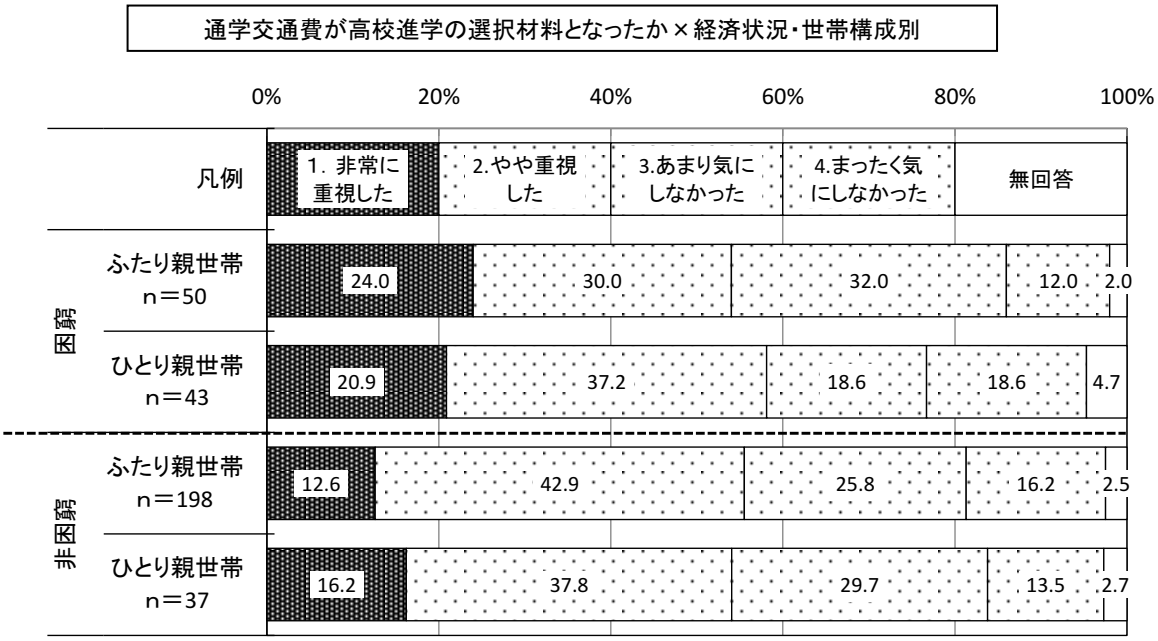

②進路・進学・就職について

〇進路についての生徒の考え方（理想と現実）　<高2生徒：問14・問16>

理想的な進学先について経済状況別・世帯構成別にみると、すべての世帯構成で理想的には「大学まで」とする割合が最も高くなっています。しかし、その割合には大きな差がみられ、困窮・ふたり親世帯で４割強と最も低く、非困窮・ふたり親世帯と比べて 24.7 ポイント低くなっています。一方、「この高校までで良い」とする割合は、困窮・ひとり親世帯で１割強と最も高くなっています。

現実的な進学先を尋ねたところ、“理想的な進学先”と比較して、すべての世帯構成で「この高校まで」とする割合が高くなっており、とりわけ、困窮・ひとり親世帯では 11.7 ポイント高く（理想：11.6%、現実：23.3%）、理想と現実の乖離がみられます。

理想的な進学先×経済状況・世帯構成別

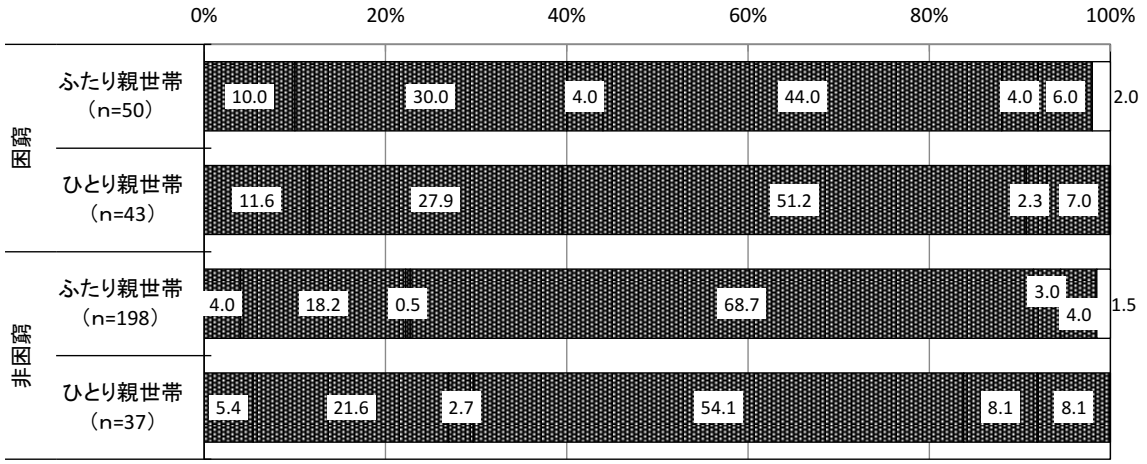

1. この高校までで良い　2. 専門学校まで　3. 短期大学まで　4. 大学まで　5. 大学院まで　6. その他　無回答

現実的な進学先×経済状況・世帯構成別

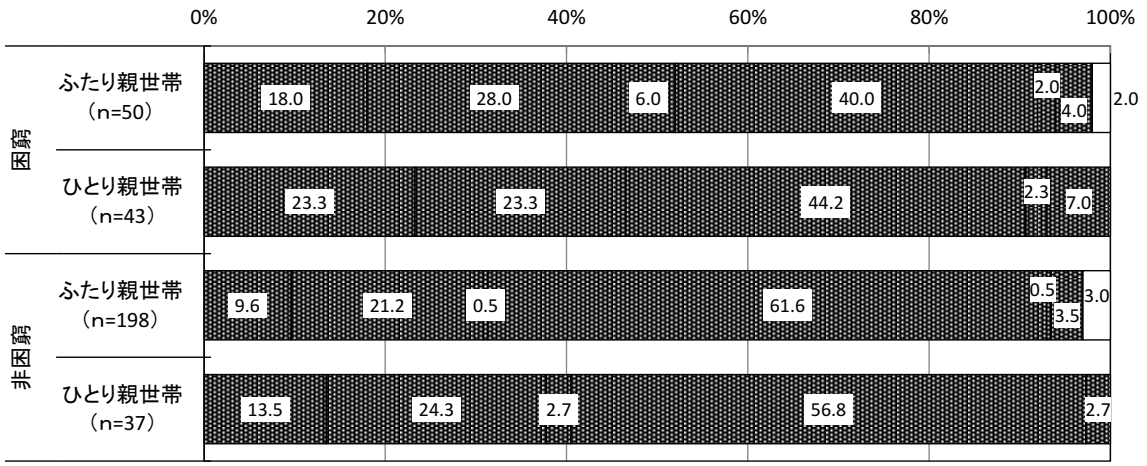

1. この高校までで良い　2. 専門学校まで　3. 短期大学まで　4. 大学まで　5. 大学院まで　6. その他　無回答

○進路についての生徒の考え方（理想と現実）　<高２生徒：問16-１>

現実的な進学について「この高校まで」と回答した方にその理由を尋ねると、『思う』（「１．とても思う」＋「２．やや思う」）割合は、「Ｄ．大学に進学できる学力がつかないと思う」が８割弱と最も高く、次いで「Ａ．進学に必要なお金が心配」が６割強、「Ｅ．とくに勉強したいことがない」が６割強となっています。

経済状況別にその理由をみると、「Ａ．進学に必要なお金が心配」の項目について『思う』と回答した割合は、困窮世帯で７割強を占めています。

高校以上の進学を希望しない理由（n=44）

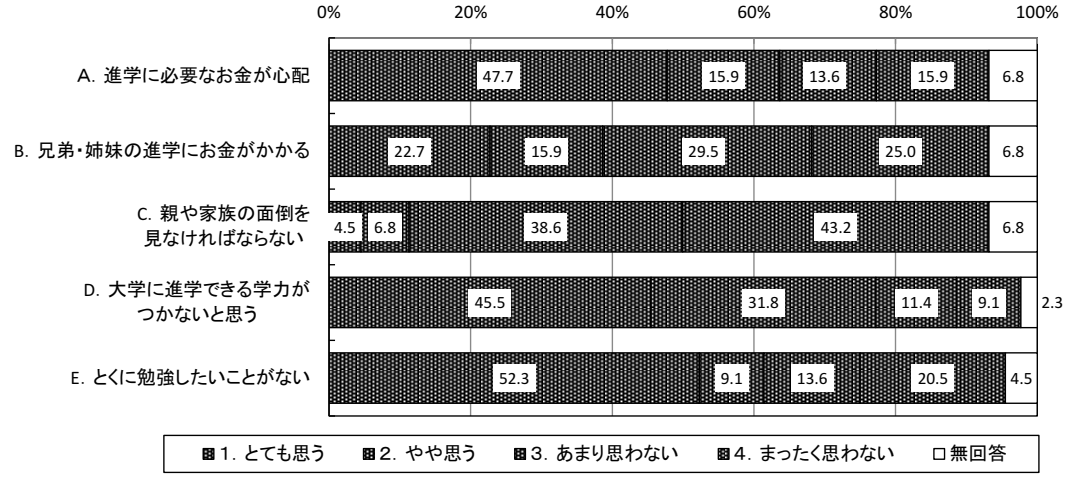

高校以上の進学を希望しない理由×経済状況別（困窮 n=19、非困窮 n=25）

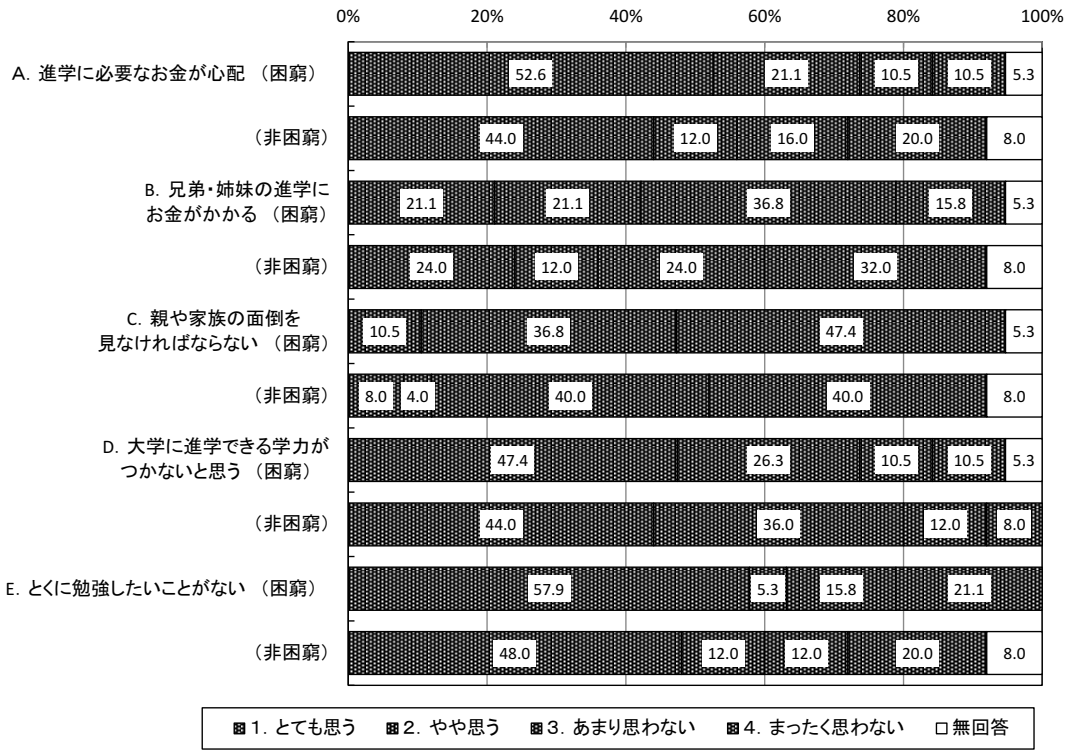

○保護者が子どもの進路を決める際に考慮する点（保護者）　<高2保護者：問14>

高校卒業後の進路を決める際の考え方に関する５項目について尋ねたところ、各項目で『考える』（「1．とても考える」＋「2．やや考える」）割合は、高い順に「Ｅ．本人の志望先がはっきりしているか」（94.9%）、「Ａ．高校の成績・入学試験」（92.2%）、「Ｂ．家庭の経済的な状況」（89.5%）、「Ｄ．地域に適当な進学先があるか」（74.7%）、「Ｃ．そのほかの家庭の事情」（56.4%）となっています。

経済状況別に「１．とても考える」割合をみると、「Ｂ．家庭の経済的な状況」及び「Ｃ．そのほかの家庭の事情」の項目で非困窮世帯より困窮世帯の割合が高い状況がみられます。

卒業後の進路を決める際の考え方について×経済状況別（困窮 n=95、非困窮 n=238）

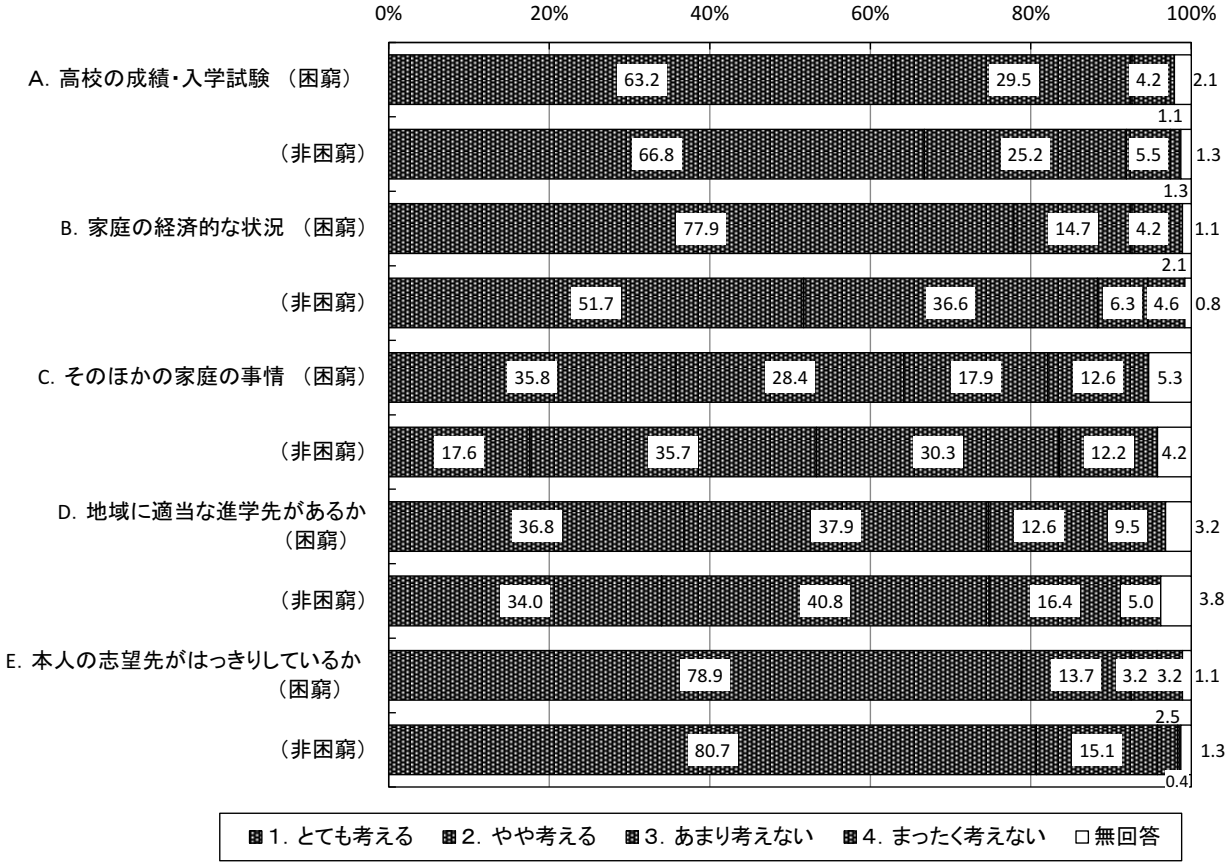

○大学や専門学校の学費についての保護者の意見（保護者）　<高2保護者：問18>

進学にかかる学費・生活費の負担に関する考え方について、『そう思う』（「1．強くそう思う」＋「2．そう思う」）割合をみると、高い順に「D．返済が必要な奨学金は、将来の子どもの負担となるので、借りたくない」（72.9%）、「E．返済が必要な奨学金は、将来何が起こるかわからないので借りたくない」（71.4%）、「A．卒業までの学費・生活費は親が負担するのが当然だ」（67.9%）、「B．学費は親が出すが、生活費は子どもがある程度負担すべきだ」（58.6%）、「C．学費や生活費は奨学金やローンでまかない、本人が就職してから返すべきだ」（46.2%）となっており、上位４項目では『そう思う』割合が５割以上みられます。

また、「D」及び「E」といった“奨学金を借りたくない”という項目に、３割強の保護者が「強くそう思う」と回答しています。

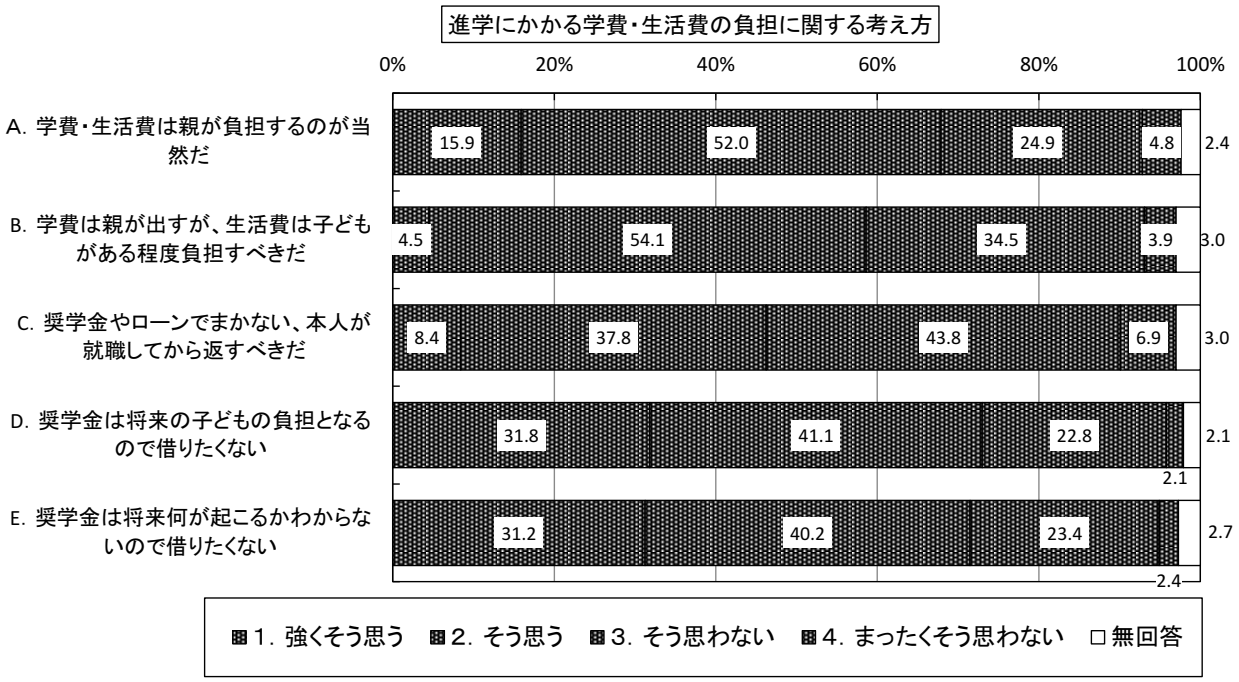

○経済的なゆとりがあれば何をさせてあげたいか（保護者）　<高2保護者：問19>

進路に関して、経済的にゆとりがあればさせてあげたいこととして、「特に現在の希望を変更することはない」とする回答が最も高く、約４割となっています。一方、「１」と無回答を除く約６割は経済的にゆとりがあれば、何らかの進路変更をさせてあげたいと考えています。その内容としては、「短大・専門学校よりも４年制大学への進学」が４割弱と最も高く、以下、「就職よりも進学」、「自宅よりも自宅外通学」、「授業料の高い学科への進学」と続いています。

経済状況別にみると、困窮世帯では「就職よりも進学」の割合が非困窮世帯より 9.7 ポイント高く、逆に非困窮世帯では「自宅よりも自宅外通学」の割合が困窮世帯より 9.2 ポイント高い状況にあります。

経済的にゆとりがあれば進路に関してさせてあげたいこと×経済状況別

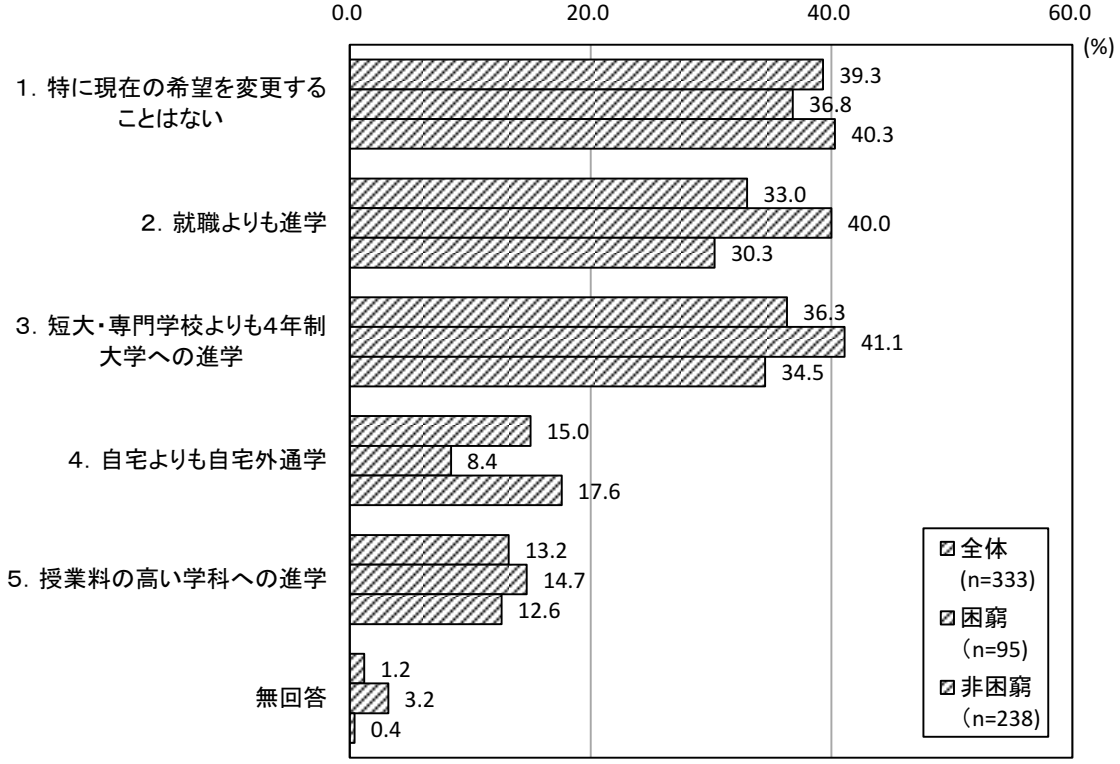

４）未就学児童保護者調査結果の概要

①就学に向けた準備について

○小学校入学に向けての準備　<未就学児保護者：問20>

５歳児の保護者に小学校入学に向けての準備について、「Ａ：学用品やランドセルの購入費用が不足しそう」か尋ねると、全体で「５．あてはまらない」が41.1％と最も高くなっています。「４．どちらかといえばあてはまらない」（13.3％）を加えると、『あてはまらない』と回答した割合は、54.4％となっています。

一方、『あてはまる』（「1．あてはまる」＋「2．どちらかといえばあてはまる」）と回答した割合は、29.0％と一定程度の回答がみられます。

経済状況別にみると、困窮世帯で『あてはまる』（１＋２）と回答している割合は61.6％を占めているのに対し、非困窮世帯では22.1％となっています。

「Ｂ：小学校での生活になじめるか心配」かどうか尋ねると、全体では49.1％が『あてはまる』と回答しており、『あてはまらない』（「4．どちらかといえば あてはまらない」＋「5．あてはまらない」）は31.3％で、なじめるか不安に感じている方が多くなっています。

経済状況でみると、困窮世帯では『あてはまる』が57.0％を占め、非困窮世帯の47.4％をやや上回っています。困窮世帯では６割弱が小学校での生活になじめるか不安を抱えています。

「Ｃ：放課後過ごす場所に不安がある」かどうか尋ねると、全体では60.1％が『あてはまる』と回答しています。一方、『あてはまらない』は26.2％で、放課後の居場所について不安と感じている方のほうが多くなっています。

経済状況では大きな差はみられませんでした。

小学校入学に向けての準備（学用品やランドセルの購入費用が不足しそう）×経済状況

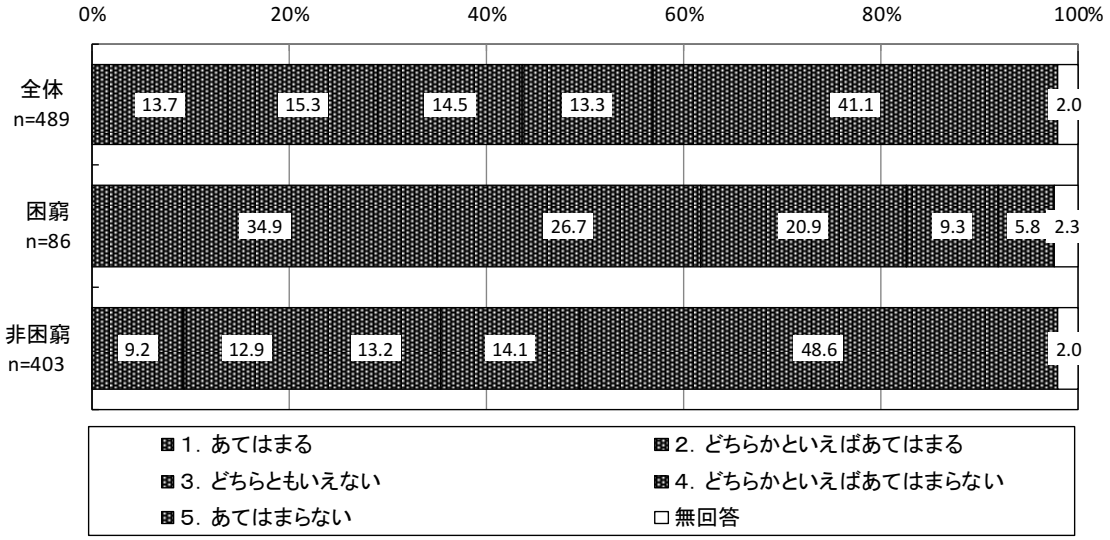

小学校入学に向けての準備（小学校での生活になじめるか心配）× 経済状況

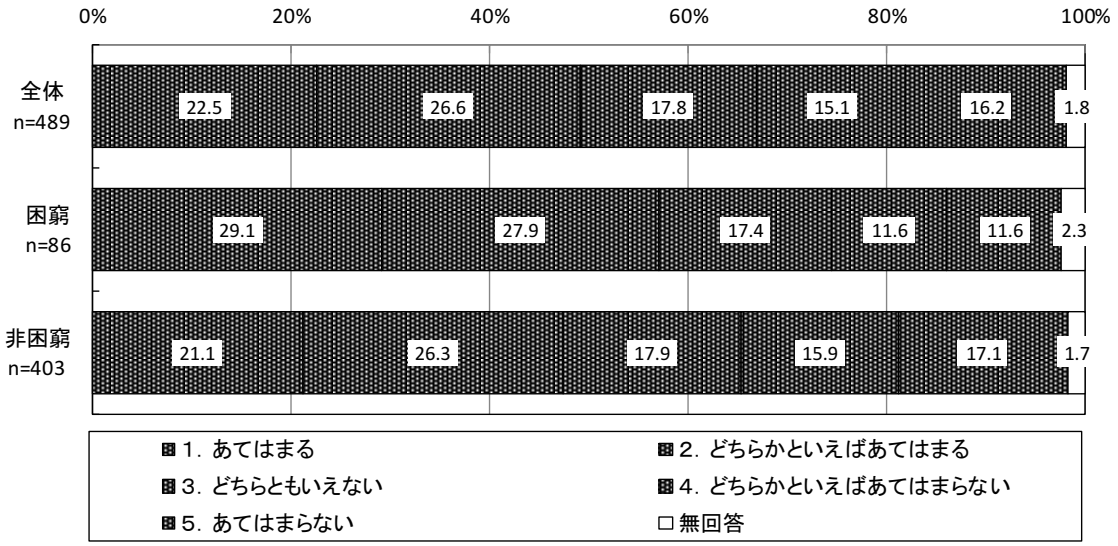

小学校入学に向けての準備（放課後過ごす場所に不安がある）× 経済状況

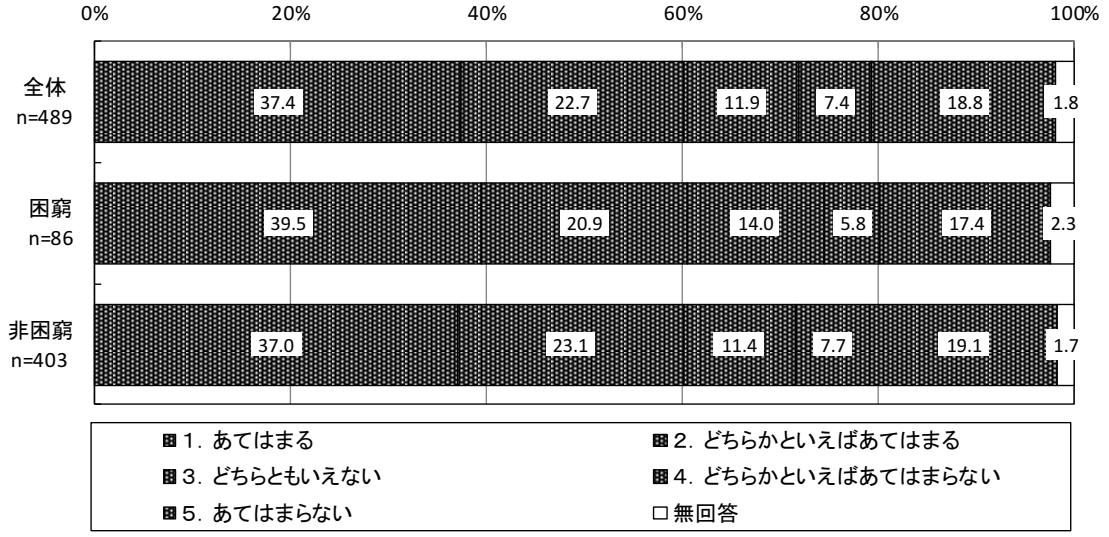

②初めて親になった年齢について

〇母親・父親がそれぞれ初めて親になった年齢　<未就学児保護者：問33>

保護者が「初めて親になった年齢」を尋ねると、所得が低くなるにつれて、「10代」「20～24 歳」の割合が増える傾向がみられます。

困窮世帯の母親では、「10代」「20～24歳」を合わせると43.5%を占めており、困窮世帯の父親についても「10代」「20～24歳」を合わせると29.9%を占めているなど、保護者が若い場合に困窮の割合が高い傾向がみられます。

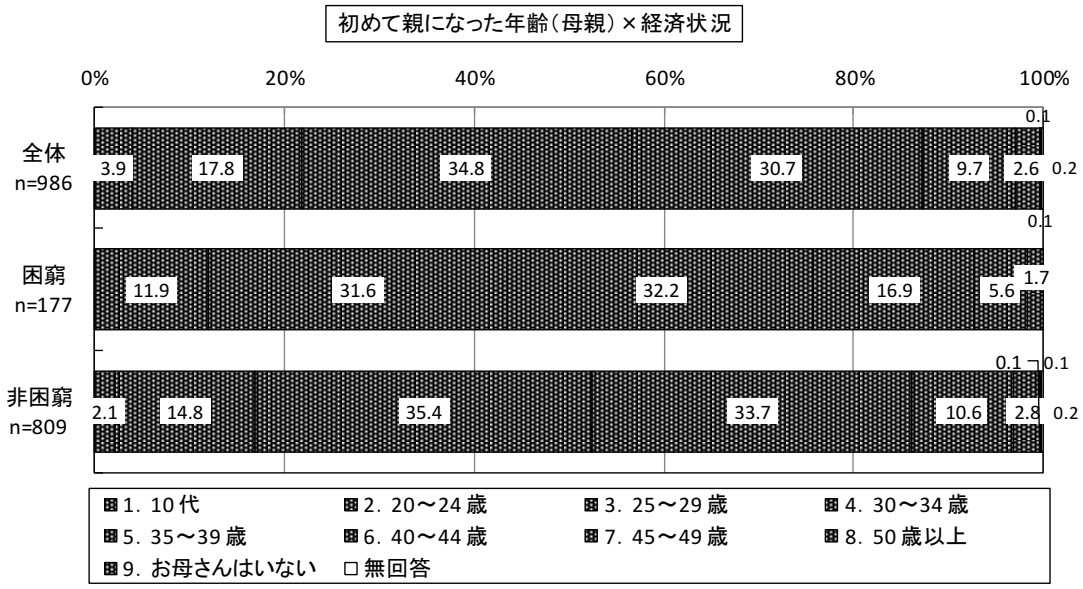

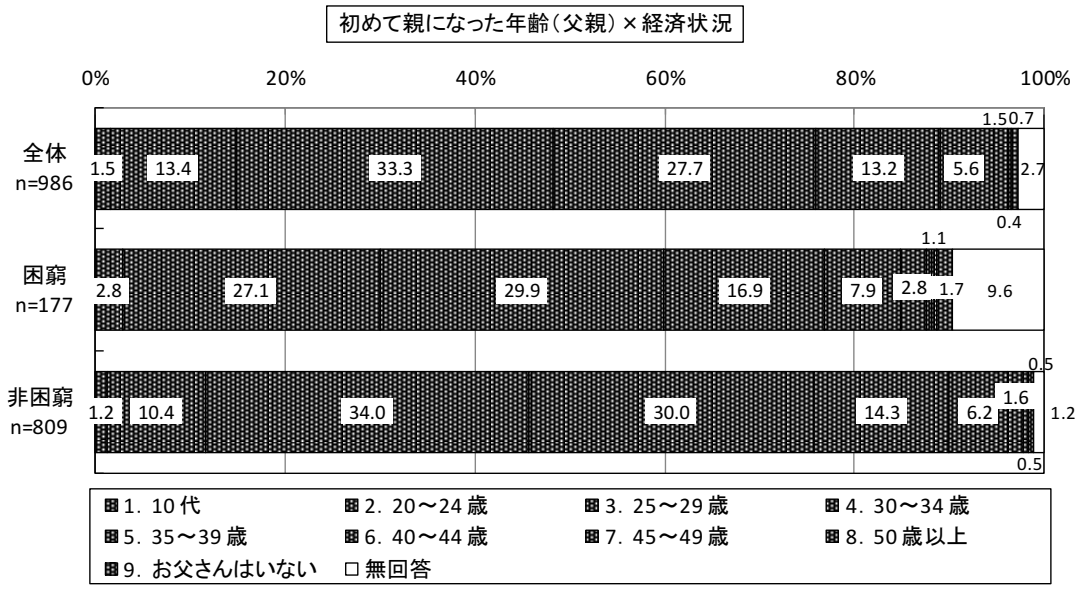

（３）課題の整理

『宜野湾市子ども未来応援計画に係る子ども調査報告書』でとりまとめたニーズ調査結果や考察の内容をはじめ、本市の現況データや関連団体ヒアリング等の各種基礎調査結果を踏まえ、以下に主要な課題を整理します。

１）可能性を育む多様な体験機会の提供

地域社会の変容や価値観の多様化がみられる中、子ども達が身近な社会の中で多様な経験をする機会が失われてきています。沖縄県の行った子どもの貧困実態調査ほど顕著な結果ではないものの、本市が行った子ども調査においても明らかになったように、困窮世帯においては、非困窮世帯に比べて様々な面で体験機会等に乏しく、生活面での厳しさから保護者の子育て意欲が低下してしまう傾向が見受けられます。そうした結果として、子ども達が自己肯定感に乏しい状況に陥り、負の連鎖につながっている状況が懸念されます。

一方で、非困窮世帯の中には所得の面で貧困ラインを多少上回っているだけの世帯もおり、子どもの置かれた環境は困窮世帯と大きく変わるものでないため、非困窮世帯であっても生活の厳しさを抱えていたり、子どもの自己肯定感が低いケースも見受けられます。

子ども達の自己肯定感を育むためにも、児童館・児童センターや地域の居場所の充実、行政各課や関係機関、地域等との連携により、多様な体験機会の提供等を図っていくなど、地域で地域の子を育てていくことができるようにしていくことが求められます。

２）社会的に孤立している子ども達の発見に向けた地域等との連携

近年では、経済的な困窮・非困窮に関わらず、社会的に孤立している世帯も多くなっている状況にあります。本市に暮らす子ども達は、多様な個性や可能性を持っていますが、社会的な孤立状態にある場合、子ども達が本来有している潜在能力を発揮したり、社会との関係性を築いていくことが難しい状況もあると言えます。

本市では、こども支援員の配置及び地域・学校等との連携に努めているとともに、子どもの居場所についても市直営の居場所以外に、地域団体や市民の有志による展開が芽を出してきている状況にあります。また、自治会をはじめ、地域包括支援センターや民生委員・児童委員等といった各種の人的資源・社会資源が地域に根ざした活動を展開しており、相互に連携する中で、困り事を抱えた市民の支援を行っています。

今後とも、こども支援員の継続配置に努めるとともに、地域・学校等と連携し、社会的に孤立している子ども等の発見・見守りを行う仕組みの構築・充実を図っていく必要があります。

３）アウトリーチ*等も含めた本格的な支援を実施する拠点型居場所の設置検討

先に述べたように、本市においては、自治会の協力のもとで市直営の子どもの居場所を設置しているとともに、地域や事業所、ＮＰＯ等による子どもの居場所も増えてきている状況にあります。

一方で、引きこもりや不登校等、アウトリーチによる支援が必要な子ども達も多くみられ、その受け皿確保が求められています。

なお、県内では、那覇市においてこうした支援を積極的に行っている拠点型の子どもの居場所があり、那覇市の委託事業（那覇市子どもの包括的自立促進支援事業）により、こうした若者を支援する取り組みを行っています。本市においても、一部の子どもの居場所において、居場所支援をはじめ、非行少年も含む登校支援、家庭に対する子育て支援等の取り組みを行っている状況もみられますが、子どもや保護者と関係性を構築していくためには、専門的なアプローチや時間・経費がかかる状況にあります。

学校に行くことができず、生きていくことに対する意欲にも乏しい子ども達を支援していくためにも、地域の居場所だけでなく、アウトリーチ等も行う専門的な子どもの居場所として、“拠点型”の居場所の設置を検討し、学校や地域、行政等との連携のもと、子どもやその世帯への支援を行っていくことが求められます。

※アウトリーチ……積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること

４）保護者支援の充実

子どもの居場所等を行っている方達の意見として、子どもが生きる意欲・学ぶ意欲を持つようになっても、家庭に戻ると様々な問題・課題が山積しており、結局意欲を失ってしまうことが課題として挙げられています。そうした状況を脱却するためにも、保護者への支援も含めて丸ごと世帯を支援していくことが求められます。

親自身が自信を持って子どもと向き合い、子育てに力を入れていくことができるようにしていくためにも、困窮状況から抜け出すための雇用対策・就労支援に力を入れていく必要があります。また、子どもの通学費等の負担軽減や、保育等サービスや放課後児童クラブなどを安心して利用できる状況にしていくとともに、保護者との関係性を築いていくため、保護者に寄り添い、丁寧な相談・支援を行っていくことが求められます。加えて、経済的困窮により子どもの医療費抑制を行わざるを得ない家庭や、ライフラインの停止を余儀なくされている家庭も見受けられることから、子どもやその家族の生命を守る意味においても効果的な支援方策を検討していく必要があります。

５）若年妊産婦等への対応の充実

本市が行った子ども調査においては、保護者（特に母親）が初めて親になった年齢が若い場合やひとり親家庭の場合に困窮の割合が高い傾向が見受けられるとともに、現在困窮している世帯の保護者が子どもの頃も困窮していた傾向もあり、貧困の連鎖につながっている状況があることが伺えました。また、若年妊娠・出産の場合、自立のための知識やスキルが十分に身につく前に社会的な自立を求められたり、経済的な自立を目指

すための資格取得等の研鑽を積む機会をなかなか得ることができず困窮に陥りやすくなることが懸念されます。

さらに、妊娠期においては、妊婦健診等をきちんと受診することが安心・安全な出産のため必要不可欠ですが、困窮している妊婦の場合、バス運賃等の交通費にも窮しており、健診を受診できない者もいる状況があります。

本市では、子育て世代包括支援センターの設置を目指して取り組んでいますが、同センターを中心に妊娠・出産・育児に不安を抱える市民への支援を行っていくなど、丁寧な支援に努める必要があります。また、予期せぬ妊娠に至らないためにも、性教育とともに、自分自身や他者を尊重する気持ちを育てていく必要があります。加えて、移動支援の方策についても検討する必要があると言えます。

６）義務教育終了後（中学校卒業後）の積極的な支援

市町村においては、義務教育終了後の子どもや若者との接点がほとんどなく、支援できることも限られている状況にあります。一方で、引きこもり等により社会との関わりを持たない子ども・若者は、自分で生きていくための知識・技術・コミュニケーション能力に乏しい状況にあり、将来的に生活困窮や生活保護に至ることが懸念される状況にあります。

義務教育終了後に進学や就労に至っていない子どもや若者については、就労支援や進学支援等の相談事業につなぎ、学び直しへの意欲喚起、自立に向けた経験を積むための支援が必要です。また、こうした支援が将来の社会保障費の抑制につながるとも考えられることから、市としても積極的に取り組んでいく必要があります。

７）子ども支援の継続に向けた財源の確保と市民等の協力促進

内閣府においては、沖縄の子どもを取り巻く厳しい状況を踏まえ、平成 28 年度から平成 33 年度までを子どもの貧困対策の集中期間と位置づけて緊急的に措置を講じることとしており、平成 28 年度より『沖縄子供の貧困緊急対策事業』として予算の交付を行っています。本市においても、同予算を活用し、こども支援員の配置等を行っていますが、国からの予算交付は平成 33 年度までとなっており、その後の財源確保が課題となっています。

他方、市内では、自治会やＮＰＯ等が中心となり、複数の子どもの居場所が立ち上がっており、企業や市民等の支援が拡がっています。また、宜野湾市社会福祉協議会やＰＴＡ等が行っているフードバンクや制服のリユースといった取り組みもみられます。

子ども支援の取り組みを継続的に進めていくためにも、安定的な財源確保に向けた方策を検討していくとともに、地域や市民等の多様な参画を促進していく必要があります。

Ⅰ．総論

１．理念・目標

（１）基本理念

近年、我が国においては、核家族化や地域社会の変容、価値観の多様化がみられる中、子ども達が身近な社会の中で多様な経験をする機会が失われてきているとともに、経済的な困窮・非困窮にかかわらず、社会的に孤立している世帯も多くなってきていると言われています。

子ども達は、誰でも多様な個性や可能性を持っていますが、近年の子育てをめぐる社会的・経済的な環境変化を鑑みた場合、子ども達が本来有している潜在能力を充分に発揮する機会に格差が生じていることが懸念されています。

宜野湾市においては、経済的な困窮か否かにかかわらず、全ての子ども達が将来に向かって夢や希望を持ち、成長していくことができる地域社会を実現することを目指し、以下の基本理念を掲げます。

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、
将来に向かって夢や希望を持って成長していける地域社会の実現をめざす

（２）基本目標

○基本目標１：子どもや若者達への支援

子どもや若者達への支援を行うため、基本的な生活習慣の確立と健全な心身の育成をはじめ、確かな学力と豊かな創造性の育成支援や、支援を要する青少年のための取り組みを図ります。

○基本目標２：保護者への支援

保護者への支援を行うため、子育ての不安・負担感の軽減に向けた支援をはじめ、生活基盤を支えるための支援を図るとともに、子育てと生計の維持を一人で担わねばならない状況にあるひとり親家庭への支援を図ります。

○基本目標３：推進体制の構築

子ども支援対策の各種取り組みを継続するため、推進基盤の充実を図ります。

■基本理念と３つの基本目標

≪基本目標１：子どもや若者たちへの支援≫

（１）幼少期からの基本的生活習慣の確立と健全な心身の育成
　１）幼児教育・保育等の受け皿や保育内容等の充実
　２）多様な体験の場・機会の提供支援
　３）豊かな心とすこやかな体の育成

（２）確かな学力と豊かな創造性の育成支援
　１）学校を核としたプラットフォームの構築
　２）自己肯定感・学力向上に資する取り組みの充実

（３）支援を要する青少年のための取り組み
　１）支援を要する若者等の発見
　２）若年者に対する学び直し・就労等支援

≪基本理念≫
すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、
将来に向かって夢や希望を持って成長していける地域社会の実現をめざす

≪基本目標２：保護者への支援≫

（１）子育ての不安・負担感の軽減に向けた支援
　１）妊娠・出産・育児に係る不安・負担の解消
　２）支援を要する家庭及び妊産婦に係る専門的・継続的支援

（２）保護者の生活基盤を支えるための支援
　１）経済的負担の軽減
　２）住まいの確保・家事援助等の生活支援
　３）就労対策による支援

（３）ひとり親家庭への支援
　１）ひとり親家庭の自立促進

≪基本目標３：推進体制の構築≫

（１）取り組みを継続するための基盤の充実
　１）相談の場・情報提供の充実
　２）継続的な支援に向けた人材の確保と育成・安定的な財源確保
　３）連携体制の充実

参考：計画内容と主な課題との関係性

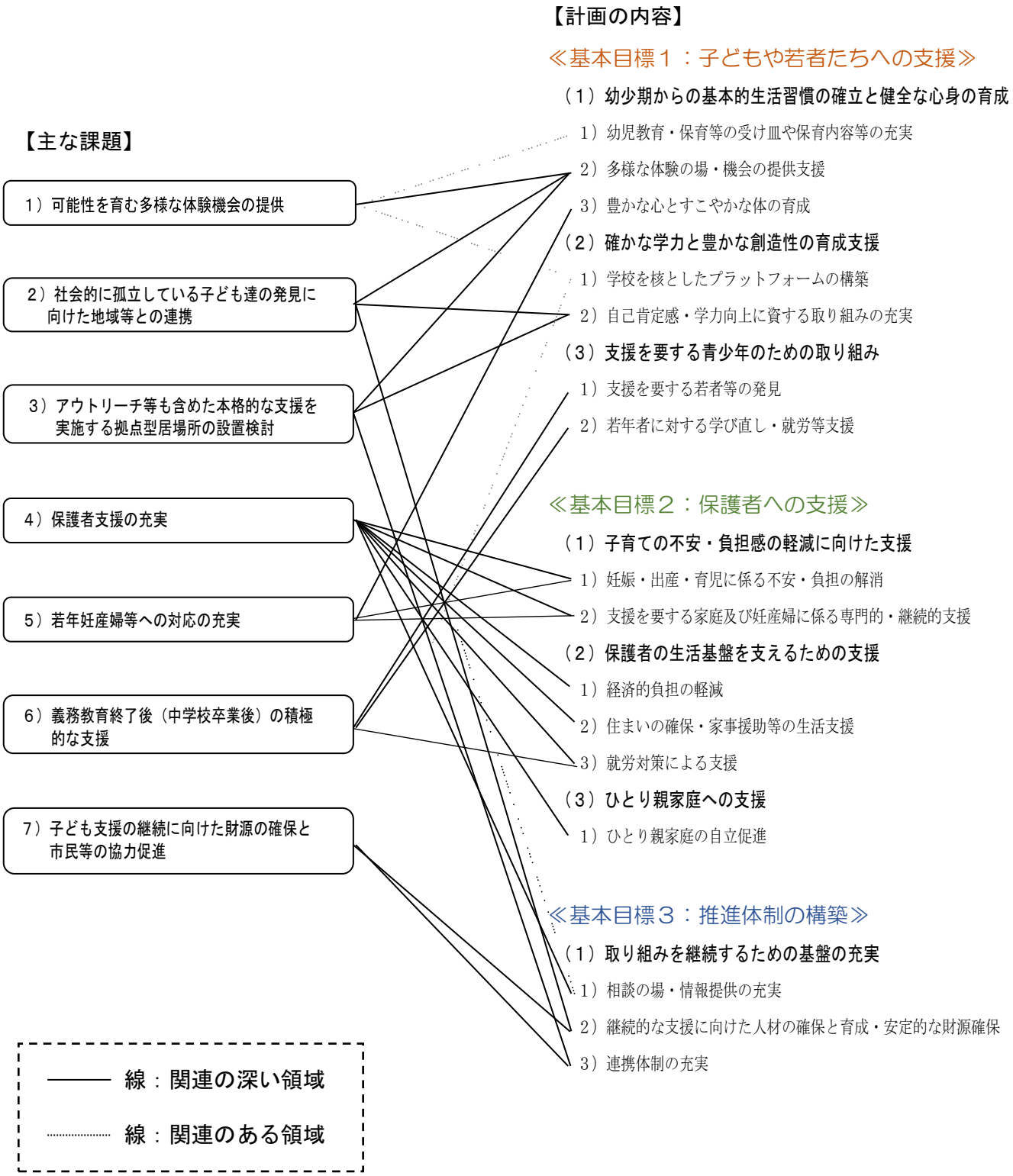

２．施策体系

基本理念

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、
将来に向かって夢や希望を持って成長していける地域社会の実現をめざす

基本目標

基本目標１．子どもや若者達への支援

基本施策	施策の方向	具体施策	
(1)幼少期からの基本的生活習慣の確立と健全な心身の育成	1）幼児教育・保育等の受け皿や保育内容等の充実	①保育所等における子どもの健康状態・発達状況の把握	p.59
		②保幼小連携の推進	p.60
		③待機児童解消に向けた保育の受け皿確保	p.60
		④延長保育や一時保育等の保育サービスの充実	p.60
		⑤保育所等への入所選考時の優先的取扱い等の実施【新規】	p.60
		⑥幼稚園における預かり保育・複数年保育の充実	p.60
		⑦放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	p.61
		⑧保育所等訪問支援の利用促進による環境改善の支援	p.61
	2）多様な体験の場・機会の提供支援	①放課後子ども教室の継続実施	p.62
		②地域キャリア教育支援事業の継続・発展	p.62
		③子どもの居場所運営支援事業の継続・拡充検討	p.63
		④拠点型こどもの居場所の設置検討【新規】	p.63
		⑤児童館・児童センターの充実	p.63
		⑥体験活動や読書活動等の推進	p.63
		⑦学校支援地域本部事業から地域学校協働本部への発展による地域・学校双方向による取り組みの推進	p.64
	3）豊かな心とすこやかな体の育成	①保育所等における食育の充実	p.64
		②教育活動や学校給食による食育の推進	p.65
		③孤食・欠食をさせないための学校・家庭・地域の連携による取り組みの推進	p.65
		④スクールカウンセラーを活用した心のケアの実施	p.65
		⑤スポーツ等による健やかな体づくりや保健教育の充実	p.65
		⑥発達段階に応じた性教育の充実	p.65

⑵確かな学力と豊かな創造性の育成支援	1)学校を核としたプラットフォームの構築	①スクールソーシャルワーカーの配置・支援の強化	p.66
		②青少年サポートセンターとの情報共有による役割を明確にした相談支援	p.67
		③はごろもサポートネットワーク会議による関係機関同士の連携構築	p.67
		④コミュニティ・スクール（地域協働学校）の設置拡充	p.67
		⑤学校支援地域本部事業から地域学校協働本部への発展による地域・学校双方向による取り組みの推進【再掲】	p.67
		⑥放課後子ども教室の継続実施【再掲】	p.68
		⑦青少年サポートセンターによる教育相談や寄り添い支援等の充実	p.68
		⑧青少年サポートセンターへの子どもの居場所の設置【新規】	p.68
	2）自己肯定感・学力向上に資する取り組みの充実	①学習支援員配置の継続	p.69
		②「ぎのわん授業スタンダード」による授業改善の推進	p.69
		③支持的風土づくりのある学校経営等の推進	p.69
		④大学生等を活用した学習支援事業の推進	p.69
		⑤ひとり親家庭に対する学習支援事業の推進	p.69
		⑥子どもの学習支援事業（塾等の地域資源と連携した学習支援）のあり方検討	p.70
		⑦子どもの居場所運営支援事業の継続・拡充検討【再掲】	p.70
		⑧大学等との連携によるボランティアの活用	p.70
		⑨宜野湾市育英会による奨学金等貸与制度についての情報提供及び利用促進	p.70
⑶支援を要する青少年のための取り組み	1）支援を要する若者等の発見	①こども支援員と地域・警察等との連携による若者対策の実施	p.71
		②定期的な巡回指導等の実施	p.71
		③義務教育終了後の相談の継続	p.71
	2）若年者に対する学び直し・就労等支援	①企業等との連携による就職体験の場・機会の拡充	p.72
		②進学・就職に向けた支援	p.72
		③拠点型こどもの居場所の設置検討【再掲】	p.72
		④就労準備支援事業（生活困窮者自立支援法）の活用等による就労支援・ひきこもり者への支援の実施	p.73

基本目標

基本目標２．保護者への支援

基本施策	施策の方向	具体施策	
(1) 子育ての不安・負担感の軽減に向けた支援	１）妊娠・出産・育児に係る不安・負担の解消	①乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業による相談の実施	p.74
		②妊婦健診・乳幼児健診の受診率向上	p.74
		③利用者支援事業（母子保健型）の充実	p.74
		④子育て世代包括支援センターの設置	p.75
		⑤母子健康相談の継続実施	p.75
		⑥発達課題への相談対応等の充実	p.75
		⑦ペアレントトレーニング・プログラムの実施	p.75
	２）支援を要する家庭及び妊産婦に係る専門的・継続的支援	①親子健康手帳交付時における専門職による相談の継続	p.76
		②養育支援訪問事業による定期的な訪問支援の実施	p.76
		③虐待の防止及び要保護児童対策地域協議会による対応の充実	p.76
		④子ども家庭総合支援拠点の設置検討	p.76
		⑤助産施設への入所措置の継続実施	p.76
(2) 保護者の生活基盤を支えるための支援	１）経済的負担の軽減	①実費徴収に係る補足給付事業の継続実施	p.77
		②ひとり親家庭認可外保育施設利用補助事業の継続検討	p.77
		③病児・病後児保育利用者に対する低所得者減免の継続実施	p.77
		④こども医療費助成事業の拡充	p.78
		⑤母子及び父子家庭等医療費助成事業の周知・利用促進	p.78
		⑥就学援助の充実と利用しやすい環境づくり	p.78
		⑦特別支援教育就学奨励費を通じた支援の充実	p.78
		⑧児童館・児童センターの充実【再掲】	p.78
		⑨放課後児童クラブ利用料助成金事業の周知・今後のあり方検討	p.79
		⑩自立相談支援事業及び家計相談支援事業等の継続実施	p.79
		⑪生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の周知	p.79
		⑫ファミリー･サポート･センター利用料助成の周知・利用促進	p.79
		⑬シラミ駆除用シャンプー支給の実施	p.79
		⑭18歳未満被保険者証未交付者への被保険者証の交付	p.80

	2）住まいの確保・家事援助等の生活支援	①日常生活支援事業の周知・利用促進	p.81
		②母子生活支援施設の設置検討	p.81
		③民間賃貸住宅を活用したひとり親家庭生活支援事業の拡充	p.81
		④住居確保給付金の支給	p.81
		⑤居住サポート事業の拡充によるひとり親家庭等の民間賃貸住宅への入居支援	p.82
		⑥市営住宅入居者決定時におけるひとり親家庭優先入居枠の継続	p.82
		⑦住宅リフォーム事業の普及	p.82
		⑧一時生活支援事業の継続実施	p.82
	3）就労対策による支援	①自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の活用促進	p.83
		②就労支援員・生活支援員による生活困窮世帯に対する支援	p.83
		③ハローワークとの連携を基盤としたチーム支援方式（生活保護受給者等就労自立促進事業）による支援の実施	p.83
⑶ひとり親家庭への支援	1）ひとり親家庭の自立促進	①ひとり親家庭認可外保育施設利用補助事業の継続検討【再掲】	p.84
		②母子及び父子家庭等医療費助成事業の周知・利用促進	p.84
		③母子・父子自立支援員による相談支援の継続	p.84
		④母子生活支援施設の設置検討【再掲】	p.84
		⑤市営住宅入居者決定時におけるひとり親家庭優先入居枠の継続【再掲】	p.85
		⑥自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の活用促進【再掲】	p.85
		⑦ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施	p.85
		⑧母子父子寡婦福祉資金貸付制度についての情報提供・利用促進	p.85
		⑨養育費に関する相談支援の充実	p.85

基本目標

基本目標３．推進体制の構築

基本施策	施策の方向	具体施策	
(1)取り組みを継続するための基盤の充実	１）相談の場・情報提供の充実	①子育て世代包括支援センターの設置【再掲】	p.86
		②子ども家庭総合支援拠点の設置検討【再掲】	p.86
		③民生委員･児童委員等による身近な相談支援の充実	p.86
		④各種相談窓口の充実	p.87
		⑤誰もが情報を入手できる仕組みづくり	p.87
		⑥各種徴収業務と連携した支援の展開	p.87
	２）継続的な支援に向けた人材の確保と育成・安定的な財源確保	①こども支援員の継続配置	p.88
		②子どもや保護者に関わる支援員等の資質向上	p.88
		③子どもの貧困をテーマとした教職員向け講習会の開催	p.88
		④スクール・ソーシャルワーカーの確保に向けた条件整備の検討	p.88
		⑤ティーチャーズトレーニング研修の継続実施	p.89
		⑥地域における子どもの居場所等の活動の周知と参画促進	p.89
		⑦地域・企業・市民等の参画によるボランティア活動への支援	p.89
		⑧協働の主体の育成・支援	p.89
		⑨協働による取り組みをしやすくするための環境整備	p.89
		⑩財源の確保に向けた検討	p.89
	３）連携体制の充実	①子どもの貧困対策支援協議会の開催	p.90
		②進行管理体制の構築	p.90
		③宜野湾市子どもの居場所等支援者連絡会議（仮称）の設置検討	p.90

３．本市の子ども支援の考え方

本市では、経済的な困窮か否かにかかわらず、全ての子ども達が将来に夢や希望を持ち成長していくことのできる社会を実現していくことをめざしていきます。一方、格差社会の進展や子どもを取り巻く環境の変化が著しい我が国において、子どもの貧困は大きな社会問題となっており、子どもの貧困・世帯の貧困対策を講じていかなければ基本理念の実現はあり得ません。

貧困状態にある世帯においては、経済的な困窮から医療や子どもに係る費用を抑制せざるを得ず、衣食住や文化的経験、学びの機会等を十分に与えることができない状況に置かれているとともに、子どもが社会に出ても貧困状態から抜け出せない貧困の連鎖につながることが懸念されています。

■貧困の連鎖（イメージ）

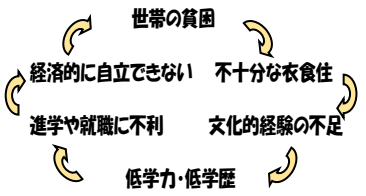

本市の子ども支援は、これまでの子ども及び子育て世帯に関連する施策をしっかりと推進しながら、貧困の連鎖に歯止めをかける取り組みを重点的に行っていくことを通し、全ての子どもの成長を支えていくものとします。

■貧困の連鎖に歯止めをかけるための“支援領域”

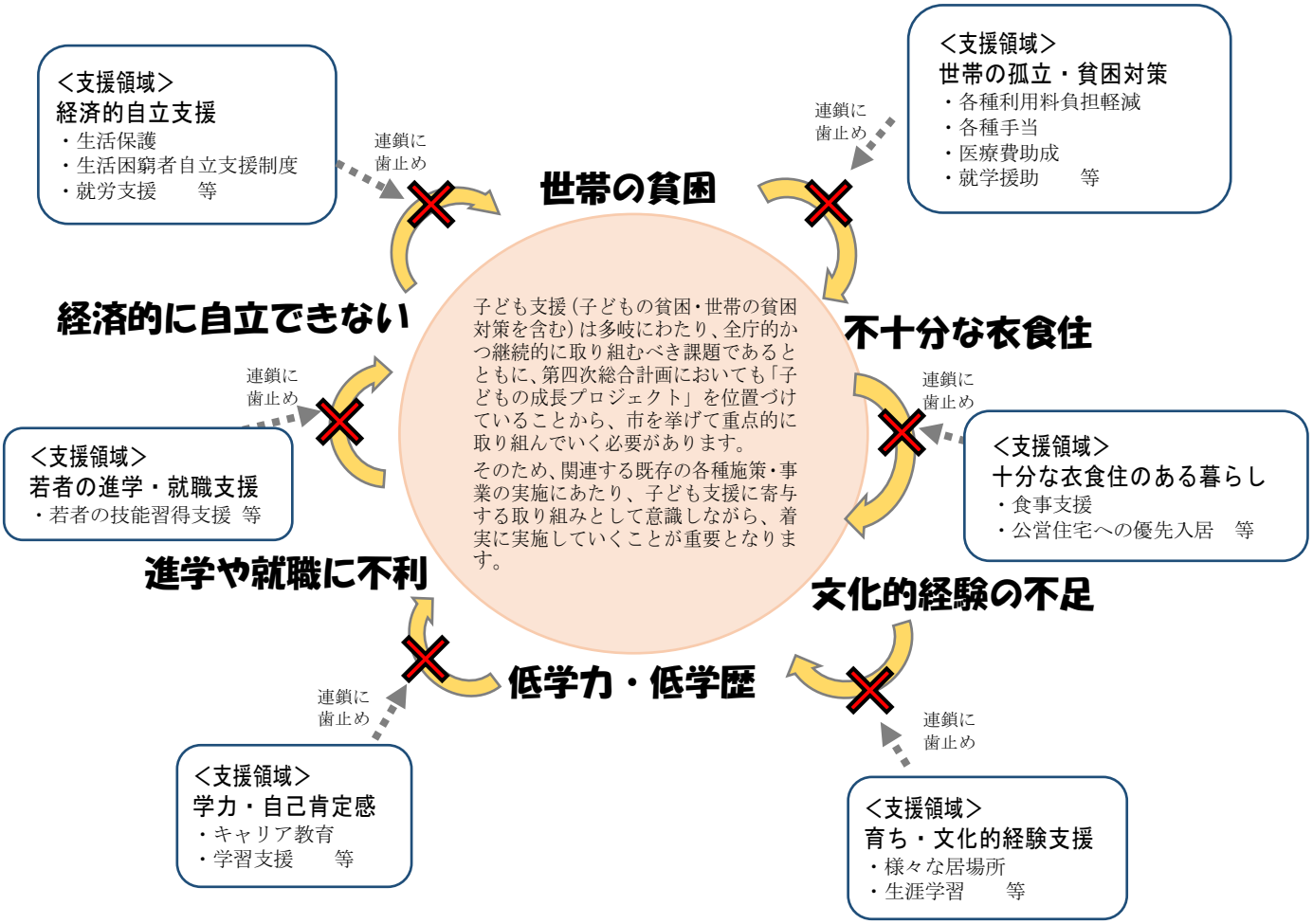

Ⅱ．各論

基本目標１．子どもや若者達への支援

（１）幼少期からの基本的生活習慣の確立と健全な心身の育成

子どもの育ちや学びを支える基盤と言うべき自己有用感や自己肯定感は幼少期より育まれ、この時期に大人との間に情緒的な絆を築いていくことにより、情緒の安定や大人に対して信頼関係を持つ子どもに育つこととなります。また、近年では子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、様々なことを体験する機会が減少するとともに、孤食や欠食の増加等、子どもの健やかな成長が懸念される状況も見受けられます。子どもの豊かな成長を支えていくためにも、幼少期からの基本的生活習慣の確立と健全な心身の育成を図ります。

１）幼児教育・保育等の受け皿確保や保育内容等の充実

幼少期は、能力開発、身体育成、人格の形成等にとって極めて大切な時期であり、この時期における幼児教育・保育の役割は極めて重要です。また、子どもの発達の連続性を保障する上で、幼児教育から小学校教育への移行をスムーズに進めることも求められています。さらに、就労等により放課後に保護者が家庭にいない小学生についても、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る安全な居場所を提供していく必要があります。

子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、必要とする全ての子どもや子育て家庭が幼児教育や保育等を利用できるよう、受入れ体制を整備していくことが求められており、ひとり一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障していくためにも、多様な受け皿の確保や保育内容等の充実を図っていくとともに、保幼小の連携等により、幼児教育から学校教育への円滑な接続を図ります。

【具体施策】

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
①保育所等における子どもの健康状態・発達状況の把握	保育所等を利用する児童の日々の健康状態や発達状態を把握し、保護者に対してアドバイス等を行うとともに、臨床心理士による巡回指導を実施し、気になる子への発達支援を継続します。 ＜主な取り組み＞ ・日常的な児童の健康状態の把握 ・お便り帳等による情報提供やアドバイスの実施 ・臨床心理士による巡回指導の実施	乳幼児	育ち・経験	【主管課】 子育て支援課

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
②保幼小連携の推進	保幼小連携を推進していくため、関係団体等で構成する「保幼小連絡協議会」を開催するとともに、相互連携による接続カリキュラムの作成や合同研修の機会づくりを図ります。 ＜主な取り組み＞ ・保幼小連携による接続カリキュラムの作成 ・保幼小連絡協議会の開催 ・幼稚園教諭と保育士合同による研修機会の確保	乳幼児～小学生	育ち・経験	【主管課】 （教）指導課 【関連課】 子育て支援課
③待機児童解消に向けた保育の受け皿確保	宜野湾市子ども・子育て支援事業計画に基づいて、継続して保育の受け皿確保に努めます。加えて、平成 31（2019）年度 10 月より実施予定である国の幼児教育・保育の無償化に伴うニーズの変化への対応を検討します。 ＜主な取り組み＞ ・子ども子育て支援計画に基づく施設整備 ・幼児教育・保育の無償化に向けた対応	乳幼児	育ち・経験	【主管課】 こども企画課 【関連課】 子育て支援課
④延長保育や一時保育等の保育サービスの充実	市内全ての認可保育所等において延長保育を継続して実施するとともに、一時保育の受け皿確保に取り組む等、保育サービスの充実を図ります。夜間保育については、本市におけるニーズや必要性を調査研究します。 ＜主な取り組み＞ ・認可保育所等における延長保育の実施 ・一時保育の受け皿確保に向けた取り組み ・夜間保育の必要性に関する調査研究	乳幼児	育ち・経験	【主管課】 子育て支援課・こども企画課
⑤保育所等への入所選考時の優先的取扱い等の実施	「保育所利用調整基準表」に則り保育の必要度の高い方から優先して入所を決定する保育所の入所選考において、生活保護世帯やひとり親世帯に対しての加点や、保育料の階層が低い世帯に対する同点時の優先的な取扱いを行うなど、経済的な理由に対する優先的取扱いを行います。 ＜主な取り組み＞ ・生活保護世帯やひとり親世帯に対しての加点（保育所利用調整基準表） ・保育料の階層が低い世帯に対しての優先的取扱い（同点時取扱い利用調整審査表）	乳幼児	育ち・経験	【主管課】 子育て支援課
⑥幼稚園における預かり保育・複数年保育の充実	幼稚園において５歳児を対象に実施している預かり保育について、４歳児の長期的な利用にも対応できるよう必要な人員の確保に努めます。また、ニーズに応じた預かり時間の延長を検討します。 ＜主な取り組み＞ ・幼稚園における預かり保育の４歳児への対象拡充 ・預かり保育時間の延長検討	乳幼児	育ち・経験	【主管課】 （教）指導課 【関連課】 子育て支援課・こども企画課

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
⑦放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	地域ニーズを勘案した、放課後児童クラブの設置促進を図るとともに、クラブ環境の向上に努め、子どもが安心して過ごせる居場所を確保します。また、各放課後児童クラブが保護者のニーズに応じた開所時間を検討するよう促します。 ＜主な取り組み＞ ・放課後児童健全育成事業の充実 ・ニーズに応じた放課後児童クラブ開所時間の検討促進	小学生	育ち・経験	【主管課】 こども企画課
⑧保育所等訪問支援の利用促進による環境改善の支援	障がい児が他の児童との集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う「保育所等訪問支援」について周知及び利用促進を図り、保育所や学童クラブ、学校等の環境改善に努めます。 ＜主な取り組み＞ ・保育所等訪問支援の利用促進	乳幼児～高校生	育ち・経験	【主管課】 障がい福祉課

※支援領域はＰ57 に対応。それぞれの略称は以下の支援領域を表している。

孤立・貧困……世帯の孤立・貧困対策　**衣食住**……十分な衣食住のある暮らし　**育ち・経験**……育ち・文化的経験支援
学力・肯定感…学力・自己肯定感　**進学・就職**……若者の進学・就職支援　**経済的自立**……経済的自立支援

２）多様な体験の場・機会の提供支援

本市が実施した子ども調査結果からも、家庭の経済状況といった育つ環境により、子ども達の体験活動の機会に“体験格差”が生じていることがうかがえます。加えて、近年では地域の教育力や子育て支援機能の低下が指摘されており、経済的な理由に限らず、地域生活を送る中で子ども達が多様な体験をする機会や場が少なくなってきています。成長過程にある子ども達の規範意識や社会性を育んでいくためにも、地域等との連携のもと、子ども達が過ごすことのできる多様な居場所の確保・充実をはじめ、人間的な成長に不可欠な経験・体験の機会等を創出していくものとします。

【具体施策】

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
①放課後子ども教室の継続実施	地域住民等の様々な人材の参画を得て、放課後や小学校内の施設等を活用して様々な体験活動を行う「放課後子ども教室」の継続実施を図ります。放課後子ども教室では、全ての児童を対象として、学習支援、文化やスポーツ等の体験活動、地域の大人や異年齢の子どもとの交流活動等、多様な体験機会を充実させていくことができるよう、コーディネーターを中心に活動プログラムの検討や地域住民の参画促進を図ります。 また、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブとの連携した実施を検討します。 ＜主な取り組み＞ ・放課後子ども教室の継続実施 ・放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携実施検討	小学生	育ち･経験	【主管課】 （教）生涯学習課
②地域キャリア教育支援事業の継続・発展	子ども一人一人が夢や希望を持ち、望ましい職業観を育んでいくことができるよう、地域キャリア教育支援事業の継続・発展を検討し、より児童生徒の発達段階や地域のニーズに応じたキャリア教育支援を展開します。 ＜主な取り組み＞ ・地域キャリア教育支援プログラムの検討	小・中学生	学力･肯定感	【主管課】 産業政策課

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
③子どもの居場所運営支援事業の継続・拡充検討	保護者が就労で不在であったり、困窮等の理由により放課後児童クラブへ入所できない等、様々な理由で行き場所のない子どもへ、安心安全な居場所を提供し、宿題支援等の学習支援や、食事の提供、キャリア形成支援等を行う「こどもの居場所事業」を引き続き実施します。本市のこどもの居場所は、「地域の子どもは地域で育てる」を基本理念として、自治会等の地域の団体を中心に、生活困窮に限らず地域の子どもが自由に利用できる居場所づくりを行っていきます。 また、ふるさと納税の活用をはじめとした財源確保方策を検討し、事業の継続実施に努めます。 ＜主な取り組み＞ ・宜野湾市こどもの居場所事業の継続実施 ・宜野湾市子どもの居場所運営支援事業補助事業	幼児期～ 高校生	育ち･経験、 学力･肯定感、 衣食住	【主管課】 生活福祉課
④拠点型こどもの居場所の設置検討	不登校や非行等の問題を抱えた困窮世帯の子どもに対し、自立に向けた支援を行う拠点型子どもの居場所の設置を検討します。地域で展開するこどもの居場所と連携を図りつつ、これらの居場所で実施する食事提供や学習支援等の支援以外にも、生活支援、就労支援等の保護者支援など専門的支援が受けられるものとします。 ＜主な取り組み＞ ・拠点型こどもの居場所の設置検討	幼少期～ 青少年	育ち･経験、 進学･就職	【主管課】 生活福祉課
⑤児童館・児童センターの充実	児童館･児童センター未設置の小学校区への整備手法や、市民ニーズを踏まえた開館時間への対応、夜の居場所としての活用の可能性等について調査研究します。 ＜主な取り組み＞ ・児童館・児童センターの整備手法及び機能充実等に関する検討	幼児期～ 高校生	育ち･経験	【主管課】 こども企画課
⑥体験活動や読書活動等の推進	学校・家庭・地域社会の中での日常的な人間的成長に不可欠な経験・体験をはじめとして、社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を創出することに加え、豊かな読書活動を推進することにより、子ども達の規範意識や社会性及び自主性や自立心等を育成します。 ＜主な取り組み＞ ・多様な経験・体験機会の創出 ・豊かな読書活動の推進 ・集団宿泊学習（５年生）	幼児期～ 中学生	育ち･経験	【主管課】 （教）指導課

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
⑦学校支援地域本部事業から地域学校協働本部への発展による地域・学校双方向による取り組みの推進	地域による学校支援である「学校支援地域本部事業」から、「地域学校協働本部」へ発展させ、地域と学校双方向に連携・協働する取り組みを推進します。子どもの成長を軸とした地域と学校の連携・協働により、子どもたちの社会貢献意識、地域への愛着、コミュニケーション力及び学力の向上を期待します。 ＜主な取り組み＞ ・地域・学校双方向の連携・協働による取り組みの推進	小・中学生	育ち･経験	【主管課】 （教）生涯学習課

※支援領域はＰ57 に対応。それぞれの略称は以下の支援領域を表している。
孤立・貧困……世帯の孤立・貧困対策　**衣食住**……十分な衣食住のある暮らし　**育ち・経験**……育ち・文化的経験支援
学力・肯定感…学力・自己肯定感　**進学・就職**……若者の進学・就職支援　**経済的自立**……経済的自立支援

３）豊かな心とすこやかな体の育成

子ども達が豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためにも、健全な心と身体づくりが重要です。そうした中、本市が実施した子ども調査では、児童生徒の孤食や欠食の実態が浮かび上がってきており、保護者の就労状況や経済状況等、家庭環境が子どもの食に大きく影響している状況が見受けられます。

「食」が子どもの心身の成長に不可欠なだけでなく、親子間のコミュニケーションや信頼関係づくりにも大切な役割を果たしていることを周知し、孤食や欠食をさせないための取り組みを推進していきます。さらに、健全な心と身体づくりに向け、心のケアやスポーツを通した体づくり等の充実を図ります。

また、予期せぬ妊娠による若年出産もみられることから、男女が正しい性の知識を持ち、自分自身や他者に対する尊重の考え方を学ぶため、発達段階に応じた性教育を充実させていきます。

【具体施策】

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
①保育所等における食育の充実	子どもたちが身近な食材や食に対して関心を持てるよう、保育所や幼稚園等における野菜等の栽培体験や調理体験の実施等を推進します。 ＜主な取り組み＞ ・野菜等の栽培体験や調理体験の実施	乳幼児	衣食住、 育ち･経験	【主管課】 子育て支援課・（教）指導課

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
②教育活動や学校給食による食育の推進	児童生徒が食に関する知識を得て、食を選択する力を習得できるよう指導を行い、食習慣の定着を目指すとともに、食を大切にする心を育む教育を推進します。また、多様な食材を用いた学校給食を通して、食品の名前・栄養素・働きに関心を持つ機会を創出します。 ＜主な取り組み＞ ・食習慣の定着と食を大切にする心を育む教育の推進 ・学校給食を活用した食育の推進	小・中学生	衣食住、 育ち･経験	【主管課】 （教）指導課・（教）学校給食センター
③孤食・欠食をさせないための学校・家庭・地域の連携による取り組みの推進	基本的な生活習慣を定着させるとともに、孤食・欠食をさせないために、保護者と子どもたちに向け、多様な媒体を活用した情報発信に努めるなど、学校・家庭・地域が連携した食育に関する取り組みを推進します。 ＜主な取り組み＞ ・食育に関する情報発信 ・学校・家庭・地域が連携した食育の推進	乳幼児期～ 青少年	衣食住、 育ち･経験	【主管課】 健康増進課、（教）指導課、（教）学校給食センター、子育て支援課
④スクールカウンセラーを活用した心のケアの実施	市内の全小･中学校へ配置されている県費スクールカウンセラーを活用し、児童生徒の心のありようと、それに関わる様々な問題や悩みを受け止め、児童生徒や保護者の心のケアを実施します。 ＜主な取り組み＞ ・スクールカウンセラーの活用	小・中学生	育ち･経験	【主管課】 （教）はごろも学習センター
⑤スポーツ等による健やかな体づくりや保健教育の充実	生涯を通じて運動に親しむ態度の育成や健康で安全な生活を送るためのスポーツ、体育、健康教育の充実に努め、子どもたちがたくましく生きるための心身の健康の保持増進と体力の向上を図ります。また、学校・家庭・地域・医療関係機関等が連携した保健教育の充実に取り組みます。 ＜主な取り組み＞ ・スポーツ、体育、健康教育の充実 ・学校・家庭・地域・医療関係機関等が連携した保健教育の充実	小・中学生	育ち･経験	【主管課】 （教）指導課 【関連課】 （教）生涯学習課
⑥発達段階に応じた性教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性教育を実施するため、体育・保健体育教科等や、道徳、世界エイズデー等における学習機会を設け、身体の発育や個人差の有無等についての学習を行います。 ＜主な取り組み＞ ・小中学校における性教育に関する授業	小・中学生	育ち･経験	【主管課】 （教）指導課 【関連課】 市民協働推進課

※支援領域はＰ57 に対応。それぞれの略称は以下の支援領域を表している。

孤立・貧困……世帯の孤立・貧困対策　**衣食住**……十分な衣食住のある暮らし　**育ち・経験**……育ち・文化的経験支援
学力・肯定感…学力・自己肯定感　**進学・就職**……若者の進学・就職支援　**経済的自立**……経済的自立支援

（２）確かな学力と豊かな創造性の育成支援

子ども調査や団体ヒアリング結果等、本市が実施した各種基礎調査の分析結果からは、経済的に困窮する世帯の子どもたちについて、学習に遅れがある傾向がうかがえるとともに、日常生活のスキルや社会経験の不足等により自己肯定感に乏しい状況が懸念されます。

支援を必要とする子ども達やその家庭をしっかりと支えていくことができるよう、学校を核とした総合的な対応を図っていくとともに、確かな学力を身につけさせることにより、子ども達が将来に夢と希望を持ち、自己実現に向けて取り組んでいくことを応援していきます。

１）学校を核としたプラットフォーム*の構築

学校は子ども達が授業を中心として生活の大半を過ごす重要な場であり、学校事務の面からも子どもの情報が多く集まる場となっています。また、学校区においては、通学している子ども達だけでなく、不登校の子どもや中退者、保護者や地域住民など、様々な市民が生活しており、学校は全ての人に関わる場となっています。また、義務教育である小・中学校は全ての子どもを把握でき、福祉部局などにつなげられる可能性を有しています。

そうした特性を活かし、学校が単独で対策を行うのではなく、福祉関係の機関や地域等と連携しながら学校を核としたプラットフォームを構築し、支援を必要とする子ども達やその家庭に寄り添う総合的な対応を図っていくものとします。

*プラットフォーム……土台のこと。転じて、取り組みをしていく上での“環境（整備）”、“基盤（づくり）”、“足場”の意で用いられている。

【具体施策】

具体施策	施策内容	対象年齢等（関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課（主管課及び連携課）
①スクールソーシャルワーカーの配置・支援の強化	不登校や問題行動等、学校と連携した相談支援や課題を抱える児童生徒等を関係機関等へつなぐスクールソーシャルワーカーの配置を継続していきます。 より専門的な支援を目指し、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ者の配置を検討していきます。 ＜主な取り組み＞ ・スクールソーシャルワーカー活用事業	小学生～18歳までの青少年	全領域	【主管課】 （教）青少年サポートセンター

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
②青少年サポートセンターとの情報共有による役割を明確にした相談支援	学校と連携した児童生徒の情報や相談ケースについて福祉関係部署等の必要な関係機関につなぎ、それぞれの組織がどの様な支援を行っていくかを明確化し課題の早期発見、早期対応、未然防止、改善に取り組みます。 ＜主な取り組み＞ ・学校支援相談会の運営	小・中学生	孤立･貧困	【主管課】 （教）青少年サポートセンター
③はごろもサポートネットワーク会議による関係機関同士の連携構築	不登校や様々な課題等を抱える幼児児童生徒の健全育成につなげるため、学校と市長部局、警察等が一堂に会し、お互いの業務紹介を行う場として「はごろもサポートネットワーク会議（ＨＳＮ）」の開催を継続します。 また、より幅広い関係者間の連携充実を図るため、個人情報の保護に留意しつつ新任教諭やＰＴＡといった学校関係者も参加できるよう参加者枠の拡充を検討していくとともに、事例紹介も取り入れていくなど、会議の充実を検討していきます。 ＜主な取り組み＞ ・はごろもサポートネットワーク会議（ＨＳＮ）の運営	幼児～ 中学生	全領域	【主管課】 （教）指導課
④コミュニティ・スクール（地域協働学校）の設置拡充	学校の教職員だけで義務教育段階における全ての問題を解決することは困難なため、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させていくことができるよう、「コミュニティ・スクール（地域協働学校）」の設置拡充を図ります。 ＜主な取り組み＞ ・学校運営協議会の開催及び設置拡充 ・コミュニティ・スクール（地域協働学校）の設置拡充	小・中学生	全領域	【主管課】 （教）指導課
⑤学校支援地域本部事業から地域学校協働本部への発展による地域・学校双方向による取り組みの推進【再掲】	地域による学校支援である「学校支援地域本部事業」から、「地域学校協働本部」へ発展させ、地域と学校双方向に連携・協働する取り組みを推進します。子どもの成長を軸とした地域と学校の連携・協働により、子どもたちの社会貢献意識、地域への愛着、コミュニケーション力及び学力の向上を期待します。 ＜主な取り組み＞ ・地域・学校双方向の連携・協働による取り組みの推進	小・中学生	育ち･経験	【主管課】 （教）生涯学習課

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
⑥放課後子ども教室の継続実施【再掲】	地域住民等の様々な人材の参画を得て、放課後や小学校内の施設等を活用して様々な体験活動を行う「放課後子ども教室」の継続実施を図ります。放課後子ども教室では、全ての児童を対象として、学習支援、文化やスポーツ等の体験活動、地域の大人や異年齢の子どもとの交流活動等、多様な体験機会を充実させていくことができるよう、コーディネーターを中心に活動プログラムの検討や地域住民の参画促進を図ります。 また、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブとの連携した実施を検討します。 ＜主な取り組み＞ ・放課後子ども教室の継続実施 ・放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携実施検討	小学生	育ち･経験	【主管課】 （教）生涯学習課
⑦青少年サポートセンターによる教育相談や寄り添い支援等の充実	教育に関する課題を抱える 18 歳までの青少年について来所相談に応じていくとともに、学校との連携による巡回相談にて個々の状況に応じた寄り添い支援を図ります。 ＜主な取り組み＞ ・児童生徒相談支援事業 ・スクールソーシャルワーカー活用事業	18 歳までの青少年	全領域	【主管課】 （教）青少年サポートセンター
⑧青少年サポートセンターへの子どもの居場所の設置	相談ケースにおける居場所の必要な子どもの不登校や問題行動等の未然防止のため、学校と連携した健全な青少年の成長につなげることを目的に居場所を設置します。 ＜主な取り組み＞ ・仮称）子どもの笑顔輝く居場所づくり推進事業	18 歳までの青少年	育ち･経験 学力・肯定感 進学・就職	【主管課】 （教）青少年サポートセンター

※支援領域はＰ57 に対応。それぞれの略称は以下の支援領域を表している。

孤立・貧困……世帯の孤立・貧困対策　**衣食住**……十分な衣食住のある暮らし　**育ち・経験**……育ち・文化的経験支援
学力・肯定感…学力・自己肯定感　**進学・就職**……若者の進学・就職支援　**経済的自立**……経済的自立支援

２）自己肯定感・学力向上に資する取り組みの充実

子ども達が自己形成をしていく過程において、自己有用感や自己肯定感は極めて重要な要素であり、その後の人生に大きく影響を及ぼすものとなります。そうした中、本市が実施した子ども調査では、経済的困窮を背景として自己肯定感が乏しくなる傾向がうかがえるとともに、早い段階で進学を諦めてしまうなど、学習意欲の低下にもつながっていることが懸念される状況が見受けられます。

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが能力や可能性を最大限に伸ばし、自己肯定感を育んでいくことができるよう、わかりやすい授業への改善や支持的風土づくりのある

学校経営を推進していくとともに、経済的困窮により、学ぶ意欲と能力のある子どもが質の高い教育を諦めてしまう事の無いよう、学力向上に対する取り組みを行っていくものとします。

【具体施策】

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
①学習支援員配置の継続	学力の定着が不十分な児童生徒に対し、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるため、全小中学校への学習支援員の配置に取り組みます。 ＜主な取り組み＞ ・学習支援員の配置	小・中学生	学力･肯定感	【主管課】 （教）指導課
②「ぎのわん授業スタンダード」による授業改善の推進	児童生徒の学力向上と新学習指導要領で示されている“主体的・対話的で深い学び”を実現するため、本市教育委員会が定めた独自の授業スタイルである「ぎのわん授業スタンダード」の着実な実施を図り、“めあて・まとめ・振り返り”を明確にした授業改善に取り組みます。 ＜主な取り組み＞ ・「ぎのわん授業スタンダード」による授業改善	小・中学生	学力･肯定感	【主管課】 （教）指導課
③支持的風土づくりのある学校経営等の推進	「支持的風土づくりのある学校経営」を通し、肯定的な関わりの中で規律や土台づくり、子どもが心地よい雰囲気づくり等を図り、学校が楽しいと思えるような環境にしていくとともに、自己肯定感（存在感・有用感・有能感）の向上につなげます。 ＜主な取り組み＞ ・支持的風土づくりのある学校経営の推進	小・中学生	学力･肯定感	【主管課】 （教）指導課
④大学生等を活用した学習支援事業の推進	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難である生徒や学習習慣が十分に身についていない生徒に対する学習支援を行うため、引き続き大学生等を活用し、学習支援の取り組みを行います。 ＜主な取り組み＞ ・大学生等を活用した学習支援事業	中学生	学力･肯定感	【主管課】 （教）生涯学習課
⑤ひとり親家庭に対する学習支援事業の推進	大学生ボランティア団体との協働等により、ひとり親家庭の中学生を対象に学習習慣の定着と安心できる居場所の提供を行う「子どもの生活・学習支援事業」を推進します。 ＜主な取り組み＞ ・子どもの生活・学習支援事業	中学生	学力･肯定感	【主管課】 児童家庭課

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
⑥子どもの学習支援事業（塾等の地域資源と連携した学習支援）のあり方検討	経済的な理由や家庭の事情等により学習環境が不安定な子どもに対し、一般塾等の活用による学習機会の提供を行う取り組みを行います。 なお、今後は生活支援も含めた事業実施が求められてくるため、事業のあり方を検討していくものとします。 ＜主な取り組み＞ ・子どもの学習支援事業（塾等の地域資源と連携した学習支援）の実施 ・子どもの学習支援事業の今後のあり方検討	中学生	学力･肯定感	【主管課】 生活福祉課
⑦子どもの居場所運営支援事業の継続・拡充検討【再掲】	保護者が就労で不在であったり、困窮等の理由により放課後児童クラブへ入所できない等、様々な理由で行き場所のない子どもへ、安心安全な居場所を提供し、宿題支援等の学習支援や、食事の提供、キャリア形成支援等を行う「こどもの居場所事業」を引き続き実施します。本市のこどもの居場所は、「地域の子どもは地域で育てる」を基本理念として、自治会等の地域の団体を中心に、生活困窮に限らず地域の子どもが自由に利用できる居場所づくりを行っていきます。 また、ふるさと納税の活用をはじめとした財源確保方策を検討し、事業の継続実施に努めます。 ＜主な取り組み＞ ・宜野湾市こどもの居場所事業の継続実施 ・宜野湾市子どもの居場所運営支援事業補助事業	幼児期～ 高校生	育ち･経験、 学力･肯定感、 衣食住	【主管課】 生活福祉課
⑧大学等との連携によるボランティアの活用	一般社団法人･大学コンソーシアム沖縄が運営する「子どもの居場所学生ボランティアセンター」や宜野湾市社会福祉協議会のボランティアセンター等と連携し、子どもの居場所において貧困の連鎖を断ち切るための学習支援等、各種ボランティアの活用を図ります。 ＜主な取り組み＞ ・子どもの居場所学生ボランティアセンター等と連携したボランティアの活用	幼児期～ 青少年	学力･肯定感、 育ち･経験	【主管課】 生活福祉課
⑨宜野湾市育英会による奨学金等貸与制度についての情報提供及び利用促進	宜野湾市育英会の実施する奨学金等学資の貸与制度を活用し、経済的理由で修学困難な者に対し学資を貸与し、優秀な生徒が大学等の高等教育機関へ進学する支援をします。 ＜主な取り組み＞ ・宜野湾市育英会の実施する奨学金等貸与事業	高校生～	進学・就職	【主管課】 （教）総務課

※支援領域はＰ57 に対応。それぞれの略称は以下の支援領域を表している。

孤立・貧困……世帯の孤立・貧困対策　**衣食住**……十分な衣食住のある暮らし　**育ち・経験**……育ち・文化的経験支援
学力・肯定感…学力・自己肯定感　**進学・就職**……若者の進学・就職支援　**経済的自立**……経済的自立支援

（３）支援を要する青少年のための取り組み

義務教育終了後（中学卒業後）の若者のうち、進路未決定者や高校中退者等については、社会経験の乏しさや人間関係の難しさ等から仕事が長続きしないケースや、非行や引きこもり状態に陥ってしまう若者も少なからず見受けられます。

こうした若者達が将来に夢と希望を持ち、自立した生活を送っていくことができるよう、地域等との連携により支援を必要とする青少年を早期に発見していくとともに、学び直しや就労等の支援を行っていくものとします。

１）支援を要する若者等の発見

義務教育終了後に進路が定まっていない若者や高校を中退した若者等については、学校や地域社会との関係が薄くなりやすいことから、支援を必要としていても見過ごされがちとなってしまいます。また、本人や家族だけでは状況を改善していくことが困難なケースも見受けられ、放置すると、問題が深刻化してしまったり、ひいては、本人が将来の自立に対する意欲を失ってしまうことにもつながりかねません。そのため、関係機関や地域等が連携し、支援を必要としている若者の発見に努めます。

【具体施策】

具体施策	施策内容	対象年齢等（関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課（主管課及び連携課）
①こども支援員と地域・警察等との連携による若者対策の実施	こども支援員が地域や警察等と連携しながら、非行や引きこもり等、課題を抱えている若者の発見に努め、就労支援等適切な行政支援につなげます。 ＜主な取り組み＞ ・こども支援員と地域等との連携による若者対策の実施	青少年	進学･就職	【主管課】 生活福祉課 【関連課】 （教）指導課
②定期的な巡回指導等の実施	青少年サポートセンターの街頭指導員や青少年健全育成協議会による定期的な巡回指導及び深夜はいかい防止等の啓発活動で学校・地域と協力し、関係機関と連携した青少年の問題行動の未然防止、早期発見に努めます。 ＜主な取り組み＞ ・非行防止等巡回活動事業	小学生～18歳までの青少年	進学･就職	【主管課】 （教）青少年サポートセンター
③義務教育終了後の相談の継続	義務教育終了後、継続した支援の必要な青少年に対し、必要な相談支援を実施し、青少年の健全育成に努めます。 ＜主な取り組み＞ ・就労準備支援事業（生活困窮者自立支援制度） ・学習支援事業（生活困窮者自立支援制度）	青少年（青少年サポートセンターについては18歳まで）	進学･就職	【主管課】 （教）青少年サポートセンター・生活福祉課

※支援領域はＰ57に対応。それぞれの略称は以下の支援領域を表している。

孤立・貧困……世帯の孤立・貧困対策　**衣食住**……十分な衣食住のある暮らし　**育ち・経験**……育ち・文化的経験支援
学力・肯定感…学力・自己肯定感　**進学・就職**……若者の進学・就職支援　**経済的自立**……経済的自立支援

２）若年者に対する学び直し・就労等支援

中学・高校を卒業したものの無業や不安定就労にある者や、学校との関係が希薄となった高校中途退学者、ひきこもり状態にある若年者等が貧困状態に陥らないよう、適切な支援を行っていくことが求められます。そのため、学び直しや就労支援等といった個別・継続的な支援を行うことにより、自信の回復や社会適応の促進、生活リズムの改善等を図っていくなど、社会的な自立を促していきます。

【具体施策】

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
①企業等との連携による就労体験の場・機会の拡充	一般の企業などへの就労（一般就労）が困難な若者等に対し、就労に向けた準備の一貫として短時間の軽作業の機会を提供するなど、自立に向けた支援を行うとともに、就労体験の場・機会の充実に向け、協力いただける企業を募っていくなど、受け皿の拡充を図ります。 ＜主な取り組み＞ ・就労訓練事業 ・企業への「沖縄県おしごと応援センターＯｎｅ×Ｏｎｅ」の紹介及び登録促進	青少年	進学･就職	【主管課】 生活福祉課 【関連課】 産業政策課
②進学・就職に向けた支援	在学中からの継続した相談支援を含め、進路未定の中学校卒業前の生徒をはじめ、義務教育終了後に進学・就職していない若者に対する体験活動等の相談支援を行います。また、ハローワークや若者みらい相談プラザsorae等との連携により、若者への支援を図ります。 ＜主な取り組み＞ ・ハローワークや若者みらい相談プラザ sorae 等との連携 ・児童生徒相談支援事業 ・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・就労準備支援事業（生活困窮者自立支援制度） ・学習支援事業（生活困窮者自立支援制度）	中学生～ 青少年（青少年サポートセンターについては18歳まで）	進学･就職	【主管課】 生活福祉課・（教）青少年サポートセンター
③拠点型こどもの居場所の設置検討【再掲】	不登校や非行等の問題を抱えた困窮世帯の子どもに対し、自立に向けた支援を行う拠点型子どもの居場所の設置を検討いたします。地域で実施するこどもの居場所で実施する食事提供や学習支援等のほか、生活支援、就労支援等の保護者支援など専門的支援が受けられるものとします。 ＜主な取り組み＞ ・拠点型こどもの居場所の設置検討	幼少期～ 青少年	育ち･経験、進学･就職	【主管課】 生活福祉課

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
④就労準備支援事業（生活困窮者自立支援法）の活用等による就労支援・ひきこもり者への支援の実施	不登校経験のある若者やひきこもりがちな若者に対して、日常生活のリズムや心身の状況を整え、徐々に就労意欲を喚起していくために、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業の取り組みを図ります。 ＜主な取り組み＞ ・就労準備支援事業	青少年	進学･就職	【主管課】 生活福祉課

※支援領域はＰ57 に対応。それぞれの略称は以下の支援領域を表している。

孤立・貧困……世帯の孤立・貧困対策　**衣食住**……十分な衣食住のある暮らし　**育ち・経験**……育ち・文化的経験支援
学力・肯定感…学力・自己肯定感　**進学・就職**……若者の進学・就職支援　**経済的自立**……経済的自立支援

基本目標２．保護者への支援

（１）子育ての不安・負担感の軽減に向けた支援

核家族化の進展や地域の連帯意識の希薄化等、社会が変容していく中、子育てに不安感・負担感を持つ家庭が増えています。子育て家庭の孤立化も懸念される中、近年では児童虐待の増加が大きな社会問題となっています。また、若年妊娠や飛び込み出産、精神疾患を抱える妊婦等については経済的な困窮状態に陥っているケースも多く、出産や子育てのリスクも高いことから、子育ての不安・負担感の軽減に向けた支援が特に必要な状況にあると言えます。妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援の充実に向け、相談や情報提供等の充実を図っていくとともに、支援を要する妊産婦等に対しては専門的且つ継続的な支援を図ります。

１）妊娠・出産・育児に係る不安・負担の解消

若年妊婦をはじめとしたすべての妊婦が、妊娠・出産を安全に迎えることができるよう、親子健康手帳交付時等の各種機会を通し、妊娠・出産・育児に関する相談や情報提供、母子の健康状態や乳幼児の発育状況の確認・助言等を行い、子育ての不安や負担感の軽減・解消を図ります。

【具体施策】

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
①乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業による相談の実施	生後４か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うとともに、必要な情報提供等を実施し、子育て家庭の孤立化を防ぎます。 ＜主な取り組み＞ ・養育環境の把握 ・子育てに関する情報提供や必要なサービスの提供	乳児期	孤立･貧困	【主管課】 健康増進課 【関連課】 児童家庭課
②妊婦健診・乳幼児健診の受診率向上	妊婦健診や乳幼児健診の受診率向上に向けた取り組みを行います。また、受診しやすい環境整備に努めます。 ＜主な取り組み＞ ・受診勧奨の工夫による受診率向上	妊娠期～ 乳幼児期	孤立･貧困	【主管課】 健康増進課
③利用者支援事業（母子保健型）の充実	妊娠期から子育て期にわたるまでの育児に関する様々な相談に応じ、情報提供を行うため、保健相談センター内において実施している利用者支援事業（母子保健型）の継続・充実を図ります。 ＜主な取り組み＞ ・利用者支援事業（母子保健型）の継続・充実	妊娠期～ 乳幼児期	孤立･貧困	【主管課】 健康増進課

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
④子育て世代包括支援センターの設置	利用者支援事業（母子保健型）の充実と合わせ、基本型としての機能を付加していくことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う拠点となる「子育て世代包括支援センター」としての設置を図ります。 ＜主な取り組み＞ ・子育て世代包括支援センターの設置	妊娠期～ 乳幼児期	孤立･貧困	【主管課】 健康増進課・こども企画課 【関連課】 子育て支援課
⑤母子健康相談の継続実施	引き続き妊婦から乳幼児・思春期までの母子健康相談を行い、妊婦から乳幼児・思春期までの全般的な健康相談に対応し、育児不安の解消に努めます。 ＜主な取り組み＞ ・定期的な母子健康相談の開催	妊娠期～ 思春期	孤立･貧困	【主管課】 健康増進課
⑥発達課題への相談対応等の充実	発達に不安や課題のある乳幼児について、健診等での把握や保育所への臨床心理士の巡回指導等により早期発見・早期対応に努めるとともに、関係課との連携により、発達支援を行います。 ＜主な取り組み＞ ・乳幼児健診等における発達課題のある子どもの早期発見・相談等の実施 ・臨床心理士による巡回指導の実施	乳幼児期	孤立･貧困	【主管課】 健康増進課・子育て支援課・障がい福祉課
⑦ペアレントトレーニング・プログラムの実施	育児に不安のある養育者が、子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消するなど、楽しく子育てができるよう支援するために、ペアレントトレーニング・プログラム等を実施する。 ＜主な取り組み＞ ・ペアレントトレーニング・プログラムの実施	乳幼児期等	孤立･貧困	【主管課】 障がい福祉課 【関連課】 健康増進課・子育て支援課

※支援領域はＰ57 に対応。それぞれの略称は以下の支援領域を表している。

孤立・貧困……世帯の孤立・貧困対策　**衣食住**……十分な衣食住のある暮らし　**育ち・経験**……育ち・文化的経験支援
学力・肯定感…学力・自己肯定感　**進学・就職**……若者の進学・就職支援　**経済的自立**……経済的自立支援

２）支援を要する家庭及び妊産婦に係る専門的・継続的支援

若年妊娠や飛び込み出産、精神疾患を抱える妊婦等、養育上の公的支援を妊娠中から要する環境にある妊産婦については、心身のケアや見守り対応等、特に重点的なケアを行っていくことが求められます。虐待を未然に防止し、親と子のより良い関係づくりに資するよう、関係機関の連携のもと、支援を要する家庭及び妊産婦に対して専門的・継続的な支援を図ります。

【具体施策】

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
①親子健康手帳交付時における専門職による相談の継続	親子健康手帳交付時において、出産や今後の育児への不安、孤立した育児、経済的困窮等、支援が必要な家庭を把握し、必要な支援につなげます。 ＜主な取り組み＞ ・親子健康手帳交付時における保健師等の面談による相談	妊娠期	孤立･貧困	【主管課】 健康増進課
②養育支援訪問事業による定期的な訪問支援の実施	こんにちは赤ちゃん事業や健診、親子健康手帳発行時に把握したハイリスク家庭に対し、養育指導員による定期的な訪問支援を行い、養育負担の軽減、事故予防などの早期対応、児童虐待の未然防止に取り組みます。 ＜主な取り組み＞ ・養育支援訪問事業の実施	乳幼児期	孤立･貧困	【主管課】 児童家庭課
③虐待の防止及び要保護児童対策地域協議会による対応の充実	児童虐待に対して、適切な対応が可能となるよう教育、医療、保健、福祉及び司法等を含めた関係機関との連携を図り、要保護児童等の早期発見とサポートシステムを構築するため、引き続き「宜野湾市要保護児童対策地域協議会」の充実を図ります。 ＜主な取り組み＞ ・要保護児童対策事業の実施 ・虐待防止に向けた講演会や研修、パネル展等の実施	乳幼児期～ 青少年	孤立･貧困	【主管課】 児童家庭課
④子ども家庭総合支援拠点の設置検討	平成 28 年度の児童福祉法改正により市町村の努力義務として設置していくよう規定された『子ども家庭総合支援拠点』について、児童虐待の発生予防や関係機関の連携強化に資する体制等、児童虐待防止の拠点としてのあり方について調査・検討していくとともに、設置に努めます。 ＜主な取り組み＞ ・子ども家庭総合支援拠点の設置検討	乳幼児期～ 青少年	孤立･貧困	【主管課】 児童家庭課
⑤助産施設への入所措置の継続実施	保健上必要があるにも関わらず、経済的理由（原則として所得税非課税世帯）により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させて、助産を受けさせる助産制度を継続します。 ＜主な取り組み＞ ・助産施設への入所措置	妊娠期	孤立･貧困	【主管課】 児童家庭課

※支援領域はＰ57 に対応。それぞれの略称は以下の支援領域を表している。

孤立・貧困……世帯の孤立・貧困対策　**衣食住**……十分な衣食住のある暮らし　**育ち・経験**……育ち・文化的経験支援
学力・肯定感…学力・自己肯定感　**進学・就職**……若者の進学・就職支援　**経済的自立**……経済的自立支援

（２）保護者の生活基盤を支えるための支援

困窮世帯においては、単に経済的に困窮しているだけでなく保護者が多重債務に陥っている、子どもが障がいを抱えている等、複合的な課題が絡み合っていることも少なくありません。そうした世帯の子ども達の成長や自立を支援するには、保護者をはじめとした世帯に対する支援も求められます。経済的な支援をはじめ、住まい等の生活面への支援、就労支援等を図ることにより、保護者の生活基盤を支え、子ども達が安心して暮らしていくことができるようにしていきます。

１）経済的負担の軽減

経済的な困窮は子どもの心身の成長や学力の向上に大きな影響をもたらす恐れがあります。また、困窮の経験は成人してからも影響を及ぼす恐れがあり、そのことが貧困の連鎖を引き起こしていくことが指摘されています。そのため、経済格差が教育格差とならないよう、各種サービスの利用助成等をはじめ、経済的な理由のため就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学援助の利用を促進していくなど、経済的負担の軽減を図ります。

【具体施策】

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
①実費徴収に係る補足給付事業の継続実施	保育料とは別に発生する、保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等について、低所得者の実費徴収額の一部を補助することにより、円滑な保育の利用を促進します。 ＜主な取り組み＞ ・実費徴収に係る補足給付事業の継続実施	乳幼児	孤立･貧困	【主管課】 子育て支援課
②ひとり親家庭認可外保育施設利用補助事業の継続検討	認可保育施設に入れず、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭を対象として、保育施設の利用料を補助する事業について継続するとともに、幼児教育・保育の無償化に伴う事業継続の必要性を検討します。 ＜主な取り組み＞ ・ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業の継続検討	乳幼児	孤立･貧困	【主管課】 子育て支援課
③病児・病後児保育利用者に対する低所得者減免の継続実施	保護者が労働等により、疾病中や回復期の児童を家庭で保育することができない場合、病院等において保育を行う病児･病後時保育事業の継続実施に努めます。また、低所得者への減免も継続して実施します。 ＜主な取り組み＞ ・病児・病後児保育事業の継続 ・低所得者減免の継続実施	乳幼児～小学生	孤立･貧困	【主管課】 子育て支援課

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
④こども医療費助成事業の拡充	「こども医療費助成事業」について、平成30年 10 月より、小学校就学前までのこどもの通院・入院にかかる医療費が現物給付となっていることを含め、市報やポスター掲示による事業の周知を行い、利用促進を図ります。 ＜主な取り組み＞ ・こども医療費助成事業の周知・利用促進と継続実施	乳幼児～中学生	孤立･貧困	【主管課】 児童家庭課
⑤母子及び父子家庭等医療費助成事業の周知・利用促進	ひとり親世帯等については「母子及び父子家庭等医療費助成事業」の周知と利用を促進します。 ＜主な取り組み＞ ・母子及び父子家庭等医療費助成事業の周知・利用促進	乳幼児～18歳に達した日以後の最初の3月末日まで（障がいのある場合は20歳まで）	孤立･貧困	【主管課】 児童家庭課
⑥就学援助の充実と利用しやすい環境づくり	経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を適切に実施します。さらに、必要に応じて認定基準や申請時期・方法を見直し、保護者が利用しやすい環境の整備に取り組みます。 就学援助制度を必要としながら、何らかの理由で申請手続きに至らない家庭に対し、引き続き、こども支援員による申請手続きの支援を実施します。 ＜主な取り組み＞ ・就学援助の認定基準の見直し等による拡充 ・新入学用品費等の入学前支給の取り組み ・申請時期・方法の見直し等による利用しやすい環境整備 ・保護者及び学校関係者への就学援助制度の周知 ・こども支援員による申請手続き支援	小・中学生	孤立･貧困	【主管課】 （教）学務課 ・生活福祉課
⑦特別支援教育就学奨励費を通じた支援の充実	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、就学のため必要な経費の一部を支援します。 ＜主な取り組み＞ ・特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者への周知徹底	小・中学生	孤立･貧困	【主管課】 （教）学務課
⑧児童館・児童センターの充実【再掲】	児童館・児童センター未設置の小学校区への整備手法や、市民ニーズを踏まえた開館時間への対応、夜の居場所としての活用の可能性等について調査研究します。 ＜主な取り組み＞ ・児童館・児童センターの整備手法及び民間活用による機能充実等に関する検討	小学生～高校生	孤立･貧困	【主管課】 こども企画課

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
⑨放課後児童クラブ利用料助成金事業の周知・今後のあり方検討	低所得世帯を対象とする「放課後児童クラブの利用料助成金事業」について、必要な利用が図られるよう引き続き周知活動に取り組みます。また同時に、軽減対象世帯の拡充や財源の確保方策等に関する今後の事業のあり方ついて、検討を行います。 ＜主な取り組み＞ ・放課後児童クラブ利用料助成金事業の周知 ・放課後児童クラブ利用料助成金事業の今後のあり方の検討	小学生	孤立･貧困	【主管課】 こども企画課
⑩自立相談支援事業及び家計相談支援事業等の継続実施	生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」を引き続き実施し、生活困窮者の複合的な課題に早期かつ包括的に対応できる相談窓口の設置を図ります。 また、生活困窮者が将来の見通しを持ちながら家計をやりくりする家計管理の力を高められるよう、「家計相談支援事業」の実施を継続します。 さらに、消費者生活相談や法律相談など、関連する相談業務について、所管する市民生活課と連携しながら生活に困窮する世帯の支援に取り組みます。 ＜主な取り組み＞ ・自立相談支援事業の継続実施（生活福祉課） ・家計相談支援事業の継続実施（生活福祉課） ・消費者生活相談の継続実施（市民生活課） ・多重債務等の法律相談の継続実施（市民生活課）		経済的自立	【主管課】 生活福祉課・市民生活課
⑪生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の周知	経済的支援等が必要な生活困窮者に対して生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度を周知するため、市報への情報掲載や関係団体への情報提供を実施し、保護を必要としている方へ適切な支援が行えるよう努めます。 ＜主な取り組み＞ ・市報や関係団体への情報提供を通した生活保護制度の周知		経済的自立	【主管課】 生活福祉課
⑫ファミリー･サポート･センター利用料助成の周知・利用促進	ファミリー・サポート・センターの利用料助成の周知に努めるとともに、補助対象世帯の拡充やまかせて会員の確保を図ることにより利用を促進し、子育てや家事負担を軽減します。 ＜主な取り組み＞ ・ファミリー・サポート・センターの利用料助成に関する周知と利用促進	乳幼児～小学生	孤立･貧困	【主管課】 こども企画課
⑬シラミ駆除用シャンプー支給の実施	困窮世帯のうち、事業対象者に対してシャンプーの支給を行います。 ＜主な取り組み＞ ・事業対象者に対するシャンプーの支給	小・中学生	孤立･貧困	【主管課】 健康増進課

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
⑭18 歳未満被保険者証未交付者への被保険者証の交付	経済的困窮を理由に医療を受けることができない児童等をなくすため、国保税に滞納等がある世帯においても、18 歳未満の被保険者へは被保険者証の交付に努めます。 ＜主な取り組み＞ ・18 歳未満の児童等のいる被保険者証未交付世帯への電話連絡や訪問等の実施	18 歳未満	孤立･貧困	【主管課】 国民健康保険課

※支援領域はＰ57 に対応。それぞれの略称は以下の支援領域を表している。

孤立・貧困……世帯の孤立・貧困対策　**衣食住**……十分な衣食住のある暮らし　**育ち・経験**……育ち・文化的経験支援

学力・肯定感…学力・自己肯定感　**進学・就職**……若者の進学・就職支援　**経済的自立**……経済的自立支援

２）住まいの確保・家事援助等の生活支援

住まいは生活の根幹をなすものですが、経済的な困窮世帯については家賃の負担が大きいなど、住宅の確保に困窮している状況も見受けられます。また、保護者がダブルワークや不規則な時間に就労を行っている家庭では、子どもへゆとりを持って接することが難しい場合もあり、子どもの健全な発達にも影響を及ぼすことが懸念されます。

そのため、安心して生活していくことができるよう、住まいの確保や家事援助等を行い、困窮している世帯への支援を図ります

【具体施策】

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
①日常生活支援事業の周知・利用促進	家事援助が必要な母子家庭・父子家庭に対し、児童扶養手当現況届け等の機会を活用し、沖縄県が実施している日常生活支援事業の周知を図るとともに、利用しやすい事業となるよう、引き続き同事業の申請受付業務を行います。 ＜主な取り組み＞ ・日常生活支援事業の周知・利用促進		衣食住	【主管課】 児童家庭課
②母子生活支援施設の設置検討	母子家庭の母と子を入所させて保護するとともに、自立に向け支援するための母子生活支援施設の設置について、先進事例を研究し、公設以外の方法も含めて整備に向けて取り組みます。また、設置の検討と併せ、トワイライトステイ事業の実施など、母子生活支援施設の活用により実施可能な事業についても可能性を検討していきます。 ＜主な取り組み＞ ・母子生活支援施設についての調査研究及び設置の検討		経済的自立、衣食住	【主管課】 児童家庭課
③民間賃貸住宅を活用したひとり親家庭生活支援事業の拡充	住宅に困窮しているひとり親世帯で、自立を目指すひとり親家庭に対し、一定期間民間賃貸住宅を提供し、就労・子育て支援を行う「ひとり親家庭生活支援事業」の拡充を図ります。 ＜主な取り組み＞ ・ひとり親家庭生活支援事業		衣食住	【主管課】 児童家庭課
④住居確保給付金の支給	離職により住居を失い生活に困窮している方、または住居を失う恐れのある方に、安定した求職活動ができるように、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給による支援を行います。 ＜主な取り組み＞ ・住居確保給付金の支給		衣食住	【主管課】 生活福祉課

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
⑤居住サポート事業によるひとり親家庭等の民間賃貸住宅への入居支援	保証人がいない等の理由により、民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、入居に必要な調整支援を行う取り組みを検討していきます。 ＜主な取り組み＞ ・居住サポート事業（児童家庭課） ・住居入居等支援事業（障がい福祉課） ・生活困窮者自立相談による支援（生活福祉課）		衣食住	【主管課】 児童家庭課 【関連課】 生活福祉課・障がい福祉課
⑥市営住宅入居者決定時におけるひとり親家庭優先入居枠の継続	市営住宅の空き家待ち入居者決定時において、確実にひとり親世帯が入居できる優先入居枠を確保します。 ＜主な取り組み＞ ・市営住宅入居者決定時における優先入居枠の確保		衣食住	【主管課】 建築課
⑦住宅リフォーム事業の普及	老朽化への対応やバリアフリー化等が必要な住宅について、住宅の耐久性を向上させる改修やバリアフリー改修、省エネ改修等を行う場合の住宅改修費用の助成を継続するとともに、事業メニューの拡大に向けた調査・検討を行います。 ＜主な取り組み＞ ・住宅リフォーム事業		衣食住	【主管課】 建築課
⑧一時生活支援事業の継続実施	生活に困窮していて住居を持っていない方に対し、一定期間に限り宿泊場所や衣食の提供などを行います。 ＜主な取り組み＞ ・一時生活支援事業		衣食住	【主管課】 生活福祉課

※支援領域はＰ57 に対応。それぞれの略称は以下の支援領域を表している。

孤立・貧困……世帯の孤立・貧困対策　**衣食住**……十分な衣食住のある暮らし　**育ち・経験**……育ち・文化的経験支援
学力・肯定感…学力・自己肯定感　**進学・就職**……若者の進学・就職支援　**経済的自立**……経済的自立支援

３）就労対策による支援

安定した生活を送るためには、基本的な家計収入という点において、親の就労状況が安定していることが重要です。就労により、生活に困窮した世帯が社会的経済的自立を果たし、保護者が自信と余裕を持って子どもに向き合っていくことができるよう、ハローワークとの連携や各種就労支援策の活用促進等を図ります。

【具体施策】

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
①自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の活用促進	母子家庭の母、父子家庭の父に対し、就職に必要な資格の取得を支援するため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の周知を行うなど、活用促進を図ります。 ＜主な取り組み＞ ・自立支援教育訓練給付金の活用促進 ・高等職業訓練促進給付金の活用促進		経済的自立	【主管課】 児童家庭課
②就労支援員・生活支援員による生活困窮世帯に対する支援	生活困窮者等が抱える就職についての様々な悩みに対し、就労支援員及び生活支援員によるきめ細やかな各種支援（履歴書・職務経歴書の書き方、面接対策やビジネスマナー等）を実施します。 ＜主な取り組み＞ ・就労支援員及び生活支援員の配置		経済的自立	【主管課】 生活福祉課
③ハローワークとの連携を基盤としたチーム支援方式（生活保護受給者等就労自立促進事業）による支援の実施	生活保護受給者等について、本人にあった就職先をいち早く見つけていくため、ハローワークとの連携のもと、チーム支援方式による就労支援を行います。 ＜主な取り組み＞ ・生活保護受給者等就労自立促進事業		経済的自立	【主管課】 生活福祉課・児童家庭課

※支援領域はＰ57 に対応。それぞれの略称は以下の支援領域を表している。

孤立・貧困……世帯の孤立・貧困対策　**衣食住**……十分な衣食住のある暮らし　**育ち・経験**……育ち・文化的経験支援
学力・肯定感…学力・自己肯定感　**進学・就職**……若者の進学・就職支援　**経済的自立**……経済的自立支援

（３）ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の父親や母親は、子育てと生計維持の殆どを一人で担わねばならず、就業や育児、家事といった経済面や日常生活面で様々な困難に直面していることから、心理的・肉体的な負担は大きなものがあると言えます。保護者の負担を軽減していくとともに、ひとり親家庭の子どもが生まれ育った環境に左右されることなく夢と希望を持ちながら育っていくことができるよう、各種支援の実施を図ることにより、ひとり親家庭の自立を促進していきます。

１）ひとり親家庭の自立促進

本市が行った子ども調査では、ひとり親家庭において電気代などの滞納経験の割合が比較的高い状況にあるなど、厳しい生活の実態が見受けられました。

経済面や生活、子育て等、様々な困難に直面しているひとり親家庭の負担を軽減し、親と子が将来に夢と希望を持って生活していくことができるよう、母子・父子自立支援員による相談・情報提供の充実をはじめ、子育てや生活支援、就業支援、経済支援、養育費の確保を図るなど、ひとり親家庭の自立を支援します。

【具体施策】

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
①ひとり親家庭認可外保育施設利用補助事業の継続検討【再掲】	認可保育施設に入れず、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭を対象として、保育施設の利用料を補助する事業について継続するとともに、幼児教育・保育の無償化に伴う事業継続の必要性を検討します。 ＜主な取り組み＞ ・ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業の継続検討	乳幼児	孤立･貧困	【主管課】 子育て支援課
②母子及び父子家庭等医療費助成事業の周知・利用促進	ひとり親家庭については「母子及び父子家庭等医療費助成事業」の周知と利用を促進します。 ＜主な取り組み＞ ・母子及び父子家庭等医療費助成事業の周知・利用促進	乳幼児～18歳に達した日以後の最初の3月末日まで（障がいのある場合は20歳まで）	孤立･貧困	【主管課】 児童家庭課
③母子・父子自立支援員による相談支援の継続	ひとり親家庭等が抱える様々な問題・相談に対し、必要かつ適切な助言及び情報提供を行うための総合的な相談窓口としての役割を担う「母子・父子自立支援員」について周知を図るとともに、相談（予約制）の利用を促進してきます。また、母子・父子自立支援員の資質向上に努めます。 ＜主な取り組み＞ ・母子・父子自立支援員の配置		孤立･貧困	【主管課】 児童家庭課

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
④母子生活支援施設の設置検討【再掲】	母子家庭の母と子を入所させて保護するとともに、自立に向け支援するための母子生活支援施設の設置について、先進事例を研究し、公設以外の方法も含めて整備に向けて取り組みます。 ＜主な取り組み＞ ・母子生活支援施設についての調査研究及び設置の検討		経済的自立・衣食住	【主管課】 児童家庭課
⑤市営住宅入居者決定時におけるひとり親家庭優先入居枠の継続【再掲】	市営住宅の空き家待ち入居者決定時において、確実にひとり親世帯が入居できる優先入居枠を確保します。 ＜主な取り組み＞ ・市営住宅入居者決定時における優先入居枠の確保		衣食住	【主管課】 建築課
⑥自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の活用促進【再掲】	母子家庭の母、父子家庭の父に対し、就職に必要な資格の取得を支援するため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の周知を行うなど、活用促進を図ります。 ＜主な取り組み＞ ・自立支援教育訓練給付金の活用促進 ・高等職業訓練促進給付金の活用促進		経済的自立	【主管課】 児童家庭課
⑦ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施	高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親が高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業認定試験の対策講座を受講する場合に、その費用の一部を補助することにより、負担軽減を図ります。 ＜主な取り組み＞ ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		経済的自立	【主管課】 児童家庭課
⑧母子父子寡婦福祉資金貸付制度についての情報提供・利用促進	母子父子寡婦福祉資金貸付制度を活用し、世帯の自立を図ります。また教育の機会均等や当該世帯の自立に向け、適切に貸付制度を利用できるよう、制度の周知・情報提供の強化を図ります。 ＜主な取り組み＞ ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知・利用促進		孤立･貧困	【主管課】 児童家庭課
⑨養育費に関する相談支援の充実	子どもの当然の権利を守るためにも、養育費確保の重要性について周知していくとともに、母子・父子自立支援員や市の無料相談等により、養育費に関する相談を強化します。また、母子家庭等就業・自立支援センター、家庭裁判所等における養育費に関する相談事業の情報収集・周知を図り、活用を促進します。 ＜主な取り組み＞ ・母子・父子自立支援員等による養育費に関する相談の充実 ・市の無料法律相談の周知・利用促進		孤立･貧困	【主管課】 児童家庭課 ・市民生活課

※支援領域はＰ57 に対応。それぞれの略称は以下の支援領域を表している。

孤立・貧困……世帯の孤立・貧困対策　**衣食住**……十分な衣食住のある暮らし　**育ち・経験**……育ち・文化的経験支援
学力・肯定感…学力・自己肯定感　**進学・就職**……若者の進学・就職支援　**経済的自立**……経済的自立支援

基本目標３．推進体制の構築

（１）取り組みを継続するための基盤の充実

困難を抱える家庭の中には、失敗体験の積み重なりによる気力の減退や地域社会からの孤立に伴う情報の遮断、行政機関への心理的な抵抗感等により、自ら相談機関に出向くなどの助けを求めることができない場合も見受けられます。そのため、支援や見守りにあたっては、子どもや保護者に傾聴することで家族が抱えている困難や背景に気付くことが求められます。本来支援が必要な家庭・子ども達に支援が行き届かないことが無いよう、相談・情報提供の充実を図るとともに、地域等との連携・協力のもと支援を必要とする家族・子ども達を発見し、継続して支援していくことができるよう、推進体制を構築していきます。

１）相談の場・情報提供の充実

困難を抱える家庭に対し、必要な支援を行っていくことができるよう、気軽に利用できる相談の場の設置・周知を図るとともに、各種支援制度等の情報提供の充実に努めます。

【具体施策】

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
①子育て世代包括支援センターの設置【再掲】	利用者支援事業（母子保健型）の充実と合わせ、基本型としての機能を付加していくことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う拠点となる「子育て世代包括支援センター」としての設置を図ります。 ＜主な取り組み＞ ・子育て世代包括支援センターの設置	妊娠期～ 乳幼児期	孤立･貧困	【主管課】 健康増進課・こども企画課 【関連課】 子育て支援課
②子ども家庭総合支援拠点の設置検討【再掲】	平成 28 年度の児童福祉法改正により市町村の努力義務として設置していくよう規定された『子ども家庭総合支援拠点』について、児童虐待の発生予防や関係機関の連携強化に資する体制等、児童虐待防止の拠点としてのあり方について調査・検討していくとともに、設置に努めます。 ＜主な取り組み＞ ・子ども家庭総合支援拠点の設置検討	乳幼児期～ 青少年	育ち･経験	【主管課】 児童家庭課
③民生委員･児童委員等による身近な相談支援の充実	市民に最も身近な相談相手となる民生委員･児童委員について、役割や意義、活動内容等の周知を図り、確保に努めます。 ＜主な取り組み＞ ・民生委員・児童委員の確保・充実		全領域	【主管課】 福祉総務課

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
④各種相談窓口の充実	市民からの多種多様な相談に対応できるよう、各課との連携強化を図ります。加えて、相談窓口を設置している庁内関係課の相談対応職員の適正配置や資質向上を図るとともに、それぞれの窓口の連携を強化していきます。 ＜主な取り組み＞ ・各種相談担当職員の適正配置や職員研修の計画的な実施 ・庁内相談窓口の連携強化 ・地域の各種相談窓口（子育て支援センター、地域包括支援センター等）との連携強化		全領域	【主管課】 関連各課（各相談担当課）
⑤誰もが情報を入手できる仕組みづくり	困窮世帯等の情報弱者に対しても着実に情報が行き渡るようにしていくため、広報誌やホームページといった市民に身近な情報媒体を用い、行政サービスや各種制度等に関する情報提供の充実を図るとともに、情報のバリアフリー化に努めます。 ＜主な取り組み＞ ・情報提供の充実 ・情報バリアフリー化の推進		全領域	【主管課】 関連各課
⑥各種徴収業務と連携した支援の展開	各種徴収業務に際し、料金滞納のみられる世帯について、生活困窮者自立支援の相談窓口につなぐなど、庁内連携を図る中で必要な支援につなげます。 ＜主な取り組み＞ ・各種徴収業務と連携した支援の展開		全領域	【主管課】 生活福祉課 【関連課】 各種徴収業務担当課

※支援領域はＰ57 に対応。それぞれの略称は以下の支援領域を表している。

孤立・貧困……世帯の孤立・貧困対策　**衣食住**……十分な衣食住のある暮らし　**育ち・経験**……育ち・文化的経験支援
学力・肯定感…学力・自己肯定感　**進学・就職**……若者の進学・就職支援　**経済的自立**……経済的自立支援

２）継続的な支援に向けた人材の確保と育成・市民参画の促進・安定的な財源確保

困窮世帯をはじめ、支援を必要とする子どもやその家庭を継続的に支援していくためにも、支える人材（ヒト）・物資面の支援（モノ）・財政面での担保（カネ）が求められます。専門的な相談人材の育成をはじめ、制服等のリユースやフードバンク、子どもの居場所へのボランティア等、子ども支援に関する市民や地域・企業の多様な参画を推進していきます。

また、安定的な財源確保に向け、ふるさと納税を活用するなど、継続的な事業実施の方策について引き続き検討していきます。

【具体施策】

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
①こども支援員の継続配置	地域における子どもの貧困の現状把握をはじめとして、子どもの居場所や児童家庭課・青少年サポートセンター等関係機関との情報共有、子どもの居場所の運営支援、非行等の課題を抱えた若者対策、子どもを各種行政支援につなげるための調整を行う取組みとして、こども支援員の継続配置を行います。 ＜主な取り組み＞ ・子どもの貧困対策支援員（こども支援員）配置事業	幼児期～ 青少年	孤立･貧困 育ち･経験	【主管課】 生活福祉課・児童家庭課
②子どもや保護者に関わる支援員等の資質向上	こども支援員をはじめ、養育指導員やスクールソーシャルワーカー、母子父子自立支援員等、子どもや保護者に関わる支援員等について、各種研修への参加促進等を図ることにより資質向上に努めます。 ＜主な取り組み＞ ・子どもの貧困緊急対策事業支援員養成研修の継続実施 ・各種研修会の開催及び参加促進 ・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・児童生徒等相談事業	乳幼児期～ 青少年	全領域	【主管課】 生活福祉課・（教）青少年サポートセンター・児童家庭課・健康増進課等
③子どもの貧困をテーマとした教職員向け講習会の開催	教職員が子どもの貧困についての知識を深めることができるよう、子どもの貧困をテーマとした教職員向け研修を企画・開催していきます。 ＜主な取り組み＞ ・はごろも学習センターでの教職員向け講習会の開催	幼児期～ 中学校	全領域	【主管課】 （教）はごろも学習センター
④スクール・ソーシャルワーカーの確保に向けた条件整備の検討	スクール・ソーシャルワーカーについて、継続的な就労と効果的な活用を図る観点から、他相談支援員等との均衡を図りながら待遇改善や業務への支援体制の整備に努めます。 ＜主な取り組み＞ ・児童生徒等相談事業	小・中学校	全領域	【主管課】 （教）青少年サポートセンター

具体施策	施策内容	対象年齢等 （関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課 （主管課及び連携課）
⑤ティーチャーズトレーニング研修の継続実施	気になる子や特性のある子への対応をどの学校でもできるよう、幼稚園・小学校・中学校の教諭を対象としたティーチャーズトレーニング研修の継続実施を図ります。 ＜主な取り組み＞ ・ティーチャーズトレーニング研修の実施	幼児期～ 中学校	育ち･経験	【主管課】 障がい福祉課
⑥地域における子どもの居場所等の活動の周知と参画促進	地域で子ども支援を実施する子どもの居場所の存在を知ってもらい、子どもや保護者の活用を促進していくとともに、市民に対し子ども支援の重要性について理解を促し、子どもの居場所等の活動に対する地域住民や企業等の参画を促進していきます。 ＜主な取り組み＞ ・子どもの居場所等の活動の周知・参加促進	幼児期～ 青少年	育ち･経験	【主管課】 生活福祉課
⑦地域・企業・市民等の参画によるボランティア活動への支援	制服等のリユースやフードバンク、子どもの居場所へのボランティア等困窮世帯を支えるための地域・企業・市民等のボランティア活動について、広報等により周知を行うなど支援に努めます。 ＜主な取り組み＞ ・広報等によるボランティア活動の支援	乳幼児期～ 青少年	衣食住	【主管課】 生活福祉課ほか関係各課
⑧協働の主体の育成・支援	市民参画や協働によるまちづくりを進めるために、協働の主体（自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体等）に対する支援・育成に取り組みます。 ＜主な取り組み＞ ・活動団体が行っている取組みの広報、周知 ・自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体等への支援機能の充実 ・地域づくりを担う人材の育成支援			【主管課】 市民協働推進課 【関連課】 生活福祉課・市民生活課
⑨協働による取り組みをしやすくするための環境整備	市民団体の状況等を把握し、必要な支援を行うとともに、その活動情報を広く周知し、活動団体相互の交流機会の創出に努めます。 ＜主な取り組み＞ ・自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体等が地域課題を共有する場づくり ・地域課題解決のための協働の支援			【主管課】 市民協働推進課 【関連課】 生活福祉課
⑩財源の確保に向けた検討	子ども支援について継続的な実施が図れるよう、ふるさと納税の活用や基金の創設等、財源確保に関して検討を行います。 ＜主な取り組み＞ ・ふるさと納税等の活用検討 ・基金の創設検討	乳幼児期～ 青少年	全領域	【主管課】 生活福祉課

※支援領域はP57に対応。それぞれの略称は以下の支援領域を表している。

孤立・貧困……世帯の孤立・貧困対策　**衣食住**……十分な衣食住のある暮らし　**育ち・経験**……育ち・文化的経験支援
学力・肯定感…学力・自己肯定感　**進学・就職**……若者の進学・就職支援　**経済的自立**……経済的自立支援

３）連携体制の充実

子ども支援の取り組みを総合的に展開していくには、福祉関係部署をはじめとした市長部局や教育委員会、児童相談所といった関係機関、自治会等の地域やＰＴＡ、その他支援者の連携が不可欠です。本市においては、「子どもの貧困対策支援協議会」を設置し、相互の連携を図っていることから、引き続き同協議会を中心とした連携体制の充実を図っていきます。

【具体施策】

具体施策	施策内容	対象年齢等（関連する子どものライフステージ）	支援領域	担当課（主管課及び連携課）
①子どもの貧困対策支援協議会の開催	関係機関相互の連携をはじめ、子どもの貧困に関する支援内容の情報交換・状況把握・具体的支援策の協議等を行っていくため、「子どもの貧困対策支援協議会」を継続的に開催します。 ＜主な取り組み＞ ・「子どもの貧困対策支援協議会」の開催継続	乳幼児～青少年	全領域	【主管課】生活福祉課
②進行管理体制の構築	本計画を着実に推進していくため、進行管理を行う組織として「宜野湾市子ども未来応援計画推進専門委員会（仮称）」の設置・運営を図ります。 ＜主な取り組み＞ ・「宜野湾市子ども未来応援計画推進専門委員会（仮称）」の設置・運営	乳幼児～青少年	全領域	【主管課】生活福祉課
③宜野湾市子どもの居場所等支援者連絡協議会（仮称）の設置検討	宜野湾市内で実施されている子どもの居場所設置団体同士の連携や、拠点型こどもの居場所との連携の場として、「宜野湾市子どもの居場所等支援者連絡協議会（仮称）」の設置を検討し、情報共有や課題解決に向けた調整・意見交換の場としていきます。 また、新規に子どもの居場所の設置・参入等を検討している団体や企業を支援するため、同協議会と連携し、設置支援の方策を検討していきます。 ＜主な取り組み＞ ・宜野湾市子どもの居場所等支援者連絡協議会（仮称）の設置検討	乳幼児～青少年	全領域	【主管課】生活福祉課

※支援領域はＰ57 に対応。それぞれの略称は以下の支援領域を表している。

孤立・貧困……世帯の孤立・貧困対策　**衣食住**……十分な衣食住のある暮らし　**育ち・経験**……育ち・文化的経験支援
学力・肯定感…学力・自己肯定感　**進学・就職**……若者の進学・就職支援　**経済的自立**……経済的自立支援

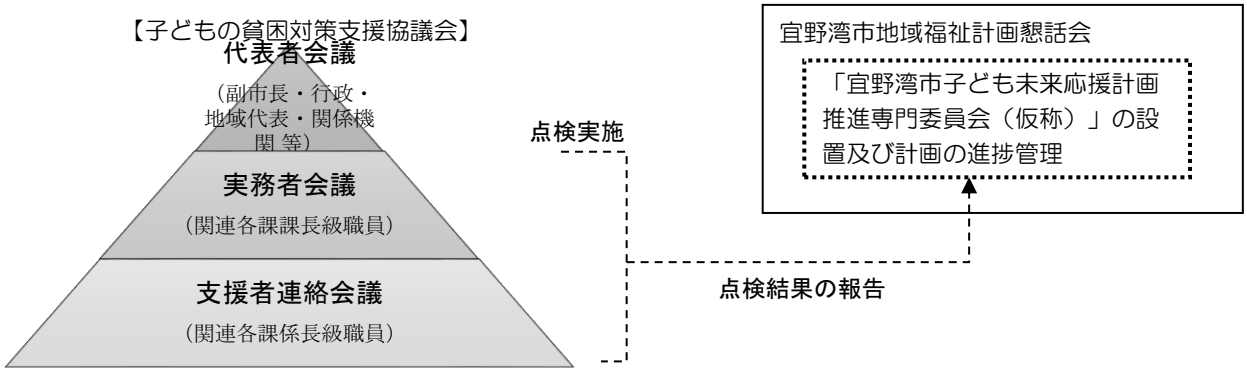

Ⅲ．計画の推進に向けて

１．目標指標の設定

本計画で位置づけた基本目標の達成度を確認するため、計画評価の際の確認項目となる目標指標を以下のように設定します。

目標指標の内容		現　状	目標値 (2023 年度)	備　考
乳幼児健康審査の受診率	乳児	90.9% (2017 年度末)	95.0%	県計画(※)の目標値
	１歳６ヶ月児	89.2% (2017 年度末)	94.0%	
	３歳児	86.2% (2017 年度末)	91.0%	
乳児家庭全戸訪問事業における訪問率		81.0% (2017 年度末)	92.0%	県計画(※)の目標値
保育所等利用待機児童数		99 人 (2018 年４月１日現在)	０人	
放課後児童クラブ（学童クラブ）待機児童数		99 人 (2018 年５月１日現在)	０人	
児童館・児童センター設置箇所数		６箇所 (2018 年度)	９箇所	全小学校区への設置
地域等における子どもの居場所の設置箇所数		６小学校区 ７箇所 (2019 年１月現在)	９小学校区に １箇所以上	
全国学力・学習状況調査平均正答率	小学校	64.3% (2017 年度)	全国水準 維持	県計画(※)の目標値
	中学校	59.3% (2017 年度)	全国水準 到達	県計画(※)の目標値
中学卒業後の高等学校等進学率		95.3% (2017 年３月卒)	98.5%	県計画(※)の目標値
高等学校卒業後の大学等進学率		39.5% (2017 年３月卒)	45.0%	県計画(※)の目標値
要保護・準要保護児童生徒就学援助率		26.4% (2017 年度)	31.3%	
ひとり親家庭の親の常用勤労者の割合		48.5% (2017 年度本市実態調査)	50.0%	第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画の目標値
各種相談窓口及び徴収業務担当課から生活保護及び生活困窮の窓口へつなげた件数		74 件 (約８件／月、2018 年度 12 月末時点)	150 件 (約 12 件／月)	各窓口の意識を高めることで、年間 10 件程度ずつ増やしていく

(※)県計画とは『沖縄県子どもの貧困対策計画』を指す。

※関連する参考指標

参考指標名	宜野湾市	沖縄県
小学校児童の不登校（児童千人当たり）	8.9 人 (2017 年度)	7.9 人 (2017 年度)
中学校生徒の不登校（生徒千人当たり）	45.7 人 (2017 年度)	38.6 人 (2017 年度)

２．計画の推進に向けて

（１）本計画の周知

本計画で位置づけた施策は多岐にわたります。その推進を図るためにも、庁内及び関係機関等との連携はもとより、地域の自治会や企業、学校、ＰＴＡ、ＮＰＯ法人等との協働が不可欠です。したがって、各種情報媒体の効果的活用を図り、本計画の周知を徹底します。

（２）関係機関・関係各課による施策の着実な実施

本計画策定に際しては、子ども支援に係る重層的な組織である「子どもの貧困対策支援協議会」において庁内の多くの部署の参画・連携のもとで様々な施策の検討を行ってきました。今後、策定した施策を具体的なものとしていくため、相互に連携・情報の共有を通し、施策の着実な推進を図っていく必要があります。また、施策によっては、地域や関係機関との連携が求められることから、それぞれの所管課を通じて関係機関との連携を図り、着実に施策実施を図っていく必要があります。

そのため、本計画の推進に関わる関係各課連携のもと、施策の進捗状況や実施上の課題を年度ごとに確認できるように点検シートの作成・関係各課による点検作業等を行っていきます。

（３）市民参加による計画の進行管理

本計画策定に際しては、「宜野湾市地域福祉計画懇話会」に「子ども支援対策計画策定専門委員会」を設置し、具体的な施策内容の検討を行ってきました。今後は同専門委員会の構成メンバーを中心に、「宜野湾市子ども未来応援計画推進専門委員会（仮称）」として再編し、計画の点検結果の報告を行うとともに、効果的な実施方策についての助言を受けるなど、進行管理の体制構築に取り組んでいくものとします。また、ホームページ等を通して、市民に対して評価結果の公表を実施していくものとします。

（４）その他の課題への対応

本計画では、各種基礎調査結果等を踏まえて幅広い施策を位置づけています。しかしながら、バス運賃など移動にかかる費用さえ窮しており妊婦健診を受診できない方や、高校生の通学支援等といった移動支援、給付型の奨学金、さらに子どもにかかる医療費自己負担分軽減措置の拡充等のニーズに対しては、厳しい財政状況もあり、計画への具体的な対応方策の位置づけを見送っています。一方で、こうしたニーズへの対応をしっかりと受け止めていくことも重要であり、今後の課題として引き続き対応方策を検討していくものとします。

参考資料編

１．「社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会」で実施する関連事業について

社会福祉協議会は、社会福祉法で地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられています。宜野湾市社会福祉協議会においては、ボランティアの育成を通じた人づくりはもとより、地域の支え合いづくりにも取り組んでおり、本市の地域福祉推進の中心的役割を担っています。

子どもの貧困対策や生活困窮者支援についても、宜野湾市社会福祉協議会の活動計画である第３次宜野湾市地域福祉活動計画において、重点プロジェクトとして位置づけ、貧困の連鎖を断ち切るべく、自立生活に向けた福祉サービスの充実や宜野湾市・各関連機関との協働連携を図りながら実践していくものとしています。

参考：第３次宜野湾市地域福祉活動計画において位置づけられている関連施策

事業名称	事業内容	宜野湾市子ども未来応援計画との関連
居場所づくり実施検討（子ども若者居場所の設置）	子ども自らが自分の暮らしや生活に目を向け、社会性を身に付け、自立していける環境づくりを図り、中学校卒業後においても夢や希望にむかってサポートできる居場所づくりを目指します。また、市内で先駆的に実践している居場所づくりとの連携を図っていきます。	基本目標１－（１）－２） 基本目標１－（２）－２）【再掲】
子育てサロン事業	地域に暮らす子育て中の親と子が集い、地域の方（ボランティアや民生委員）と楽しくおしゃべりしたり遊んだりしながら交流を図り、子育てに関する情報交換を行います。	基本目標２－（１）－１）
大学との連携による学生ボランティアの活動の促進	貧困の連鎖を断ち切るための学習支援をはじめ、各種ボランティア活動について、大学生ボランティアの参画を促進していきます。また、市内の大学との協働・連携を図っていくなど、学生ボランティアの取り組みの充実に努めます。	基本目標１－（２）－２）
企業等との社会貢献の促進	市内企業や商工会、社会福祉法人等に対し、地域福祉の各種取組みについての周知を図り、地域活動への参加を促進していくとともに、今後とも寄付や活動への協賛を募っていくなど、地域での社会貢献を仰ぎます。	基本目標３－（１）－２）
ボランティア育成・活用の充実	各種ボランティア養成講座や研修会などへ市民参加を促進し、ボランティアの育成を図ります。また、ボランティアコーディネーターは、育成したボランティア人材の登録を図るとともに、ボランティアを行いたい人、お願いした人とのマッチングを含め、ボランティアに関するコーディネートに努める等、積極的に人材の活用を行います。	基本目標３－（１）－２）

事業名称	事業内容	宜野湾市子ども未来応援計画との関連
福祉金庫貸付	社協独自事業として、一時的に生活が厳しくなった世帯等に対して小口資金の貸付を行い、生活の維持を図るとともに、関連機関との連携を図りながら、生活状況の改善に向けた支援を行います。	基本目標２－（２）－１）
緊急一時支援（法外援護）	自然災害等による被災や緊急援助を必要とする世帯への一時的な支援（金品や生活物資等）を行っていきます。また、関係機関等との連携を図り、生活状況の改善に向けた支援を行います。	基本目標２－（２）－１）
生活福祉資金貸付	沖縄県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の相談窓口として、地域住民からの相談を受け、世帯の自立に向けた支援を行っていきます。償還に関しては、沖縄県社会福祉協議会と協力し、指導及び援助を強化していきます。また、民生委員と連携して償還指導や実情把握にも努めていきます。	基本目標２－（２）－１）
歳末たすけあい募金の効果的な活用	歳末たすけあい募金（一部）を活用し、明るい正月を皆で迎えていけるよう、困窮世帯に対し見舞金を支給し、支援を実施していきます。また、新１年生（小・中）を対象に、学用品準備支援に係る一部助成も行っています。	基本目標２－（２）－１）
フードドライブ活動の普及	家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付するフードドライブ活動について、広く市民への周知を図り、活動への参画促進に努めます。 また、この活動からいただいた善意の寄付を困窮世帯に対し、一時的な生活支援として提供していきます。	基本目標３－（１）－２）
相談窓口の充実・連携	地域の各種相談窓口（地域包括支援センター、地域子育て支援拠点事業、障がい者相談支援事業所等）との連携体制の構築に努めます。	基本目標３－（１）－１）
総合相談（ふれあい相談所）	誰もが気軽に相談できる窓口として、ふれあい相談所を設置し、関係機関との連携を深めながら相談支援の充実に努めていきます。 また、無料法律相談を月２回実施し、法律の専門家との連携のもと多様な相談に対応していきます。	基本目標３－（１）－１）

２．策定の経緯

	日付	内容等	備考
1	平成 30 年 6 月 1 日	第１回　宜野湾市子どもの貧困対策支援協議会 （代表者会議）	アンケート調査及び計画策定に関する説明
2	6 月 5 日	第１回　宜野湾市地域福祉計画懇話会及び子ども支援対策計画策定専門委員会	委嘱状交付・計画策定について、アンケート調査についての説明
3	6 月 14 日	第２回　子ども支援対策計画策定専門委員会	アンケート調査票に関する審議
4	7 月 10 日～ 7 月 18 日	子ども調査アンケート実施(小・中・高)	小１保護者、小５・小５保護者、中２・中２保護者、高２・高２保護者に対する悉皆調査（高校については、市内３校の宜野湾市に住所を置く者）
5	8 月 24 日～ 9 月 7 日	子ども調査アンケート実施（未就学児１歳・５歳）	郵送による悉皆調査
6	9 月 26 日～	事業担当課ヒアリングシート配布及び記入	
7	10 月中旬	事業担当課ヒアリング	
8	10 月 15 日・ 10 月 29 日	子どもの貧困対策支援員養成研修 （講師:本村真琉球大学教授）	研修とあわせ、子ども支援対策計画策定にかかるワークショップ「宜野湾市に必要な子ども支援とは」を開催（対象者；行政職員、相談員、児童センター職員、民生委員、自治会関係者等）
9	11 月中旬	子ども支援団体ヒアリング（普天間 3 区自治会、普天間やまがっこう、子どもの居場所 Kukulu、山田照子氏）	
10	11 月 13 日	第１回　宜野湾市子どもの貧困対策支援協議会 （支援者連絡会議・実務者会議）	アンケート調査結果中間報告とあわせ、子どもの貧困対策支援員養成研修を実施
11	11 月 26 日	第３回　子ども支援対策計画専門委員会	アンケート調査等基礎調査結果報告
12	12 月 25 日	第２回　宜野湾市子どもの貧困対策支援協議会 （支援者連絡会議）	計画素案に対する意見交換
13	平成 31 年 1 月 8 日	第２回　宜野湾市子どもの貧困対策支援協議会 （実務者会議）	計画素案に対する意見交換
14	1 月 21 日	第４回　子ども支援対策計画専門委員会	計画素案に対する審議
15	2 月 1 日	第２回　宜野湾市子どもの貧困対策支援協議会 （代表者会議）	
16	1 月 25 日～ 2 月 6 日	パブリックコメント （ホームページほか市内 8 カ所設置）	
17	2 月 13 日	地域福祉計画懇話会（計画策定に関する報告）	
18	2 月 18 日	答申	
19	2 月 22 日	庁議	

３．策定の体制

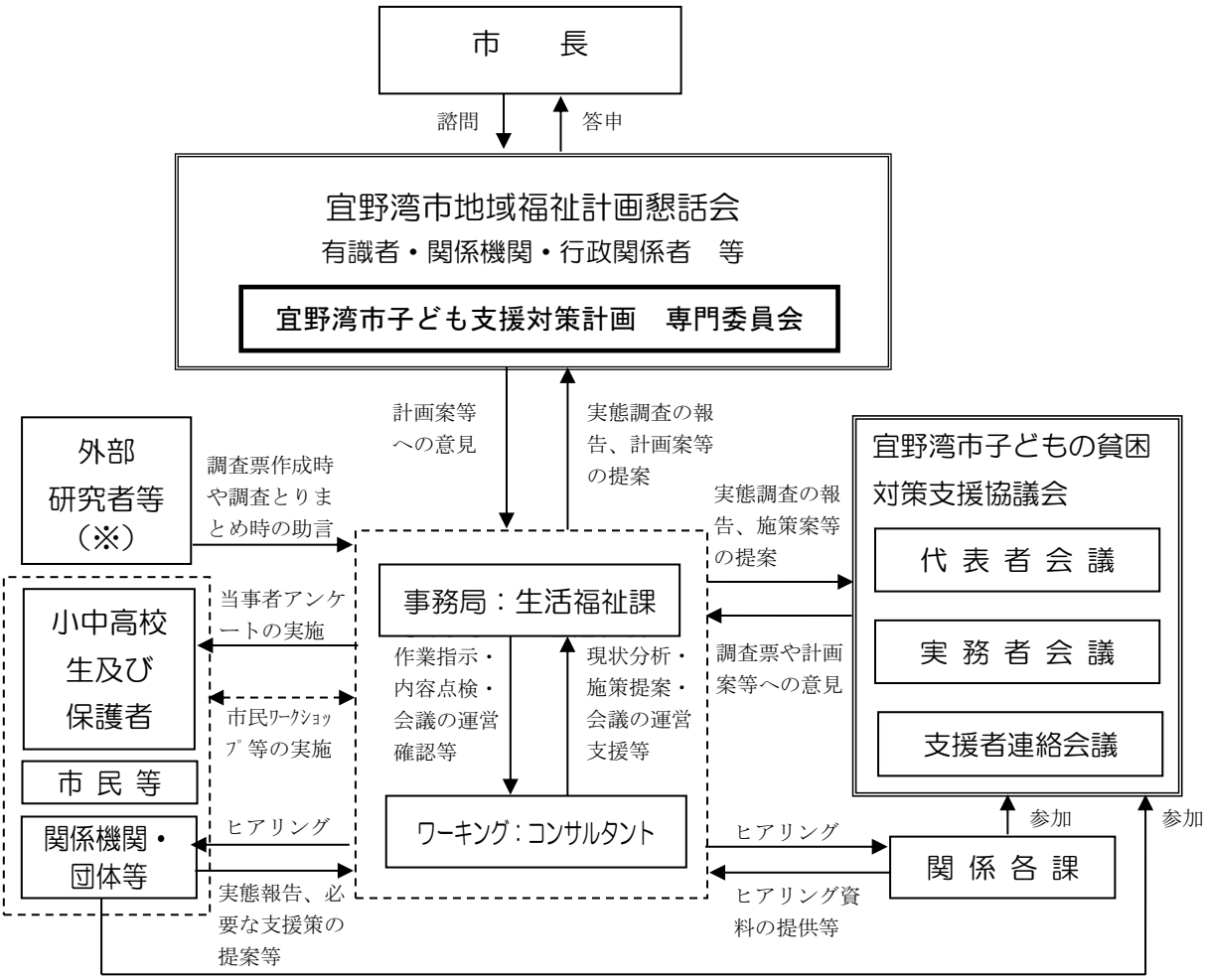

（※）山内優子名桜大学非常勤講師による子ども調査アンケート調査票への助言及び子ども調査に対する考察

○宜野湾市地域福祉計画懇話会設置規則

平成９年４月１日
規則第 16 号
改正　平成 12 年７月 21 日規則第 38 号
平成 17 年９月 15 日規則第 17 号
平成 18 年９月 22 日規則第 42 号
平成 24 年３月 30 日規則第 10 号
平成 25 年３月１日規則第６号

（趣旨）

第１条　この規則は、宜野湾市附属機関設置条例（昭和 55 年宜野湾市条例第９号）第３条の規定に基づき、宜野湾市地域福祉計画懇話会（以下「懇話会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第２条　懇話会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の基本的及び具体的な考え方について調査し、及び審議する。

（１）　地域福祉に関する計画策定に関すること。
（２）　障害者福祉に関する計画策定に関すること。
（３）　児童福祉に関する計画策定に関すること。
（４）　高齢者福祉に関する計画策定に関すること。
（５）　その他前各号に掲げるもの以外の福祉に関する計画策定に関すること。
（６）　前各号に掲げる計画の点検評価に関すること。

（平 12 規則 38・平 18 規則 42・平 24 規則 10・一部改正）

（組織）

第３条　懇話会は、10 人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

（１）　学識経験者
（２）　市民団体の構成員
（３）　社会福祉団体の構成員
（４）　行政機関の職員
（５）　その他市長が必要と認めた者

（平 18 規則 42・平 24 規則 10・一部改正）

（任期）

第４条　委員の任期は、２年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、委員が任命され、又は委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員の資格を失うものとする。

３　委員の再任は妨げない。

（平 12 規則 38・平 17 規則 17・平 18 規則 42・一部改正）

（会長及び副会長）

第５条　懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

２　会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平 18 規則 42・一部改正）

（会議）

第６条　懇話会は、会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

４　議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　会長は、懇話会における審議の参考に供するため、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（専門委員会）

第７条　懇話会は、特定の事項を調査及び審議させるため、専門委員会を置くことができる。

２　専門委員会は、12 人以内の専門委員をもって組織する。

３　専門委員は、次に掲げる者のうちから、会長が選任し、市長が委嘱する。

（１）　懇話会の委員の中から会長が指名する者

（２）　委員以外で第２条の審議事項に精通する者

４　専門委員会に、委員長及び副委員長を置き、専門委員の互選によってこれを定める。

５　委員長は、専門委員会における審議の経過及び結果を懇話会に報告しなければならない。

６　前項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が会長の同意を得て定める。

（平 24 規則 10・一部改正）

（庶務）

第８条　懇話会の庶務は、地域福祉計画を所管する課において処理する。

２　専門委員会の委員会の庶務は、第２条に規定する審議事項の各担当課において処理する。

（平 24 規則 10・全改、平 25 規則６・一部改正）

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し、必要な事項は会長が懇話会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成 12 年７月 21 日規則第 38 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 17 年９月 15 日規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 18 年９月 22 日規則第 42 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年３月 30 日規則第 10 号）

この規則は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則（平成 25 年３月１日規則第６号）

この規則は、平成 25 年４月１日から施行する。

宜野湾市地域福祉計画懇話会委員　名簿

（任期：平成 30 年 6 月 5 日～32 年 3 月 31 日）

	氏　名 （敬称略）	所　属	備　考
1	上地（うえち）　武昭（たけあき）	沖縄大学　教授	会長 1号委員（学識経験者）
2	本村（もとむら）　真（まこと）	琉球大学　教授	1号委員（学識経験者）
3	仲村（なかむら）　義明（よしあき）	宜野湾市商工会	2 号委員（市民団体の構成員）
4	高良（たから）　謙二（けんじ）	宜野湾市民生委員児童委員 連絡協議会	副会長 2 号委員（市民団体の構成員）
5	花城（はなしろ）　君子（きみこ）	宜野湾市自治会長会 （野嵩 3 区自治会）	2 号委員（市民団体の構成員）
6	仲村渠（なかんだかり）　満（みつる）	宜野湾市社会福祉協議会 事務局長	3 号委員（社会福祉団体の構成員）
7	宮城（みやぎ）　哲哉（てつや）	医療法人宇富屋玉木病院	5 号委員（その他市長が必要と認めた者）
8	真名井（まない）　敦（あつし）	特定医療法人　アガペ会 地域医療包括ケアセンター	5 号委員（その他市長が必要と認めた者）
9	松前（まつまえ）　英行（ひでゆき）	一般公募	5 号委員（その他市長が必要と認めた者）
10	岡田（おかだ）　洋代（ひろよ）	宜野湾市福祉推進部長	4 号委員（行政機関の職員）

宜野湾市地域福祉計画懇話会
宜野湾市子ども支援対策計画策定専門委員会専門委員

	氏　名 （敬称略）	所　属	根　拠	備考
1	本村（もとむら）　真（まこと）	琉球大学 人文社会学部	宜野湾市地域福祉計画懇話会 設置規則第７条第３項第１号委員 （懇話会委員）	委員長
2	仲村渠（なかんだかり）　満（みつる）	宜野湾市 社会福祉協議会	同規則第７条第３項第１号委員 （懇話会委員）	
3	高良（たから）　謙二（けんじ）	宜野湾市民生委員 児童委員連絡協議会	同規則第７条第３項第１号委員 （懇話会委員）	
4	花城（はなしろ）　君子（きみこ）	自治会長会	同規則第７条第３項第１号委員 （懇話会委員）	
5	仲村（なかむら）　義明（よしあき）	宜野湾市商工会	同規則第７条第３項第１号委員 （懇話会委員）	
6	當山（とうやま）　忠男（ただお）	宜野湾市 校務研究会	同規則第７条第３項２号委員 （審議事項に精通する者）	
7	藤波（ふじなみ）　潔（きよし）	宜野湾市 ＰＴＡ連合会会長	同規則第７条第３項２号委員 （審議事項に精通する者）	

○宜野湾市子どもの貧困対策支援協議会設置要綱

平成 28 年３月１日
告示第 16 号
改正　平成 30 年３月８日告示第 20 号
平成 30 年４月１日告示第 52 号

（趣旨）

第１条　この要綱は、宜野湾市が子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）第４条に基づき、子どもの貧困対策に関する施策を策定し、実施するため、宜野湾市子どもの貧困対策支援協議会（以下「協議会」という。）を設置することに伴い、協議会におけるその組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を検討する。

（１）　子どもの貧困に関する支援内容の協議に関すること。

（２）　構成機関の相互の連携に関すること。

（３）　子どもの支援に関する情報交換及び状況把握に関すること。

（４）　子どもの支援を図るための広報、啓発、研修等に関すること。

（５）　子どもの貧困対策に関係する課題に関すること及び支援の効果を検証すること。

（６）　その他子どもの貧困対策に関する事項に関すること。

（組織）

第３条　協議会に会長及び副会長を置き、会長は副市長とし、副会長は福祉推進部長とする。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた時はその職務を代理する。

４　協議会は、必要に応じて会長が招集する。

（会議の設置）

第４条　協議会に次の各号の会議を設置し、その委員は当該各号に掲げるとおりとする。

（１）　代表者会議　別表第１に掲げる者

（２）　実務者会議　別表第２に掲げる者

（３）　支援者連絡会議　別表第３に掲げる者

２　前項各号に掲げる会議の委員は、市長が委嘱又は任命する。

３　各会議には、必要に応じて新たな委員を加えることができる。

（代表者会議）

第５条　前条第１項第１号に規定する代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう、次に掲げる事項について協議を行う。

（１）　子どもの貧困対策支援策の全体的な計画策定に関すること。

（２）　実務者会議の活動状況報告及び評価に関すること。

（３）　協議会の年間活動方針に関すること。

２　代表者会議は、協議会会長が招集し、会の進行を行う。

（実務者会議）

第６条　第４条第１項第２号に規定する実務者会議は、協議会の活動を効果的に推進するため、次に掲げる事項について協議を行う。

（１）　子どもの貧困対策等の支援内容の協議及び情報交換に関すること。

（２）　支援を行っている事業の総合的把握・評価に関すること。

（３）　子どもの貧困対策を推進するための啓発活動に関すること。

２　実務者会議に座長を置き、福祉推進部生活福祉課長の職にある者をもって充て、実務者会議の会の招集及び進行を行う。

（支援者連絡会議）

第７条　第４条第１項第３号に規定する支援者連絡会議は、具体的な事業実施の推進に当たるため、次に掲げる事項について実務を行う。

（１）　子どもの貧困対策支援について状況把握及び問題点の確認に関すること。

（２）　各関係機関や団体等との連携を図ること。

（３）　事業の実施に関すること。

（４）　協議会の年間活動方針案の作成に関すること。

（５）　子どもの貧困対策の調査・研究に関すること。

（学識経験を有する者）

第８条　支援者連絡会議は、実施計画策定に必要となる情報を収集し、調査・検討するため、学識経験を有する者に意見を求めることができる。

（守秘義務）

第９条　第４条第１項各号に規定する会議の委員は、個人情報その他職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。なお、委員を退いた後も同様とする。

（庶務）

第 10 条　協議会及び第４条第１項各号に規定する会議の庶務は、福祉推進部生活福祉課において処理する。

（雑則）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則（平成 30 年３月８日告示第 20 号）

この告示は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則（平成 30 年４月１日告示第 52 号）

この告示は、平成 30 年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

	委員	備考
1	副市長	協議会会長
2	福祉推進部長	副会長
3	総務部長	
4	企画部長	
5	市民経済部長	
6	健康推進部長	
7	建設部長	
8	教育部長	
9	指導部長	
10	上下水道局長	
11	宜野湾市社会福祉協議会事務局長	
12	宜野湾市校務研究会会長	
13	宜野湾市 PTA 連合会会長	
14	宜野湾市民生委員・児童委員連絡協議会会長	
15	宜野湾市自治会長会会長	
16	宜野湾市子ども会育成者連絡協議会会長	
17	宜野湾市青少年健全育成協議会会長	
18	コザ児童相談所所長	
19	中部南保護区保護司会会長	
20	宜野湾市認可保育園園長会会長	
21	宜野湾市婦人連合会会長	
22	宜野湾市母子寡婦福祉会会長	
23	宜野湾市私立保育連絡協議会会長	
24	宜野湾市母子保健推進員連絡会会長	
25	宜野湾市商工会事務局長	
26	宜野湾市手をつなぐ親の会会長	
27	その他市長が必要と認めた者	

別表第２（第４条関係）

	委員	備考
1	福祉推進部生活福祉課長	座長
2	総務部行政改革推進室長	
3	総務部納税課長	
4	企画部企画政策課長	
5	企画部市民協働推進課長	
6	市民経済部市民生活課長	
7	市民経済部産業政策課長	
8	福祉推進部福祉総務課長	
9	福祉推進部児童家庭課長	
10	福祉推進部子育て支援課長	
11	福祉推進部こども企画課長	
12	福祉推進部障がい福祉課長	
13	健康推進部介護長寿課長	
14	健康推進部国民健康保険課長	
15	健康推進部健康増進課長	
16	建設部建築課長	
17	教育部生涯学習課長	
18	指導部指導課長	
19	指導部学務課長	
20	指導部青少年サポートセンター所長	
21	上下水道局業務サービス課長	
22	社会福祉協議会事務局長	

別表第３（第４条関係）

	委員	備考
1	総務部納税課納税第一係長	
2	企画部市民協働推進課市民協働係長	
3	市民経済部市民生活課市民・安全係長	
4	市民経済部産業政策課雇用労政係長	
5	福祉推進部福祉総務課総務係長	
6	福祉推進部児童家庭課手当二係長	
7	福祉推進部児童家庭課児童家庭係長	
8	福祉推進部子育て支援課保育児童係長	
9	福祉推進部こども企画課こども企画管理係長	
10	福祉推進部障がい福祉課自立支援係長	
11	福祉推進部生活福祉課保護一係長	
12	福祉推進部生活福祉課生活支援係長	
13	健康推進部国民健康保険課給付係長	
14	健康推進部健康増進課すこやか親子係長	
15	建設部建築課市営住宅係長	
16	教育部生涯学習課社会教育係長	
17	指導部指導課指導主事	
18	指導部学務課助成係長	
19	指導部青少年サポートセンター臨床心理士	
20	上下水道局業務サービス課業務管理係長	
21	社会福祉協議会企画調整係長	
22	その他関係団体の者	

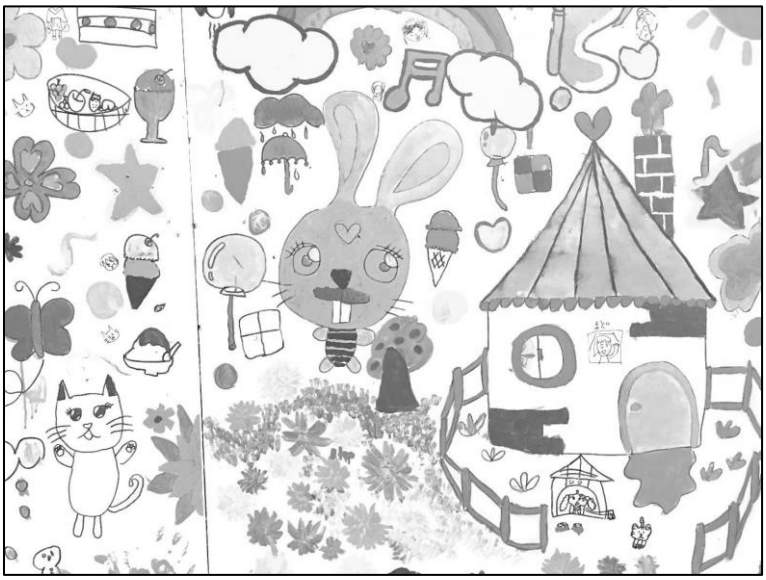

表紙イラスト：子どもの居場所「普天間やまがっこう」の子ども達による作品

宜野湾市子ども未来応援計画

平成31年3月　発行

発行:宜野湾市　福祉推進部　生活福祉課
〒901-2710　沖縄県宜野湾市野嵩1丁目1番1号
電話:098-893-4411